

環境の状況

I 環境の質に関するデータ (環境監視の結果等)

1 大気環境

福岡市における大気汚染は、自動車やビル・事業場のボイラー等から排出される汚染物質が主な原因であり、商業・都市生活型の汚染形態を示しています。また、大陸からの汚染物質の移流の影響も懸念されています。

福岡市では、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）を8局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）を8局設置し、二酸化硫黄や二酸化窒素等の大気汚染物質濃度、大気汚染に関連する炭化水素等及び大気汚染に影響を与える風向風速や日射量について、自動測定機により測定を行っています。

測定データは環境監視システム（テレメーターシステム）により収集し、集中的に常時監視を行っています。

※大気環境基準：

環境基本法第16条に基づき、大気汚染に係る環境上の条件として定められた、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準のことで、二酸化硫黄・二酸化窒素・一酸化炭素・光化学オキシダント・浮遊粒子状物質・微小粒子状物質（PM2.5）・ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン等が定められています。

※一般環境大気測定局：

大気汚染防止法に基づき環境大気の大気汚染状況を監視するための測定局で、工場の煙突の煙や自動車の排気ガスなどの直接的な影響の無い場所に設置します。福岡市では、主に小学校や中学校の校庭などに設置しています。ここで得られた測定結果は、環境基準の適否の判断、緊急時対策の実施、対策の立案やその効果の判定など基礎資料として使用されます。

※自動車排出ガス測定局：

自動車から出る排気ガスによる大気汚染の状況を監視するための測定局で、大きな交差点や幹線道路の沿道付近に設置します。ここで得られた測定結果は、一般環境大気測定局と同様に環境基準の適否の判断や自動車による汚染寄与度の推定などに使用されます。

●大気常時監視測定局所在地及び測定項目

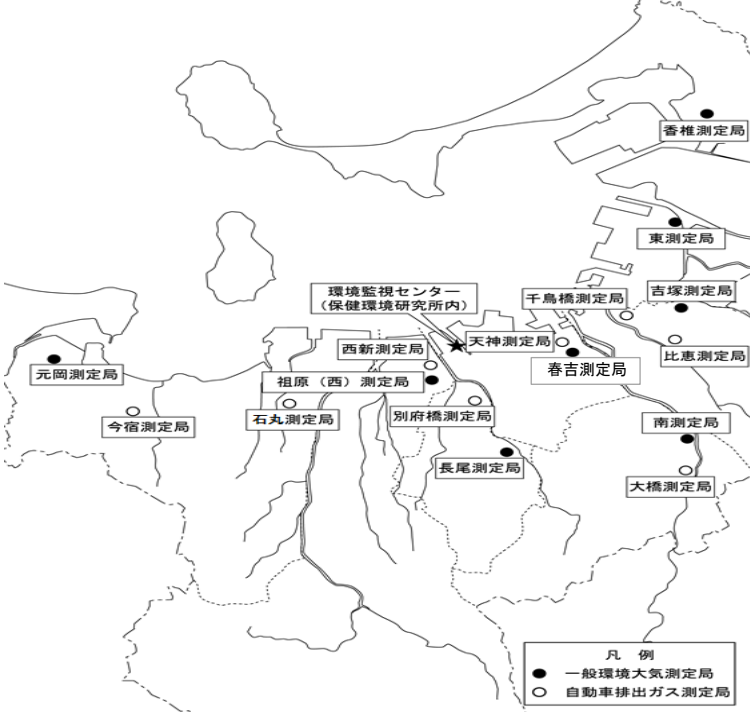
(令和6年3月31日現在)

測定局	所在地	一酸化炭素	一酸化窒素	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向風速	日射量
一般環境大気測定局	香椎	東 区香住ヶ丘3丁目10		○		○	○	○	○	
	東	東 区宮松4丁目21		○		○	○		○	
	吉塚	博多区吉塚6丁目8	○	○		○	○	○	○	
	春吉	中央区春吉1丁目17-38	○	○		○	○		○	
	南	南 区塩原1丁目27		○		○	○		○	
	長尾	城南区長尾5丁目1-1		○		○	○		○	
	祖原	早良区祖原15-7	○	○		○	○	○	○	○
	元岡	西 区田尻東1丁目17-1		○		○	○	○	○	
自動車排出ガス測定局	千鳥橋	博多区千代5丁目1		○		○	○	○		
	比恵	博多区東比恵1丁目3		○		○				
	天神	中央区天神2丁目12	○	○	○	○		○		
	大橋	南 区大橋3丁目18		○		○	○			
	別府橋	城南区別府1丁目22		○		○				
	西新	早良区西新3丁目1-1		○		○	○			
	石丸	西 区石丸2丁目25		○		○	○		○	
	今宿	西 区今宿青木草場137		○		○				

※市役所局は令和4年3月廃止。令和4年4月に春吉局設置。

大気常時監視測定局位置図

(令和6年3月31日現在)



※環境基準の評価：

○二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質…以下の2つの条件を満たしている場合は、環境基準「達成」と判定します。

- ①1年間の日平均値のうち、高い方から2%にあたる部分を除いた後の一番高い日平均値（日平均値の2%除外値）が環境基準値を超えていないこと。
- ②日平均値が環境基準値を2日以上連続して超えていないこと。

○二酸化窒素…1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にある日平均値のうち一番高い値（日平均値の98%値）が環境基準値を超えていない場合は、環境基準「達成」と判定します。

○光化学オキシダント…1年間を通して昼間の1時間値が0.06ppmを超えていない場合のみ、環境基準「達成」と判定します。なお、昼間とは、5時から20時までをいいます。

○微小粒子状物質（PM_{2.5}）…以下の2つの条件を満たしている場合は、環境基準「達成」と判定します。

- ①1年間の平均値が環境基準値を超えていないこと。
- ②1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にある日平均値のうち一番高い値（日平均値の98%値）が環境基準値を超えていないこと。

二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）については全ての測定局で環境基準を達成しました。

光化学オキシダントについては全ての測定局で環境基準を達成しませんでした。

●環境基準の達成状況

（令和5年度）

項目		二酸化硫黄 (SO ₂)		二酸化窒素 (NO ₂)		一酸化炭素 (CO)		光化学 オキシダント (Ox)		浮遊粒子状物質 (SPM)			微小粒子状物質 (PM _{2.5})		
環境基準の 評価		年間日平均値 の2%除外値が 0.04ppm以下 かつ日平均値 0.04ppmを2日 以上連続して 超えないこと		年間日平均値 の98%値が 0.06ppm以下		年間日平均 値の2%除外 値が10ppm 以下かつ日 平均値 10ppmを2日 以上連続し て超えない こと		昼間の時間 (5時～20時)の 1時間値が 0.06ppm以下		年間日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下 かつ日平均値 0.10mg/m ³ を2日以上 連続して超えないこ と			年平均値が15μg/m ³ 以下 かつ年間日平均値 の98%値が35μg/m ³ 以下で あること		
測定局		年間日 平均値 の2% 除外値 (ppm)	達成 状況	年間日 平均値 の98%値 (ppm)	達成 状況	年間日 平均値 の2% 除外値 (ppm)	達成 状況	超過した 時間数 (括弧内は 日数)	達成 状況	年間日 平均値 の2% 除外値 (mg/m ³)	基準 値を連 続して 超過し た回数	達成 状況	年平均値 (μg/m ³)	年間日 平均値 の98%値 (μg/m ³)	達成 状況
一般環境大気測定局	香椎			0.016	○			396(70)	×	0.044	0	○	9.9	23.7	○
	東			0.024	○			308(59)	×	0.037	0	○			
	吉塚	0.002	○	0.022	○			263(48)	×	0.033	0	○	11.2	23.6	○
	春吉	0.003	○	0.019	○			365(72)	×	0.039	0	○	11.3	24.5	○
	南			0.015	○			300(60)	×	0.038	0	○			
	長尾			0.014	○			424(79)	×	0.039	0	○	10.4	22.9	○
	祖原	0.002	○	0.016	○			396(76)	×	0.030	0	○			
	元岡			0.012	○			368(70)	×	0.038	0	○	12.3	27.8	○
自動車排出ガス測定局	千鳥橋			0.025	○					0.039	0	○	10.9	24.3	○
	比恵			0.025	○					0.038	0	○			
	天神	0.002	○	0.037	○	0.5	○			0.034	0	○			
	大橋			0.016	○					0.037	0	○	11.1	25.1	○
	別府橋			0.025	○					0.045	0	○			
	西新			0.018	○					0.044	0	○	10.9	24.8	○
	石丸			0.014	○			253(53)	×	0.036	0	○	10.8	24.3	○
	今宿			0.013	○					0.039	0	○			

※日平均値：1時間値の1日平均値

年間日平均値：1年間にわたる1時間値の1日平均値

年平均値：1年間にわたる1日平均値の総和を測定日数で割った値

※二酸化硫黄：

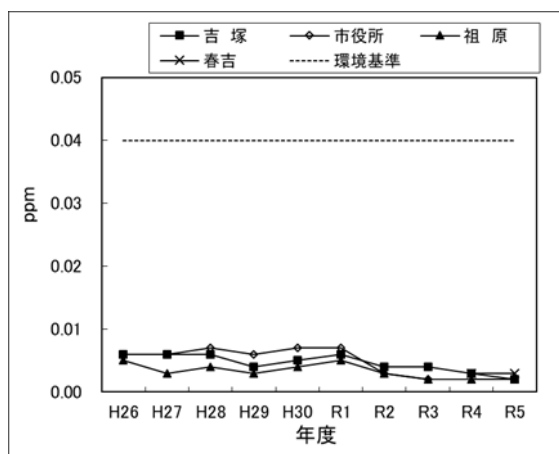
重油などの石油製品や石炭等の燃焼時に、その中に含まれる硫黄分が空気中の酸素と結びついて生成します。無色刺激臭のある気体で粘膜質、特に気道に対する刺激作用があります。酸性雨の原因物質ともなります。

(1) 二酸化硫黄

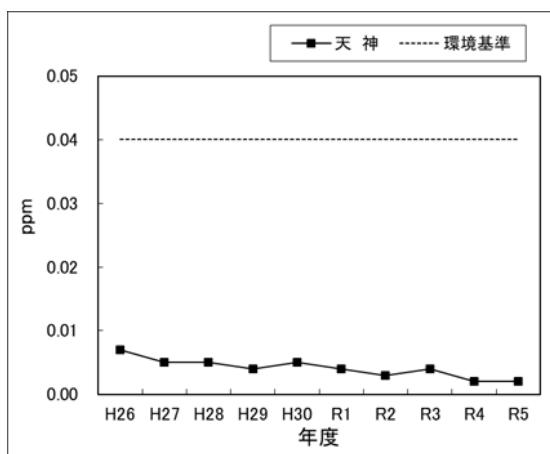
一般局3局、自排局1局で二酸化硫黄を測定しており、全ての測定局で環境基準を達成しています。

福岡市内の二酸化硫黄の主な発生源は、工場・事業場における重油ボイラ一等や、軽油を使用するディーゼル自動車などです。近年は、脱硫技術が進歩し、ばい煙発生施設等で使用する燃料や軽油中の硫黄分の低下により、一般局・自排局ともに、年平均値は横ばいで推移しています。

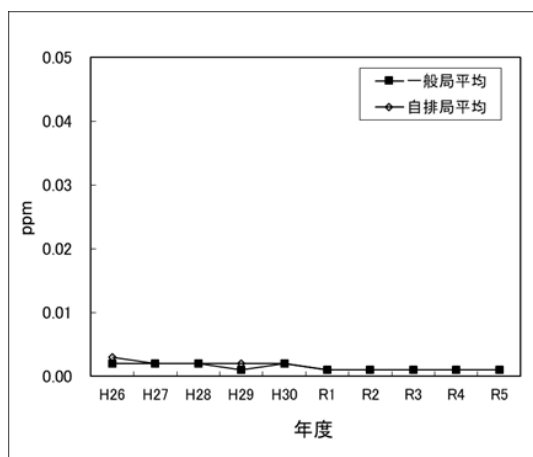
●二酸化硫黄の日平均値の2%除外値の推移 (一般局)



●二酸化硫黄の日平均値の2%除外値の推移 (自排局)



●二酸化硫黄の年平均値の推移 (一般局、自排局)



※窒素酸化物：

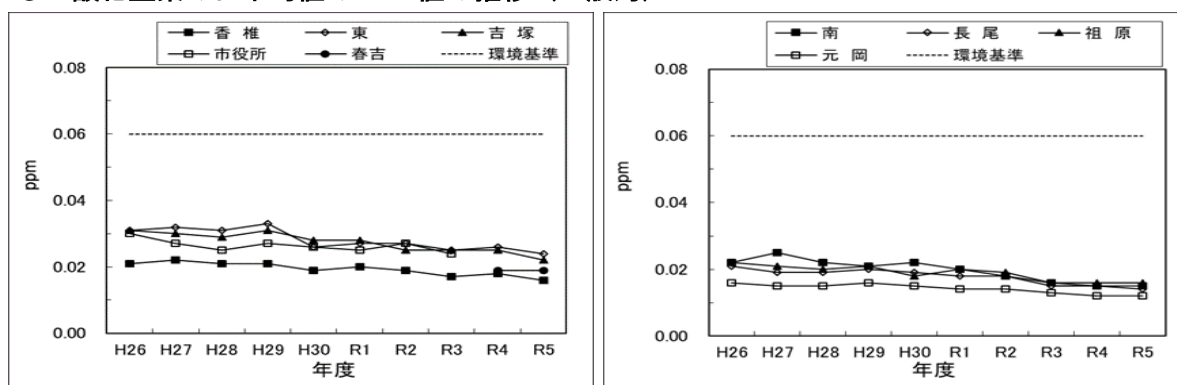
一酸化窒素と二酸化窒素の総称。空気中
や燃料中の窒素分が燃焼により空気中の酸
素と結びつくことなどにより発生します。
その多くは一酸化窒素として排出され、大
気中で更に酸化され、二酸化窒素となりま
す。（二酸化窒素は高濃度になると呼吸器
官に悪影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学
オキシダントなどの原因物質となりま
す。）主な発生源は自動車、工場・事業場
のボイラーなどがあります。

（２）窒素酸化物

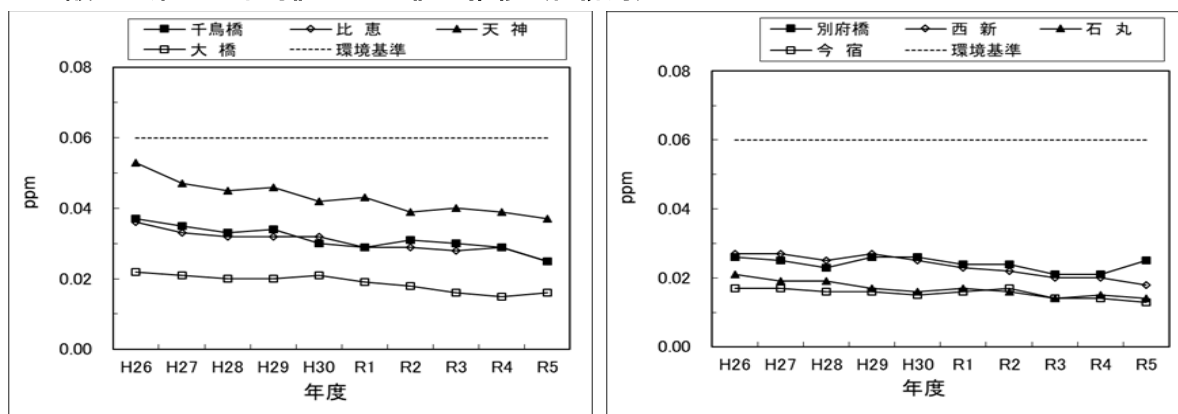
一般局 8 局と自排局 8 局で測定しており、全ての測定局で二酸化窒素の環境基準を達成しています。

製造業などの工場が比較的少ない福岡市では、自動車の排出ガスに含まれる窒素酸化物の量が全排出量のうち最も多くを占めていますが、過去10年間の年平均値は一般局・自排局ともに緩やかな減少傾向にあります。

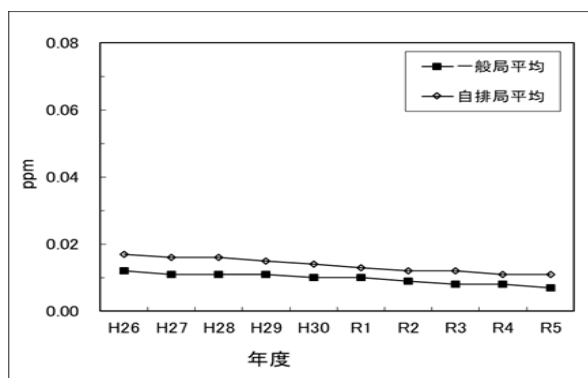
●二酸化窒素の日平均値の 98% 値の推移（一般局）



●二酸化窒素の日平均値の 98% 値の推移（自排局）



●二酸化窒素の年平均値の推移（一般局、自排局）



※一酸化炭素：

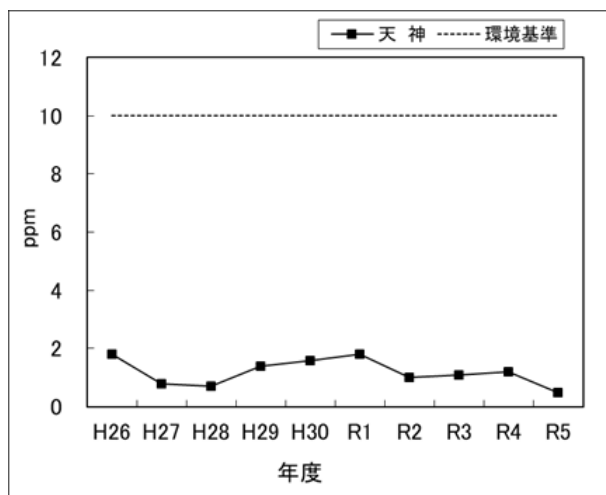
不完全燃焼により発生します。
主な発生源は自動車と考えられ、
人への健康影響には血液中の酸素
運搬機能の阻害などがあります。

(3) 一酸化炭素

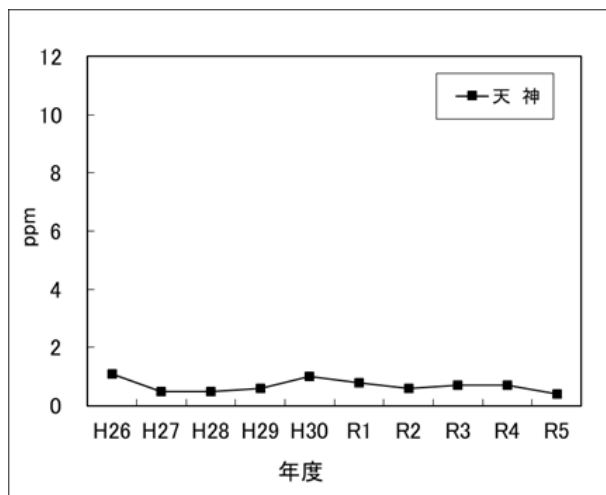
天神自排局で測定しており、環境基準を達成しています。

福岡市内の一酸化炭素の主な発生源は、自動車と考えられますが、自動車エンジンの改良が進んだことから、環境基準（10ppm）を大きく下回った状態で推移しています。

●一酸化炭素の日平均値の2%除外値の推移（天神局）



●一酸化炭素の年平均値の推移（天神局）



※光化学オキシダント：

窒素酸化物や炭化水素などが太陽光の紫外線の作用により、光化学反応を起こして生成されるオゾン等の酸化性物質の総称です。高濃度では目への刺激や呼吸器官への影響があるほか、植物にも生育阻害などをもたらします。発生には、日射・気温や風速などの気象条件の影響が大きく、影響範囲は市域内に限らず、周辺部にまで広範囲に及びます。

※光化学オキシダント注意報：

大気汚染防止法において、大気中の濃度が0.12ppm以上になると、健康被害防止のため、光化学オキシダント注意報の発令を行い、排出原因事業者への指導等を行うように定められています。

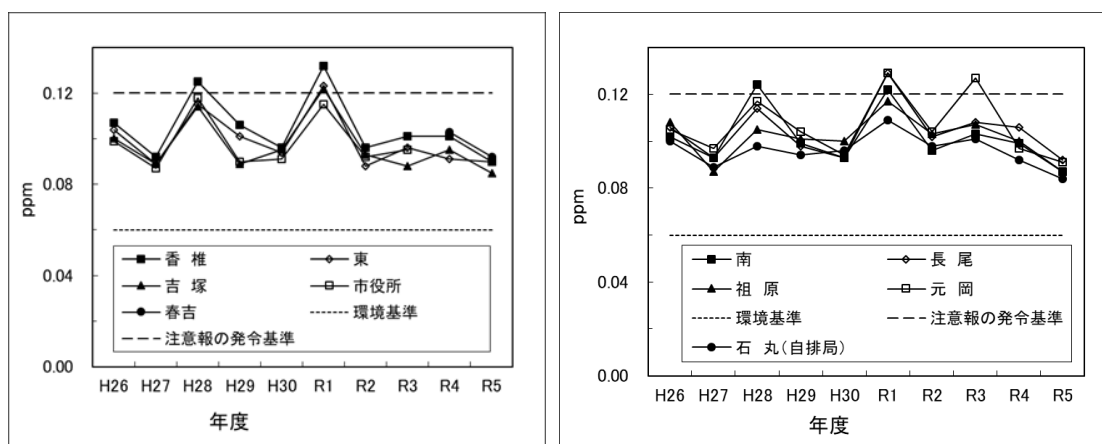
(4) 光化学オキシダント

一般局8局と自排局1局で測定しており、全ての測定局で環境基準を達成しませんでした。光化学オキシダントは、1年のうち1時間でも環境基準値である0.06ppmを超えると環境基準未達成と判定するため、全国のほとんどの測定局で環境基準未達成の状態が続いています。(全国測定局の令和4年度環境基準達成率：一般局0.1%、自排局0%)

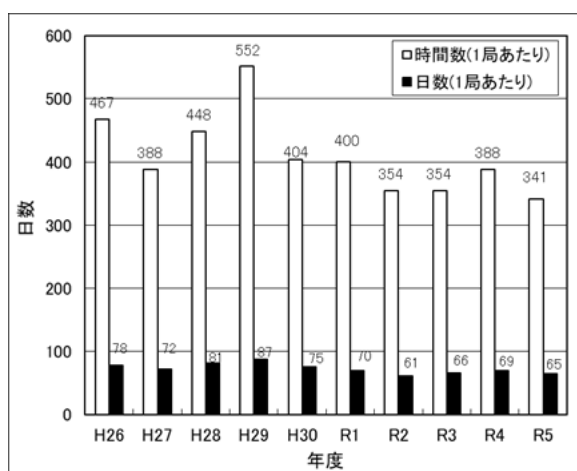
なお、昼間の1時間値の年平均値は、ほぼ横ばいの濃度で推移しています。

また、光化学オキシダント注意報については、令和5年度は福岡市内において発令はありません。

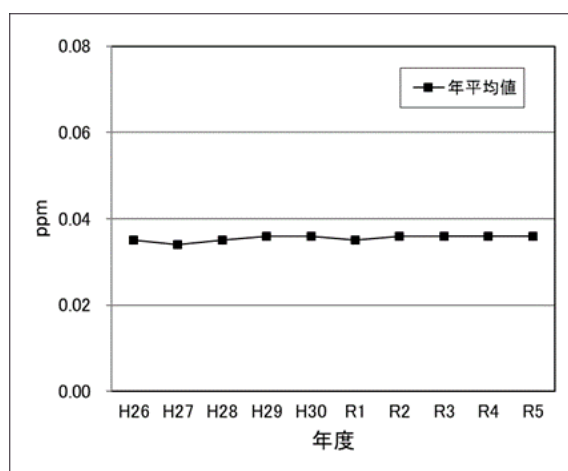
●光化学オキシダント昼間の1時間値の最高値の推移



●1年間で昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数・日数（1局あたり）



●昼間の1時間値の年平均値の推移



※浮遊粒子状物質：

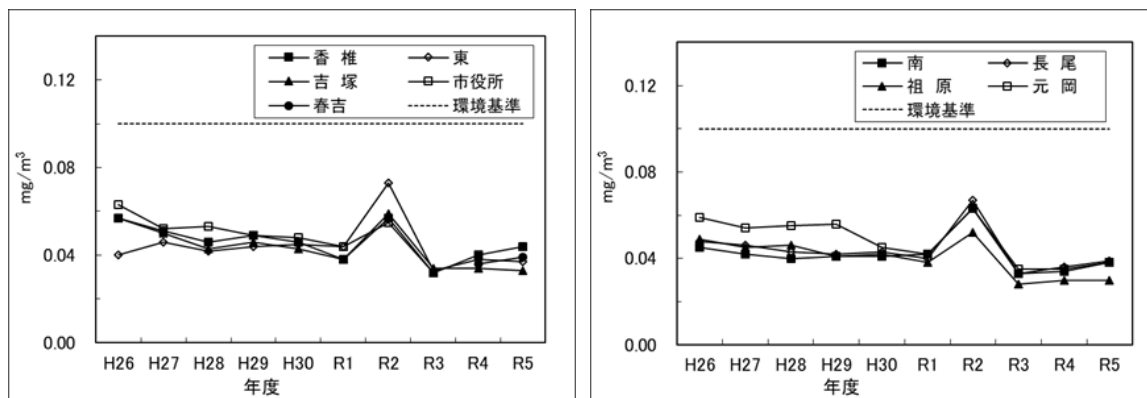
大気中に浮遊している粒径 $10\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$) 以下の粒子状物質。比較的長い時間大気中を浮遊し、気道や肺胞に沈着しやすく、高濃度では人の健康に影響を与えるといわれます。工場・事業場からのばい煙や自動車の排出ガス、家庭等からの煙など人為的に発生するものと、大陸からの黄砂や火山活動に伴う灰、砂ぼこり等自然的な要因のものがあります。

(5) 浮遊粒子状物質

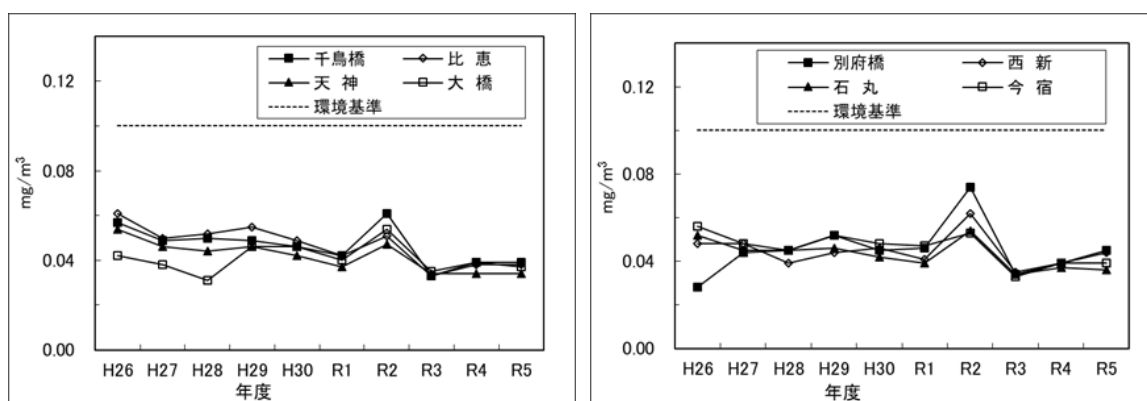
一般局8局と自排局8局で測定しており、全ての測定局で環境基準を達成しています。

環境基準達成状況は、黄砂等の気象現象に大きく影響を受けますが、過去10年間の年平均値は一般局・自排局ともに緩やかな減少傾向にあります。

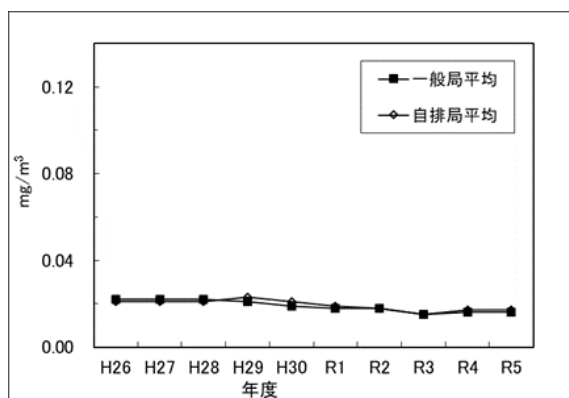
●浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の推移（一般局）



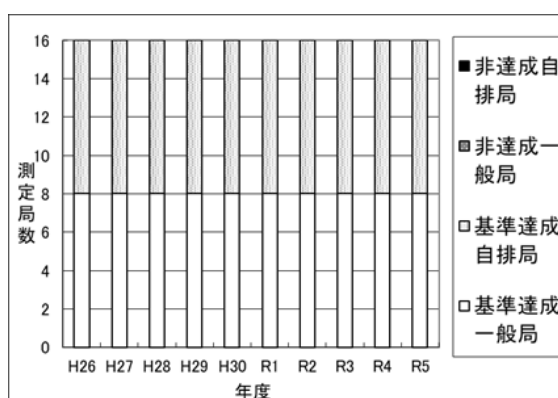
●浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の推移（自排局）



●浮遊粒子状物質の年平均値の推移（一般局、自排局）



●浮遊粒子状物質の環境基準達成状況の推移（一般局、自排局）



※微小粒子状物質：

従来からは大気中に漂う粒径 $10\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$)以下の粒子を浮遊粒子状物質と定義して環境基準を定め対策を進めてきていますが、そのなかで粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さなものを微小粒子状物質 (PM_{2.5}) と呼んでいます。微小粒子状物質 (PM_{2.5}) は粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられています。

※暫定指針値：

平成25年2月に環境省が設置した「PM_{2.5}に関する専門家会合」において、注意喚起のための暫定的な指針値として、日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ が示されました。

ただし、日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるPM_{2.5}への曝露によって、すべての人に必ず健康影響が生じるというものではないことに留意が必要とされています。

(6) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

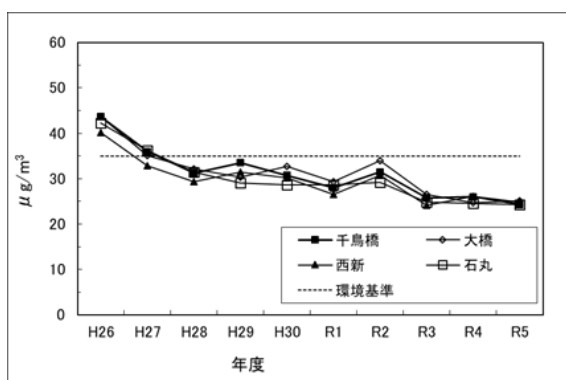
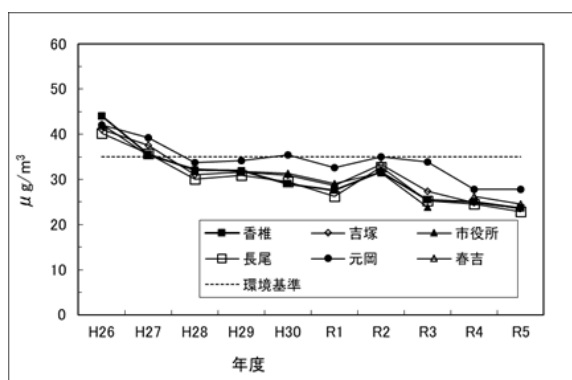
一般局5局と自排局4局で測定しており、全ての測定局で環境基準を達成しています。

また、濃度が暫定指針値を超過すると予測された場合に県が実施する注意喚起は、ありませんでした。

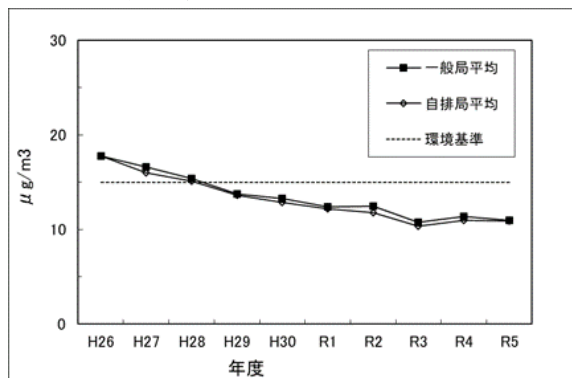
なお、年平均値は、測定を開始した平成23年度以降、一般局・自排局ともにゆるやかな減少傾向にあります。

微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の成分割合については、硫酸イオンが最も多く25%を占めていました。

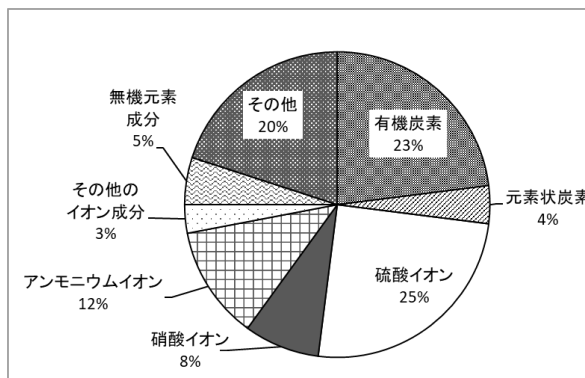
●微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の日平均値の98%値の推移 (一般局と自排局)



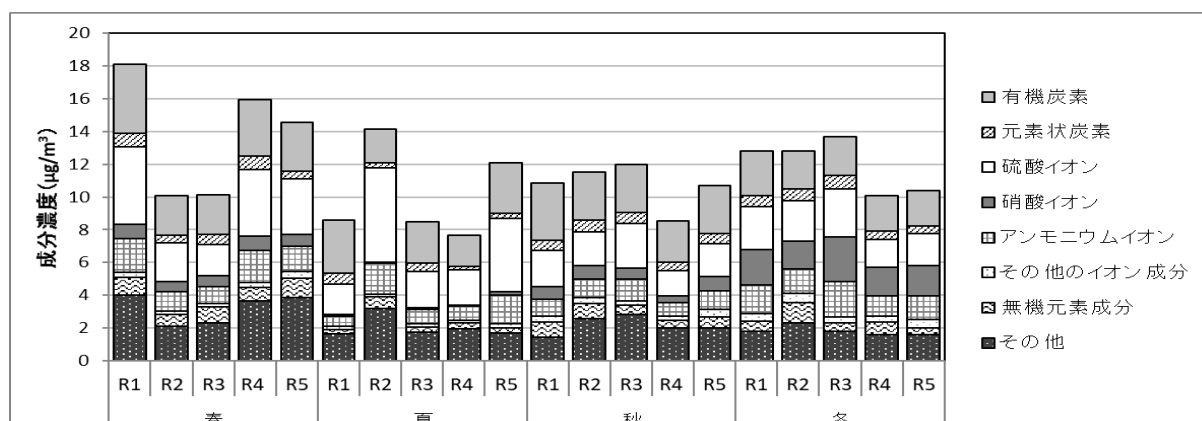
●微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の年平均値の推移 (一般局、自排局)



●微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の成分割合 (市内平均)



●微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の成分濃度 (市内平均)



※R1～R3は市役所局・元岡局の2局平均、R4～R5は春吉局・元岡局の2局平均

※炭化水素：

石油及び有機溶剤などの精製・生産や消費の過程で発生します。主な発生源は、自動車や石油関連施設です。なお、灯油やガスを使用する事業場や家庭からも排出されます。

※メタン：

有機物が腐敗発酵する際に生成され、沼沢などから発生することもあります。天然ガスや石炭ガスの主成分です。地球規模の温暖化に関与するいわゆる温室効果ガスの一つでもあります。

※非メタン炭化水素：

光化学オキシダントの生成に関係する成分です。メタン以外の炭化水素のことをいいます。光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針として、光化学オキシダントの昼間の1時間値0.06ppmに対応する午前6時～9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20～0.31ppmCの範囲と示されています。

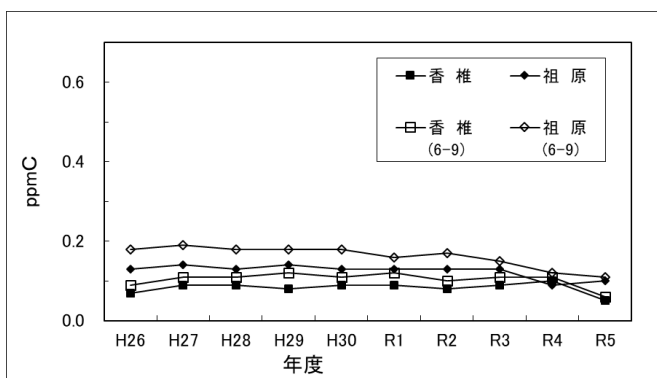
(7) 炭化水素

一般局2局と自排局2局で測定しています。

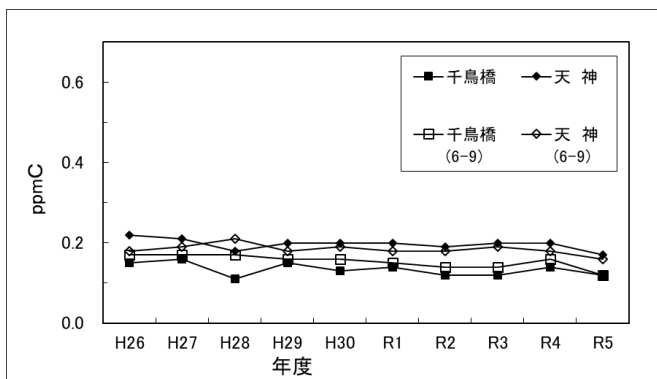
大気中の炭化水素のうち、光化学オキシダントの生成に関係する成分を非メタン炭化水素として、メタンと区別して測定しています。非メタン炭化水素は、一般局・自排局ともに、近年ではほぼ横ばいの濃度で推移しています。

なお、非メタン炭化水素に環境基準値はありませんが、大気汚染に係る指針において、午前6時～9時までの3時間平均値が0.20～0.31ppmCの範囲以下が適当とされており、この指針を超過した日数の割合は、香椎局で0.3%、祖原局で0.8%、千鳥橋局で0.8%、天神局で2.5%でした。

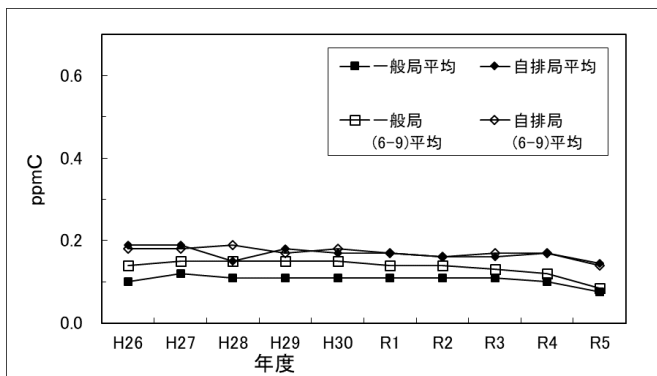
●非メタン炭化水素の年平均値の推移（一般局）



●非メタン炭化水素の年平均値の推移（自排局）



●非メタン炭化水素の年平均値の推移（一般局、自排局）



(参考) 大気環境に関する詳細データ

(1) 二酸化硫黄

①二酸化硫黄の日平均値の2%除外値

(単位: ppm)

一般局	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
吉塚	0.006	0.006	0.006	0.004	0.005	0.006	0.004	0.004	0.003	0.002
市役所	0.006	0.006	0.007	0.006	0.007	0.007	0.003	0.002		
春吉									0.003	0.003
祖原	0.005	0.003	0.004	0.003	0.004	0.005	0.003	0.002	0.002	0.002

自排局	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
天神	0.007	0.005	0.005	0.004	0.005	0.004	0.003	0.004	0.002	0.002

②二酸化硫黄の年平均値

(単位: ppm)

一般局	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
吉塚	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
市役所	0.002	0.002	0.003	0.002	0.003	0.002	0.001	0.001		
春吉									0.001	0.001
祖原	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.000
平均	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

自排局	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
天神	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

(2) 二酸化窒素

①二酸化窒素の日平均値の年間98%値

(単位: ppm)

一般局	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
香椎	0.021	0.022	0.021	0.021	0.019	0.020	0.019	0.017	0.018	0.016
東	0.031	0.032	0.031	0.033	0.026	0.027	0.027	0.025	0.026	0.024
吉塚	0.031	0.030	0.029	0.031	0.028	0.028	0.025	0.025	0.025	0.022
市役所	0.030	0.027	0.025	0.027	0.026	0.025	0.027	0.024		
春吉									0.019	0.019
南	0.022	0.025	0.022	0.021	0.022	0.020	0.018	0.016	0.015	0.015
長尾	0.021	0.019	0.019	0.020	0.019	0.018	0.018	0.015	0.015	0.014
祖原	0.022	0.021	0.020	0.021	0.018	0.020	0.019	0.016	0.016	0.016
元岡	0.016	0.015	0.015	0.016	0.015	0.014	0.014	0.013	0.012	0.012

自排局	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
千鳥橋	0.037	0.035	0.033	0.034	0.030	0.029	0.031	0.030	0.029	0.025
比恵	0.036	0.033	0.032	0.032	0.032	0.029	0.029	0.028	0.029	0.025
天神	0.053	0.047	0.045	0.046	0.042	0.043	0.039	0.040	0.039	0.037
大橋	0.022	0.021	0.020	0.020	0.021	0.019	0.018	0.016	0.015	0.016
別府橋	0.026	0.025	0.023	0.026	0.026	0.024	0.024	0.021	0.021	0.025
西新	0.027	0.027	0.025	0.027	0.025	0.023	0.022	0.020	0.020	0.018
石丸	0.021	0.019	0.019	0.017	0.016	0.017	0.016	0.014	0.015	0.014
今宿	0.017	0.017	0.016	0.016	0.015	0.016	0.017	0.014	0.014	0.013

②二酸化窒素の年平均値

(単位：ppm)

一般局	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
香 椎	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006
東	0.015	0.015	0.014	0.014	0.012	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010
吉 塚	0.014	0.014	0.013	0.014	0.013	0.013	0.011	0.011	0.010	0.010
市役所	0.017	0.015	0.015	0.015	0.015	0.013	0.012	0.011		
春 吉									0.009	0.009
南	0.012	0.012	0.011	0.010	0.010	0.009	0.008	0.008	0.007	0.007
長 尾	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006
祖 原	0.010	0.010	0.009	0.009	0.008	0.008	0.007	0.007	0.007	0.007
元 岡	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004
平 均	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010	0.010	0.009	0.008	0.008	0.007

自排局	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
千鳥橋	0.020	0.020	0.020	0.019	0.017	0.016	0.014	0.014	0.014	0.013
比 恵	0.020	0.020	0.019	0.018	0.018	0.016	0.014	0.014	0.014	0.013
天 神	0.034	0.031	0.031	0.030	0.029	0.027	0.025	0.025	0.024	0.024
大 橋	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007
別府橋	0.014	0.014	0.013	0.013	0.012	0.011	0.011	0.010	0.010	0.011
西 新	0.016	0.016	0.015	0.013	0.012	0.012	0.010	0.010	0.009	0.009
石 丸	0.010	0.010	0.010	0.009	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006	0.007
今 宿	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006
平 均	0.017	0.016	0.016	0.015	0.014	0.013	0.012	0.012	0.011	0.011

(3) 一酸化炭素

①一酸化炭素の日平均値の2%除外値

(単位：ppm)

自排局	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
天 神	1.8	0.8	0.7	1.4	1.6	1.8	1.0	1.1	1.2	0.5

②一酸化炭素の年平均値

(単位：ppm)

自排局	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
天 神	1.1	0.5	0.5	0.6	1.0	0.8	0.6	0.7	0.7	0.4

(4) 光化学オキシダント

①光化学オキシダントの昼間の1時間の最高値

(単位: ppm)

測定局	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
香 椎	0.107	0.092	0.125	0.106	0.096	0.132	0.096	0.101	0.101	0.090
東	0.104	0.089	0.115	0.101	0.094	0.123	0.088	0.096	0.091	0.090
吉 塚	0.100	0.089	0.114	0.089	0.095	0.122	0.093	0.088	0.095	0.085
市役所	0.099	0.087	0.118	0.090	0.091	0.115	0.092	0.095		
春 吉									0.103	0.092
南	0.102	0.093	0.124	0.099	0.093	0.122	0.096	0.103	0.099	0.087
長 尾	0.106	0.093	0.114	0.098	0.093	0.129	0.102	0.108	0.106	0.092
祖 原	0.108	0.087	0.105	0.101	0.100	0.117	0.103	0.107	0.100	0.087
元 岡	0.105	0.097	0.117	0.104	0.094	0.129	0.104	0.127	0.097	0.091
石丸 (自排局)	0.100	0.089	0.098	0.094	0.096	0.109	0.098	0.101	0.092	0.084

※昼間とは、5時～20時までをいう。

②光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数(上段)と日数(下段)

測定局	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
香 椎	666	528	648	713	504	576	485	481	504	396
	103	84	111	106	90	96	80	86	85	70
東	365	446	404	566	324	329	259	253	318	308
	69	83	72	93	65	65	50	52	65	59
吉 塚	418	346	322	476	335	289	314	288	302	263
	73	66	66	83	64	59	58	54	62	48
市役所	301	242	341	365	194	302	224	219		
	56	56	68	70	47	59	42	46		
春 吉									466	365
									75	72
南	384	389	639	603	403	428	346	364	348	300
	75	78	107	95	75	74	59	65	69	60
長 尾	521	451	510	742	539	521	455	489	473	424
	89	78	92	108	94	86	73	86	80	79
祖 原	495	294	427	613	462	453	373	396	313	396
	75	60	77	91	86	74	63	69	52	76
元 岡	635	517	577	694	497	520	448	417	490	368
	98	87	99	100	84	83	69	76	76	70
石丸 (自排局)	415	280	163	197	382	181	285	276	278	253
	65	57	36	38	70	37	54	58	56	53
計	4200	3493	4031	4969	3640	3599	3189	3183	3492	3073
	703	649	728	784	675	633	548	592	620	587

③光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値

(単位: ppm)

測定局	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
香 椎	0.039	0.038	0.039	0.039	0.038	0.038	0.038	0.039	0.039	0.037
東	0.034	0.034	0.033	0.035	0.034	0.033	0.034	0.034	0.034	0.035
吉 塚	0.035	0.032	0.033	0.034	0.034	0.033	0.034	0.034	0.033	0.033
市役所	0.032	0.032	0.034	0.033	0.032	0.034	0.033	0.034		
春 吉									0.038	0.036
南	0.035	0.034	0.037	0.037	0.036	0.035	0.036	0.037	0.036	0.035
長 尾	0.037	0.034	0.036	0.039	0.037	0.036	0.037	0.038	0.036	0.036
祖 原	0.034	0.033	0.036	0.037	0.037	0.035	0.036	0.036	0.034	0.037
元 岡	0.039	0.038	0.039	0.040	0.038	0.038	0.038	0.038	0.039	0.038
石丸 (自排局)	0.033	0.032	0.029	0.029	0.035	0.032	0.035	0.036	0.035	0.035
平 均	0.035	0.034	0.035	0.036	0.036	0.035	0.036	0.036	0.036	0.036

(5) 浮遊粒子状物質

①浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値

(単位: mg/m³)

一般局	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
香 椎	0.057	0.051	0.046	0.049	0.046	0.038	0.057	0.032	0.040	0.044
東	0.040	0.046	0.042	0.044	0.045	0.044	0.073	0.033	0.038	0.037
吉 塚	0.057	0.050	0.043	0.046	0.043	0.038	0.059	0.034	0.034	0.033
市役所	0.063	0.052	0.053	0.049	0.048	0.044	0.055	0.032		
春 吉									0.036	0.039
南	0.045	0.042	0.040	0.041	0.041	0.042	0.063	0.033	0.034	0.038
長 尾	0.048	0.046	0.043	0.042	0.043	0.040	0.067	0.033	0.036	0.039
祖 原	0.049	0.045	0.046	0.041	0.042	0.038	0.052	0.028	0.030	0.030
元 岡	0.059	0.054	0.055	0.056	0.045	0.042	0.063	0.035	0.035	0.038

自排局	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
千鳥橋	0.057	0.049	0.050	0.049	0.046	0.042	0.061	0.033	0.039	0.039
比 恵	0.061	0.050	0.052	0.055	0.049	0.042	0.051	0.033	0.038	0.038
天 神	0.054	0.046	0.044	0.046	0.042	0.037	0.047	0.034	0.034	0.034
大 橋	0.042	0.038	0.031	0.046	0.046	0.040	0.054	0.035	0.039	0.037
別府橋	0.028	0.044	0.045	0.052	0.045	0.046	0.074	0.034	0.039	0.045
西 新	0.048	0.048	0.039	0.044	0.046	0.041	0.062	0.035	0.039	0.044
石 丸	0.052	0.045	0.045	0.046	0.042	0.039	0.054	0.034	0.037	0.036
今 宿	0.056	0.048	0.045	0.052	0.048	0.047	0.053	0.033	0.039	0.039

②浮遊粒子状物質の年平均値

(単位: mg/m³)

一般局	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
香 椎	0.025	0.023	0.023	0.023	0.022	0.018	0.018	0.015	0.017	0.017
東	0.019	0.020	0.022	0.022	0.020	0.019	0.019	0.016	0.017	0.016
吉 塚	0.023	0.021	0.020	0.020	0.017	0.016	0.016	0.014	0.016	0.016
市役所	0.027	0.024	0.025	0.024	0.022	0.021	0.018	0.015		
春 吉									0.016	0.016
南	0.016	0.018	0.018	0.018	0.016	0.018	0.017	0.015	0.016	0.016
長 尾	0.021	0.022	0.021	0.020	0.019	0.018	0.018	0.015	0.016	0.016
祖 原	0.022	0.021	0.021	0.020	0.019	0.017	0.017	0.013	0.014	0.014
元 岡	0.023	0.023	0.025	0.022	0.019	0.018	0.018	0.016	0.016	0.016
平 均	0.022	0.022	0.022	0.021	0.019	0.018	0.018	0.015	0.016	0.016

自排局	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
千鳥橋	0.024	0.023	0.022	0.022	0.020	0.018	0.018	0.015	0.017	0.017
比 恵	0.026	0.025	0.025	0.025	0.023	0.02	0.017	0.015	0.017	0.017
天 神	0.027	0.023	0.023	0.022	0.020	0.018	0.017	0.016	0.017	0.017
大 橋	0.016	0.015	0.014	0.022	0.021	0.019	0.018	0.016	0.017	0.017
別府橋	0.011	0.019	0.022	0.022	0.021	0.019	0.019	0.015	0.016	0.017
西 新	0.021	0.021	0.020	0.022	0.021	0.019	0.019	0.016	0.018	0.018
石 丸	0.021	0.021	0.022	0.021	0.019	0.018	0.017	0.015	0.016	0.016
今 宿	0.025	0.022	0.022	0.024	0.022	0.020	0.017	0.015	0.016	0.016
平 均	0.021	0.021	0.021	0.023	0.021	0.019	0.018	0.015	0.017	0.017

(6) 微小粒子状物質 (PM2.5)

①微小粒子状物質 (PM2.5) の日平均値の年間 98%値

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

一般局	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
香 椎	44.1	35.6	32.1	31.9	29.0	27.6	31.7	25.5	25.1	23.7
吉 塚	41.1	37.5	31.0	31.6	30.9	28.7	33.3	27.4	24.9	23.6
市役所	42.2	35.3	32.3	31.8	31.3	29.1	31.5	23.8		
春 吉									26.3	24.5
長 尾	40.2	35.7	30.0	30.9	29.5	26.3	32.8	25.3	24.6	22.9
元 岡	42.0	39.2	33.7	34.2	35.4	32.6	35.0	33.8	27.8	27.8

自排局	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
千鳥橋	43.6	36.0	31.2	33.5	30.7	28.0	31.5	25.8	26.0	24.3
大 橋	43.6	35.1	32.1	30.3	32.7	29.3	34.0	26.5	24.7	25.1
西 新	40.1	32.9	29.4	31.4	30.2	26.5	30.8	24.1	26.1	24.8
石 丸	42.2	36.2	31.5	29.4	28.6	28.6	29.2	24.9	24.6	24.3

※**太字**は、日平均値の年間 98%値において環境基準非達成年度

※平成 26 年度までの元岡局の微小粒子状物質 (PM2.5) の測定データについては、環境省のモニタリング試行事業による測定のため、環境省に帰属する。

②微小粒子状物質 (PM2.5) の年平均値

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

一般局	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
香 椎	17.8	15.8	14.8	13.7	12.4	11.6	11.5	9.8	10.5	9.9
吉 塚	17.8	16.7	15.4	13.9	13.1	13.1	12.6	10.8	11.4	11.2
市役所	18.4	17.0	16.6	14.6	13.9	12.2	11.7	9.8		
春 吉									11.4	11.3
長 尾	17.4	16.0	14.7	13.7	12.3	11.6	11.6	10.2	10.6	10.4
元 岡	17.5	17.4	15.3	13.2	15.0	13.7	15.3	13.4	12.9	12.3
平 均	17.8	16.6	15.4	13.8	13.3	12.4	12.5	10.8	11.4	11.0

自排局	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
千鳥橋	18.6	17.2	15.8	15.3	13.3	12.3	12.6	10.4	10.9	10.9
大 橋	19.2	16.5	15.9	13.6	14.2	13.0	12.2	10.7	11.1	11.1
西 新	16.2	14.8	14.0	13.0	11.9	10.9	10.9	10.5	11.4	10.9
石 丸	17.1	15.4	14.5	12.6	12.0	12.5	11.6	10.0	10.6	10.8
平 均	17.8	16.0	15.1	13.6	12.9	12.2	11.8	10.4	11.0	10.9

※**太字**は、年平均値において環境基準非達成年度

※平成 26 年度までの元岡局の微小粒子状物質 (PM2.5) の測定データについては、環境省のモニタリング試行事業による測定のため、環境省に帰属する。

③微小粒子状物質（PM2.5）の成分割合（市内平均）

有機炭素	元素状炭素	硫酸イオン	硝酸イオン	アンモニウムイオン	その他のイオン成分	無機元素成分	その他
23%	4%	25%	8%	12%	3%	5%	20%

④微小粒子状物質（PM2.5）の成分濃度（市内平均）

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

(単位: mg/m ³)									
測定季節		有機炭素	元素状炭素	硫酸イオン	硝酸イオン	アンモニウムイオン	その他のイオン成分	無機元素成分	その他
春	R1	4.2	0.82	4.7	0.88	2.0	0.35	1.0	4.0
	R2	2.4	0.47	2.4	0.60	1.2	0.24	0.70	2.1
	R3	2.4	0.62	1.9	0.65	1.0	0.25	0.94	2.3
	R4	3.4	0.84	4.1	0.85	1.9	0.34	0.78	3.7
	R5	3.0	0.47	3.4	0.71	1.6	0.39	1.18	3.9
夏	R1	3.2	0.65	1.9	0.073	0.65	0.16	0.25	1.7
	R2	2.1	0.31	5.8	0.064	1.9	0.15	0.73	3.2
	R3	2.5	0.49	2.2	0.080	0.90	0.18	0.31	1.8
	R4	1.9	0.21	2.2	0.049	0.89	0.14	0.35	1.9
	R5	3.1	0.34	4.4	0.226	1.8	0.27	0.29	1.7
秋	R1	3.5	0.64	2.2	0.78	1.1	0.37	0.88	1.5
	R2	2.9	0.72	2.1	0.82	1.1	0.36	0.93	2.6
	R3	2.9	0.67	2.7	0.68	1.3	0.25	0.56	2.8
	R4	2.5	0.49	1.5	0.43	0.80	0.29	0.52	1.9
	R5	3.0	0.60	2.0	0.89	1.2	0.44	0.68	2.0
冬	R1	2.7	0.64	2.6	2.2	1.7	0.50	0.59	1.8
	R2	2.3	0.73	2.5	1.7	1.5	0.53	1.2	2.3
	R3	2.4	0.84	2.9	2.7	2.2	0.36	0.51	1.8
	R4	2.2	0.50	1.7	1.7	1.3	0.35	0.75	1.6
	R5	2.1	0.48	1.9	1.9	1.4	0.54	0.38	1.6

(7) 炭化水素

①全炭化水素の年平均値

(単位：ppmC)

一般局	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
香 椎	1.98	2.00	2.00	2.02	2.01	2.03	2.03	2.07	2.09	2.05
祖 原	2.04	2.06	2.05	2.08	2.07	2.08	2.09	2.11	2.09	2.10

自排局	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
千鳥橋	2.06	2.07	2.09	2.10	2.08	2.11	2.10	2.13	2.17	2.08
天 神	2.17	2.19	2.19	2.17	2.17	2.19	2.18	2.19	2.19	2.18

②非メタン炭化水素の年平均値

(単位：ppmC)

一般局	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
香 椎	0.07	0.09	0.09	0.08	0.09	0.09	0.08	0.09	0.10	0.05
祖 原	0.13	0.14	0.13	0.14	0.13	0.13	0.13	0.13	0.09	0.10
平 均	0.10	0.12	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.10	0.08

自排局	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
千鳥橋	0.15	0.16	0.15	0.15	0.13	0.14	0.12	0.12	0.14	0.12
天 神	0.22	0.21	0.22	0.20	0.20	0.20	0.19	0.20	0.20	0.17
平 均	0.19	0.19	0.19	0.18	0.17	0.17	0.16	0.16	0.17	0.15

③非メタン炭化水素の6～9時における年平均値

(単位：ppmC)

一般局	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
香 椎	0.09	0.11	0.11	0.12	0.11	0.12	0.10	0.11	0.11	0.06
祖 原	0.18	0.19	0.18	0.18	0.18	0.16	0.17	0.15	0.12	0.11
平 均	0.14	0.15	0.15	0.15	0.15	0.14	0.14	0.13	0.12	0.09

自排局	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
千鳥橋	0.17	0.17	0.17	0.16	0.16	0.15	0.14	0.14	0.16	0.12
天 神	0.18	0.19	0.21	0.18	0.19	0.18	0.18	0.19	0.18	0.16
平 均	0.18	0.18	0.19	0.17	0.18	0.17	0.16	0.17	0.17	0.14

④非メタン炭化水素の6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数の割合

(単位：%)

一般局	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
香 椎	1.4	2.0	3.7	3.9	0.6	3.4	2.8	0.8	0.0	0.3
祖 原	10.2	12.6	8.6	10.2	8.0	3.7	6.0	1.4	1.9	0.8

自排局	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)
千鳥橋	4.4	4.4	4.5	3.9	5.5	3.3	3.6	3.9	5.8	0.8
天 神	5.2	8.3	7.7	5.8	5.8	6.8	6.1	6.7	5.6	2.5

(8) 降下ばいじん量の経年変化

(単位：t/km²/月)

測定点	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
吉塚小学校	2.5	2.6	2.1	2.5	2.2	2.4	2.0	1.7	2.1	1.9

(9) 風向の年間測定結果表

(単位：%)

測定局	風 向 頻 度																
	N	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	CALM
香 椎	6.6	6.5	4.3	3.1	1.5	2.2	9.9	23.0	4.2	1.9	1.7	2.5	4.6	10.0	10.3	5.6	2.0
東	5.8	6.3	2.2	3.4	6.6	12.0	10.3	12.5	5.2	1.1	1.5	2.5	6.2	4.3	7.8	10.1	2.0
吉 塚	5.5	7.1	3.0	2.4	5.0	11.8	17.6	5.8	4.3	1.7	1.2	3.3	3.0	2.3	15.0	8.3	2.9
春 吉	0.3	0.2	0.3	0.6	9.4	25.4	10.6	1.8	0.8	0.7	0.6	1.4	5.6	17.5	15.4	2.5	6.8
南	9.9	6.5	3.9	2.0	1.0	1.0	2.9	13.9	26.4	3.5	1.7	1.0	2.4	6.5	6.8	6.8	3.8
長 尾	7.4	4.0	2.4	2.7	3.0	5.5	22.7	6.4	3.2	2.4	2.3	4.6	9.0	6.4	6.8	6.7	4.7
祖 原	6.3	15.7	5.2	2.7	2.9	10.0	9.6	5.7	7.1	6.0	3.9	5.2	4.8	4.9	2.8	4.5	2.6
元 岡	2.7	3.8	13.8	10.7	6.5	4.1	4.0	2.4	1.5	1.6	8.3	9.3	9.4	7.4	5.9	2.9	5.6
石 丸	9.9	4.5	2.0	2.4	4.1	5.8	11.7	17.5	2.1	0.7	0.9	3.8	11.2	2.8	3.5	6.5	10.5

(10) 風速の年間測定結果表

(単位：m/s)

測定局	年平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 最高値	日平均値の 最低値
香 椎	2.9	12.2	7.5	1.1
東	2.6	9.7	6.7	1.1
吉 塚	2.0	8.1	4.3	1.0
春 吉	1.3	5.4	3.1	0.4
南	2.4	10.9	6.1	0.8
長 尾	2.4	11.4	7.4	1.0
祖 原	1.9	7.7	4.8	0.8
元 岡	3.1	13.1	8.6	0.9
石 丸	1.3	6.1	3.7	0.4

2 水環境

福岡市内には 24 水系、132 の河川があり、全てが二級河川以下の中小河川で、脊振山系、三郡山系を源に大部分が博多湾に流入しています。

博多湾は、湾口が狭く閉鎖性が高いことから、外海水との交換が悪く、陸域からの有機物質や栄養塩類が滞留しやすい地形です。博多湾沿岸及び湾流入河川の流域には、大規模な工場・事業場は少なく、汚濁物質の主要発生源は生活系排水と考えられます。

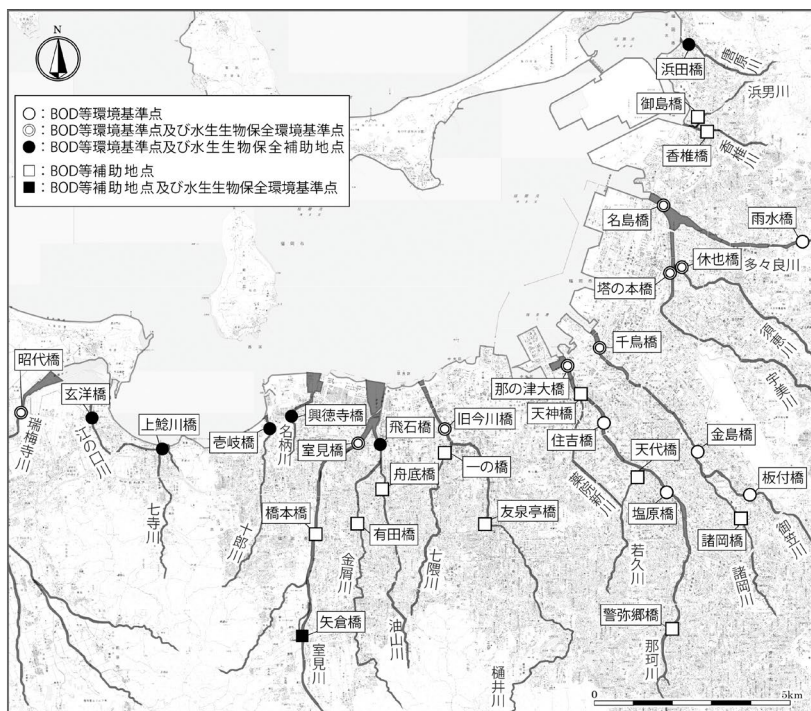
河川・博多湾には、環境基本法に基づき、「人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として環境基準が定められています。

福岡市では、定期的に調査を行い水質の状態を監視しています。

※環境基準値：環境基本法第 16 条

(1) 河川

●水質及び底質調査地点図



●市内主要河川の諸元

資料：福岡市地域防災計画（資料編）令和 5 年 6 月

河川名	起点	終点	延長(m)	流域面積(k㎡)
多々良川	糟屋郡篠栗町大字篠栗字黒木原456番1地先	博多湾	17,352	167.9
宇美川	糟屋郡宇美町大字宇美字内野1229番地先の内野橋下流端	多々良川への合流点	16,777	71.6
須恵川	糟屋郡宇美町大字宇美字ツムリ谷18番地先の砂防堰堤	宇美川への合流点	14,932	23.5
御笠川	太宰府市大字北谷字ソイラ707番地先	博多湾	24,150	94.0
那珂川	福岡市早良区板屋字伊津浦207番地先の砂防堰堤	博多湾	35,130	124.0
樋井川	福岡市南区大字柏原字山田715番の1地先の砂防堰堤	博多湾	12,875	29.2
室見川	福岡市早良区大字曲淵字山除77番地先の曲淵水源堰堤	博多湾	16,330	99.1
金屑川	福岡市早良区重留五丁目803番地先の重留橋	室見川への合流点	9,555	12.8
瑞梅寺川	前原市大字瑞梅寺字ブジ366番地先の奇徳橋	今津湾	12,841	52.6

14 河川 19 水域の利水状況に応じた環境基準の類型が指定され、主な河川には生活環境の保全に関する環境基準値が適用されています。

※生活環境の保全に関する環境基準：

環境基本法第 16 条に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件として定められた、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことです。

BOD、pH等の項目に加え、亜鉛等（水生生物保全項目）について基準値が定められています。

※人の健康の保護に関する環境基準：

環境基本法第 16 条に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件として定められた、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準のことです。

ひ素、水銀等の基準値が定められています。

※生物化学的酸素要求量（BOD）：

微生物が一定時間内（通常は、20℃で5日間）に水中の有機物を酸化し、分解して浄化するときに消費する酸素の量を mg/l で表した数値です。数字が大きいのことは、消費される酸素量が多いということになり、水中の有機物量が多いことを意味し、汚濁度が高いといえます。普通、河川に魚がすむことができるのはBOD 5mg/l 程度以下といわれています。

※河川BOD75%値：

年間を通じて環境基準に適合していたかどうかを判断する場合に用いられる数値です。年間を通じた日間平均値の全データのうち 75%以上のデータが基準値を満足している場合、環境基準に適合しているものと判断します。

年間の日間平均値の全データを、その値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ （ n は日間平均値のデータ数）番目のデータ値のことをいい、具体的には年間 12 回の測定であれば（ $0.75 \times 12 = 9$ ）となり、下から 9 番目のデータを指します。

※平成 8 年 6 月 14 日に環境基準の類型が次の地点で改訂され、基準が強化されました。

- ・御笠川（千鳥橋）
- ・那珂川（那の津大橋、住吉橋）
- ・樋井川（旧今川橋）

※七寺川及び江の口川は、平成 8 年 6 月 14 日に環境基準の類型指定が行われました。

環境基準の達成状況を把握するためにBOD等の環境基準点 19 か所で月 1 回、補助地点 12 か所で年 4 回、水質等の調査をしています。調査の結果、長期的に見ると、下水道整備が進んだことにより水質は改善されてきました。

生活環境の保全に関する環境基準のうち生物化学的酸素要求量（BOD）については、令和 5 年度は環境基準点 19 地点中全ての地点で環境基準を達成しました。人の健康の保護に関する環境基準のうちふっ素、ほう素は、河口付近の調査地点で海水の影響を受けて環境基準値を超過した地点もありましたが、その他の項目は、全調査地点で環境基準を達成しました。

●河川 B O D 75% 値の環境基準達成状況

(単位：mg/L)

水 系	河川名	調査地点	類 型	達 成 期 間	環 境 基 準 値 (mg/L)	BOD75%値										達 成 状 況 令和5年度
						H 26 年 度	H 27 年 度	H 28 年 度	H 29 年 度	30 年 度	R 1 年 度	R 2 年 度	R 3 年 度	R 4 年 度	R 5 年 度	
唐の原川	唐の原川	浜田橋	C	ロ	5 以下	1.2	1.2	0.9	1.1	1.6	1.3	1.1	1.3	2.0	1.4	○
多々良川	多々良川	名島橋	C	イ	5 以下	1.2	1.3	1.0	1.2	1.6	1.2	1.1	1.4	2.3	1.3	○
		雨水橋	A	ロ	2 以下	1.6	1.5	0.9	1.3	1.7	1.7	1.0	1.3	1.8	1.1	○
	須恵川	休也橋	C	イ	5 以下	1.5	1.4	1.4	1.7	2.2	1.9	1.8	2.0	2.4	2.0	○
	宇美川	塔の本橋	C	ロ	5 以下	1.2	1.2	0.8	1.4	1.6	1.7	1.4	2.4	2.2	1.7	○
御笠川	御笠川	千島橋	D	イ	8 以下	1.1	1.4	1.0	1.0	1.4	1.1	1.0	1.1	1.9	1.2	○
		金島橋	D	ハ	8 以下	1.4	1.8	1.4	1.1	1.9	1.2	1.4	1.4	1.8	3.4	○
		板付橋	B	イ	3 以下	1.1	1.6	1.3	1.6	1.5	1.4	1.2	1.1	1.8	1.5	○
那珂川	那珂川	那の津大橋	C	イ	5 以下	1.0	1.2	0.7	1.3	1.7	1.1	0.9	1.5	1.3	1.0	○
		住吉橋	B	イ	3 以下	0.6	0.9	0.6	1.6	1.4	1.0	0.6	0.7	1.5	0.8	○
		塩原橋	A	イ	2 以下	0.8	1.0	0.6	1.6	1.2	1.1	0.7	1.0	1.0	0.8	○
樋井川	樋井川	旧今川橋	B	イ	3 以下	0.8	0.9	0.7	1.1	1.1	1.2	0.7	1.1	1.3	0.8	○
室見川	金屑川	飛石橋	C	イ	5 以下	0.7	1.1	0.7	0.7	1.1	0.8	0.6	0.8	1.0	0.8	○
	室見川	室見橋	A	イ	2 以下	0.8	0.9	0.7	0.8	1.0	0.7	0.6	0.7	0.9	0.6	○
名柄川	名柄川	興徳寺橋	C	イ	5 以下	0.8	0.7	0.6	0.6	1.1	0.7	0.6	0.9	1.0	0.7	○
十郎川	十郎川	壱岐橋	C	イ	5 以下	1.0	1.1	0.7	0.9	1.0	0.9	0.9	1.1	1.1	0.9	○
七寺川	七寺川	上鯉川橋	C	イ	5 以下	0.8	0.9	0.6	0.9	0.9	0.7	0.7	0.8	0.7	0.6	○
江の口川	江の口川	玄洋橋	C	ロ	5 以下	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.3	1.4	1.6	1.3	○
瑞梅寺川	瑞梅寺川	昭代橋	A	イ	2 以下	1.6	1.6	1.2	2.0	3.1	1.5	1.8	1.3	1.6	1.6	○

※達成期間の分類は、次のとおり。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5 年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5 年を超える期間で可及的速やかに達成

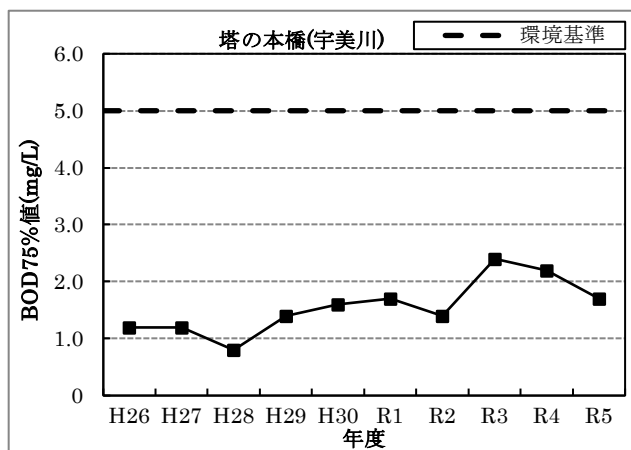
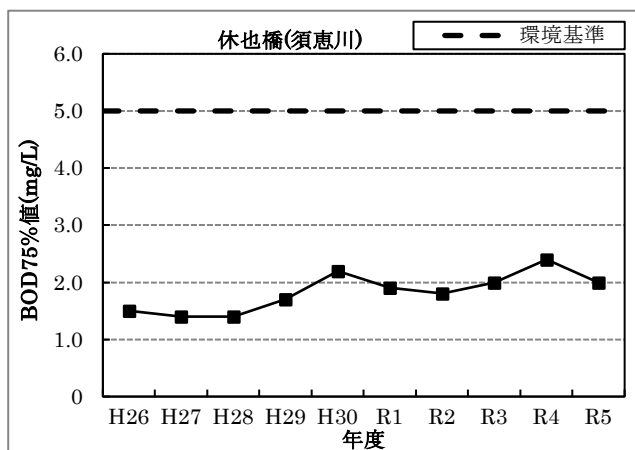
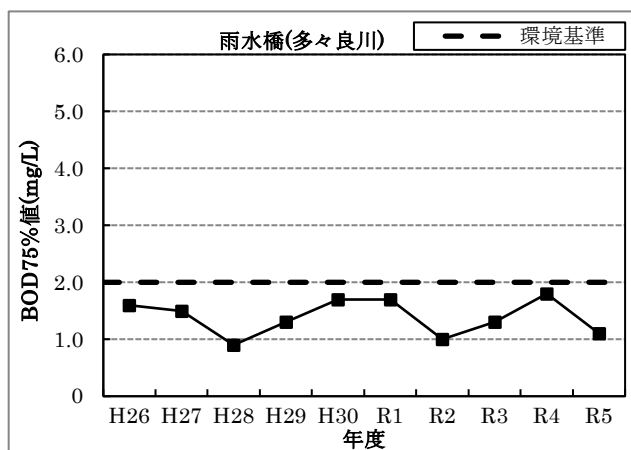
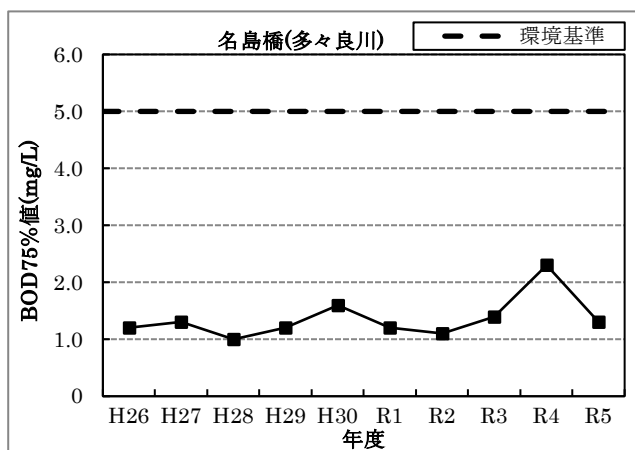
①多々良川水系

多々良川水系は、三郡山系に源を発し、東区の市街地を流れ、博多湾東部海域に流入します。上・中流は水道水源になっており、下流域には多々良川浄化センター、東部水処理センターの2下水処理場の放流水が流入しています。

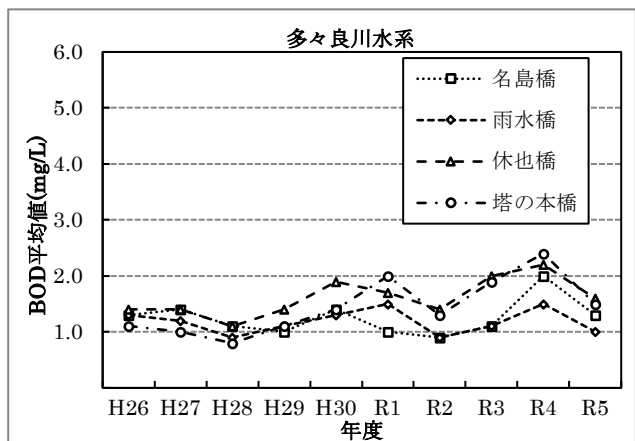
多々良川水系では、環境基準点である名島橋・雨水橋（以上多々良川）・休也橋（須恵川）及び塔の本橋（宇美川）で調査しています。

BODについては、令和5年度は全ての環境基準点で環境基準を達成しました。BOD年平均值は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

●BOD75%値の推移（多々良川水系）



●BOD年平均值の推移（多々良川水系）



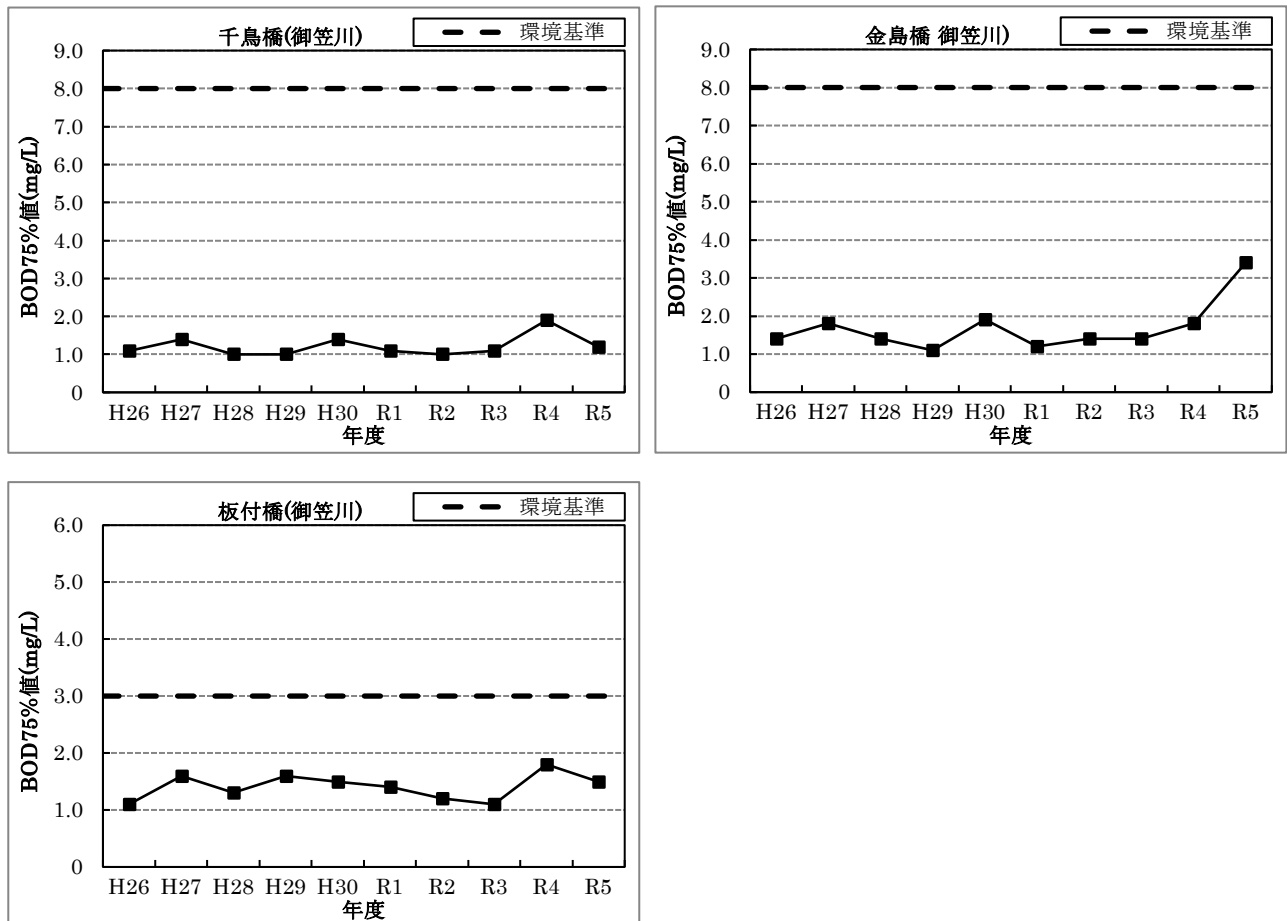
②御笠川水系

御笠川水系は、三郡山系の宝満山に源を発し、博多区の市街地を流れ、博多湾東部海域に流入しています。中流域は工業用水の水源になっており、中流域には御笠川浄化センター（下水処理場）の放流水が流入しています。

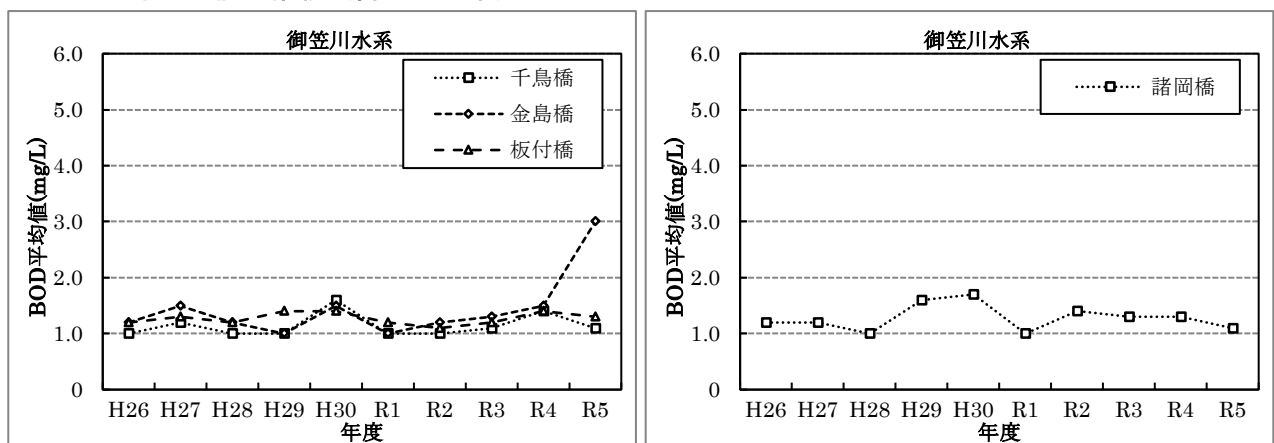
御笠川水系では、環境基準点である千鳥橋・金島橋・板付橋（以上御笠川）及び補助地点である諸岡橋（諸岡川）で調査しています。

BODについては、令和5年度は全ての環境基準点で環境基準を達成しました。BOD年平均值は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

●BOD75%値の推移（御笠川水系）



●BOD年平均值の推移（御笠川水系）



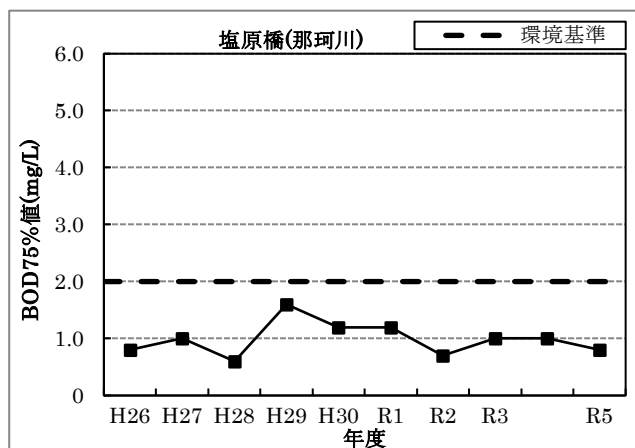
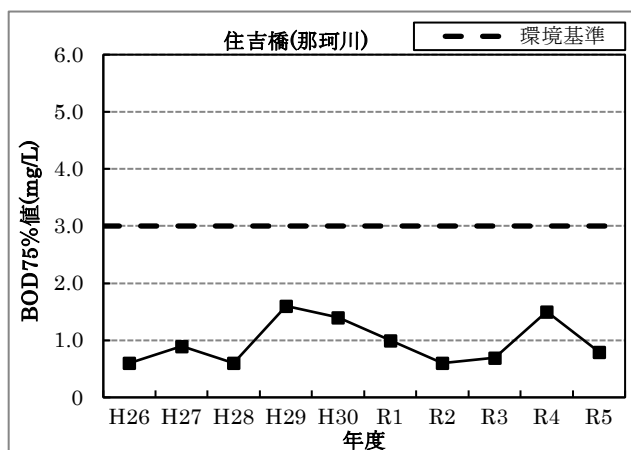
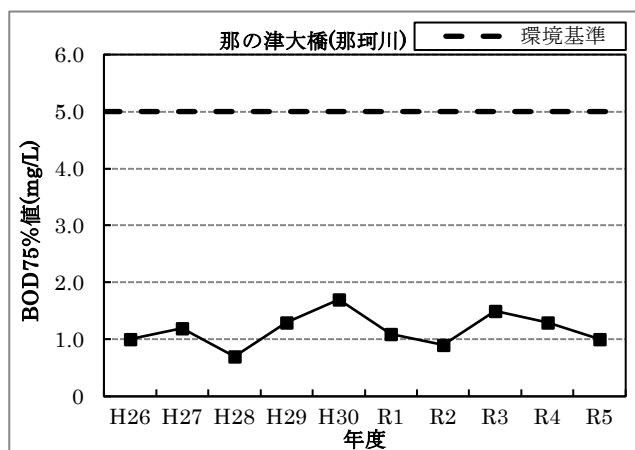
③那珂川水系

那珂川水系は、脊振山系に源を発し、那珂川町、南区の市街地を流れ、博多区と中央区の境界を流れ、博多湾東部海域に流入しています。上・中流域は水道水源として利用され、脊振ダム、南畑ダムや番托・塩原取水場があります。

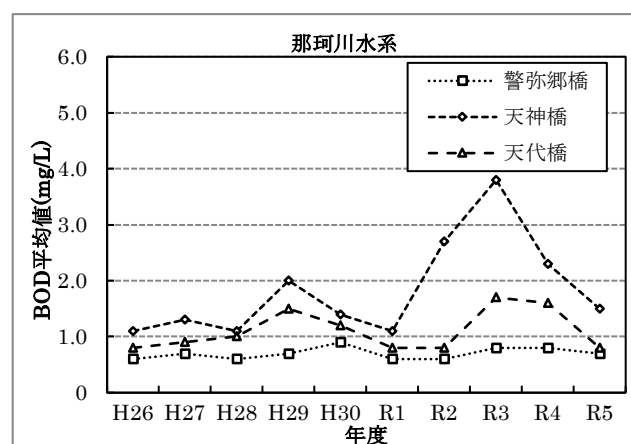
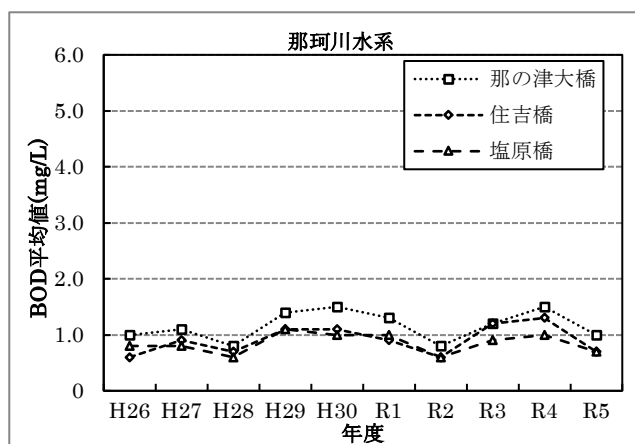
那珂川水系では、環境基準点である那の津大橋・住吉橋・塩原橋（以上那珂川）及び補助地点である警弥郷橋（那珂川）、天神橋（薬院新川）、天代橋（若久川）で調査しています。

BODについては、令和5年度は全ての環境基準点で環境基準を達成しました。BOD年平均值は、経年的には天神橋を除き概ね横ばい傾向にあります。

●BOD75%値の推移（那珂川水系）



●BOD年平均值の推移（那珂川水系）



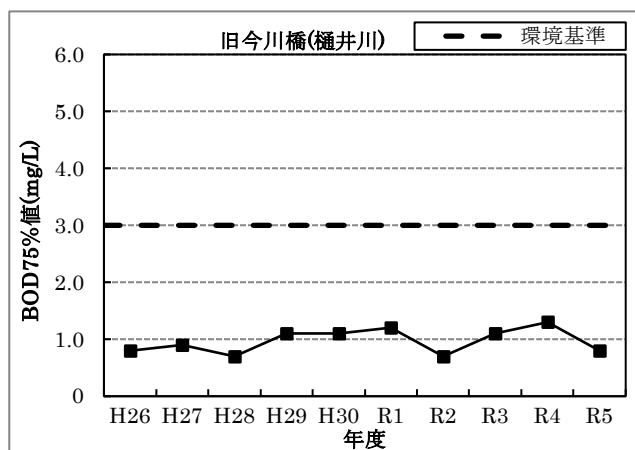
④樋井川水系

樋井川水系は油山に源を発し、本市の南区から城南区の市街地を流れ、下流域で七隈川が合流し、中央区と早良区の境界を流れ、博多湾中部海域に流入しています。流域はほとんど下水道処理区域です。

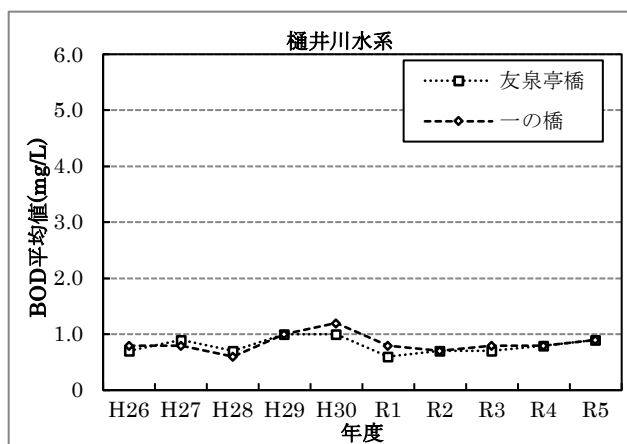
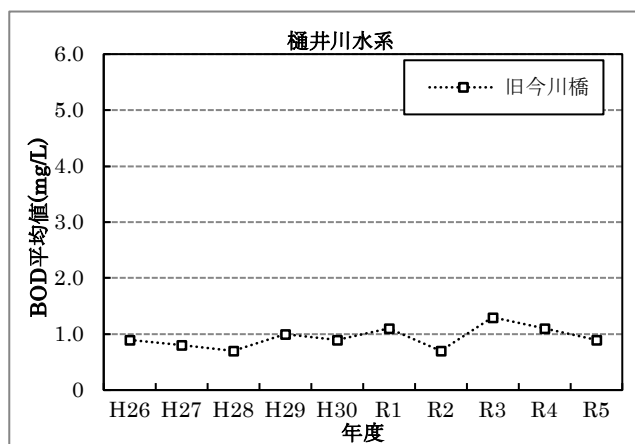
樋井川水系では、環境基準点である旧今川橋（樋井川）及び補助地点である友泉亭橋（樋井川）、一の橋（七隈川）で調査しています。

BODについては、令和5年度は環境基準点で環境基準を達成しました。BOD年平均值は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

●BOD75%値の推移（樋井川水系）



●BOD年平均值の推移（樋井川水系）



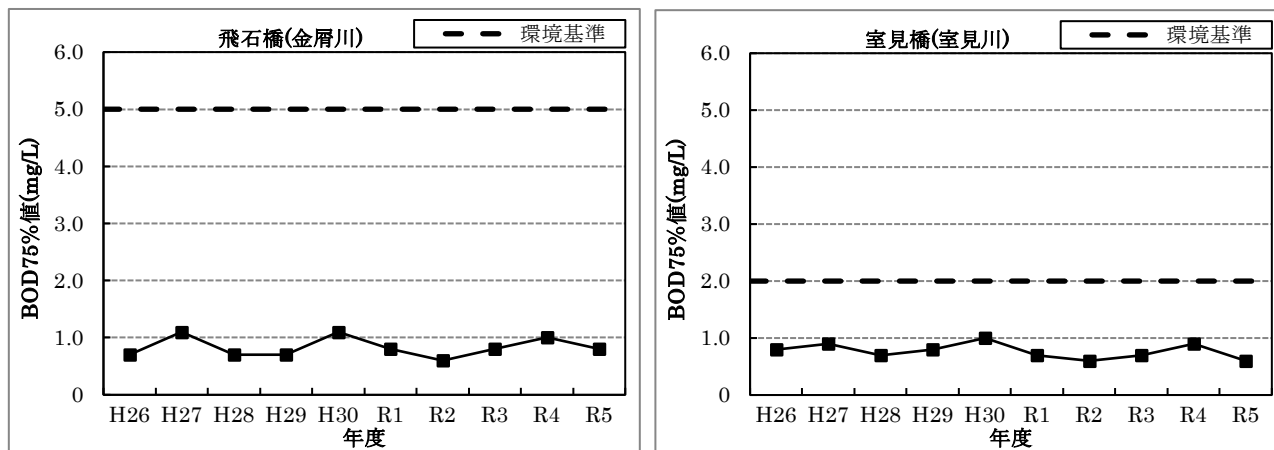
⑤室見川水系

室見川水系は、脊振山系に源を発し、早良区の田園地帯を経て早良区と西区の境界を流れ、博多湾中部海域に流入しています。水道水源として利用されており、上流域には曲渕ダム、下流域には室見取水場があります。

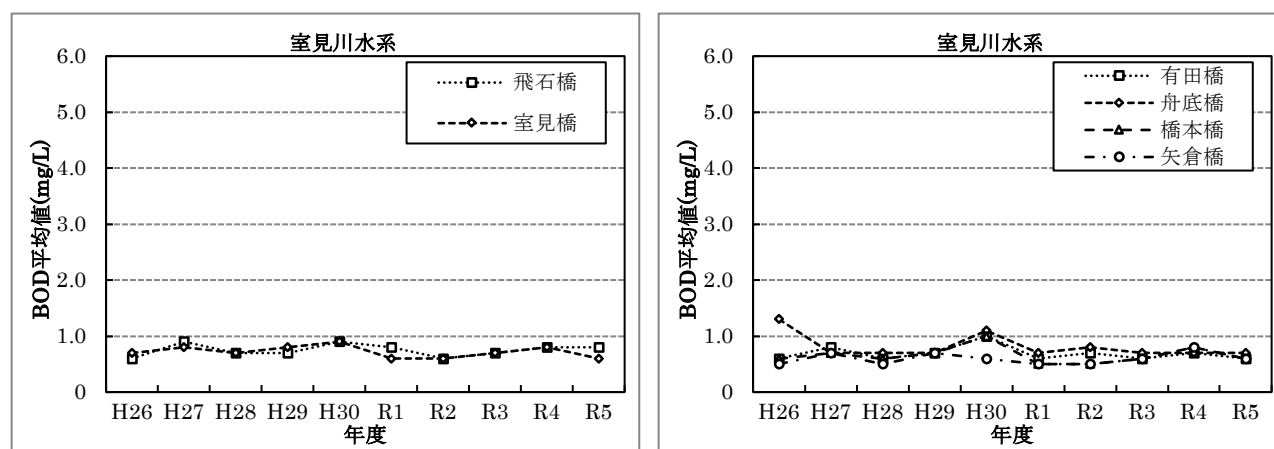
室見川水系では、環境基準点である飛石橋（金屑川）、室見橋（室見川）及び補助地点である橋本橋・矢倉橋（以上室見川）、有田橋（金屑川）、舟底橋（油山川）で調査しています。

BODについては、令和5年度は全ての環境基準点で環境基準を達成しました。BOD年平均值は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

●BOD75%値の推移（室見川水系）



●BOD年平均值の推移（室見川水系）



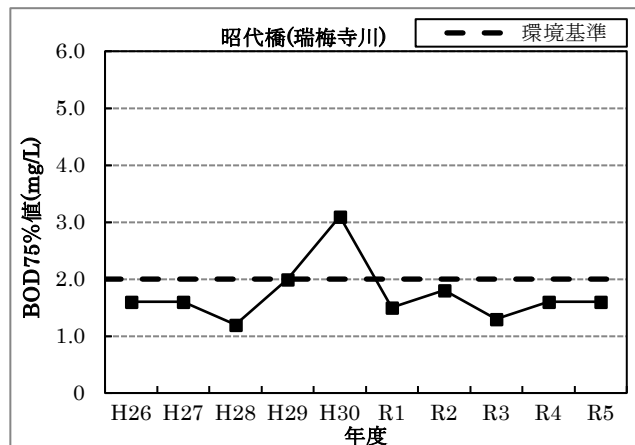
⑥瑞梅寺川水系

瑞梅寺川水系は、脊振山系の井原山に源を発し、糸島市の田園地帯、本市西区の西端を経て博多湾西部海域に流入しています。上流域は水道水源になっており、瑞梅寺ダムがあります。下流域には新西部水処理センターの放流水が流入しています。

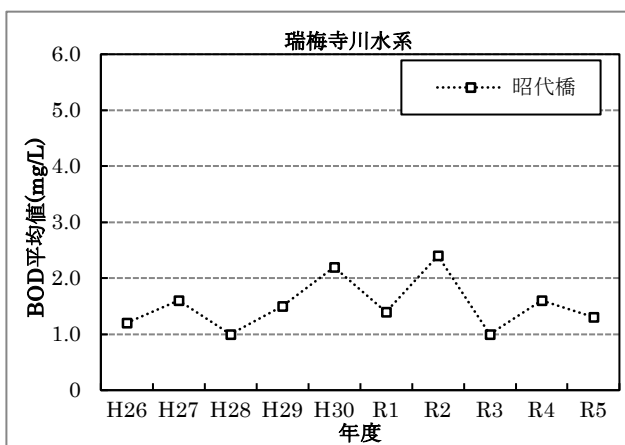
瑞梅寺川水系では、環境基準点である昭代橋（瑞梅寺川）で調査を行っています。

BODについては、令和5年度は環境基準を達成しました。BOD年平均值は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

●BOD75%値の推移（瑞梅寺川水系）



●BOD年平均值の推移（瑞梅寺川水系）



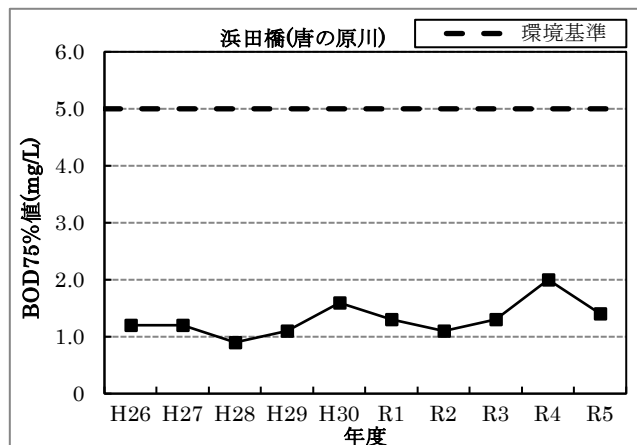
⑦東部小河川

唐の原川は三日月山に、浜男川、香椎川は香椎丘陵に源を発し、博多湾の東部海域に流入しています。流域面積は小さく、人口密度が高い住宅地区を流れています。

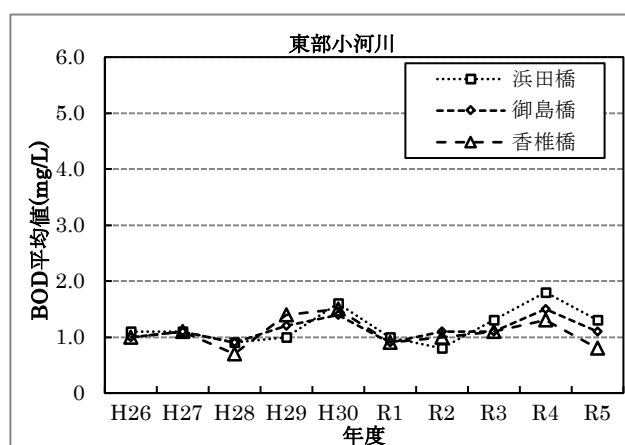
環境基準点である浜田橋（唐の原川）及び補助地点である御島橋（浜男川）、香椎橋（香椎川）で調査しています。

BODについては、令和5年度は環境基準点である浜田橋で環境基準を達成しました。BOD年平均值は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

●BOD75%値の推移（東部小河川）



●BOD年平均值の推移（東部小河川）



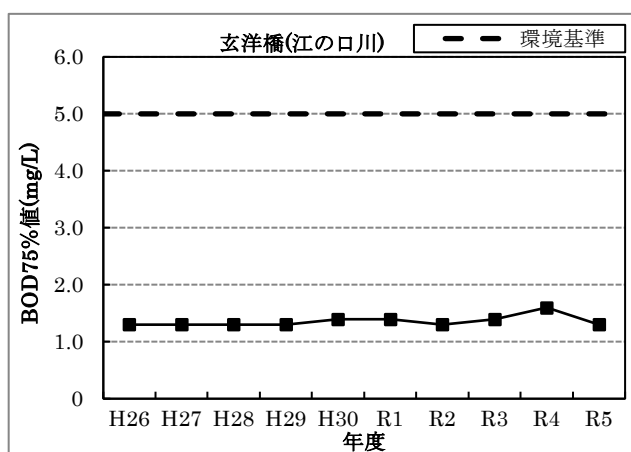
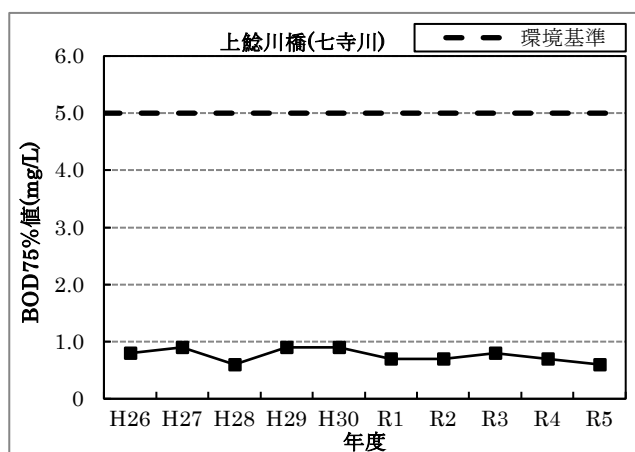
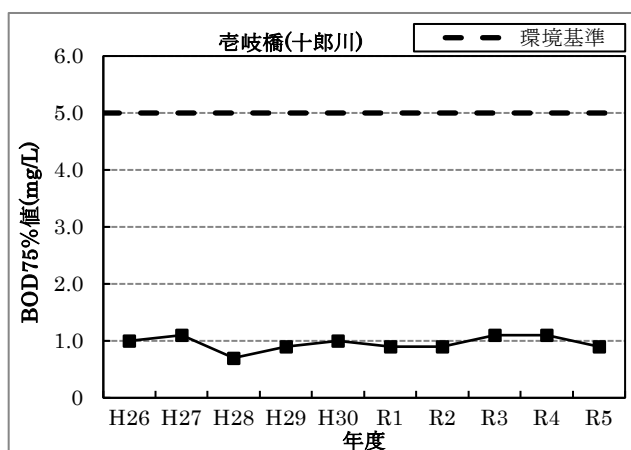
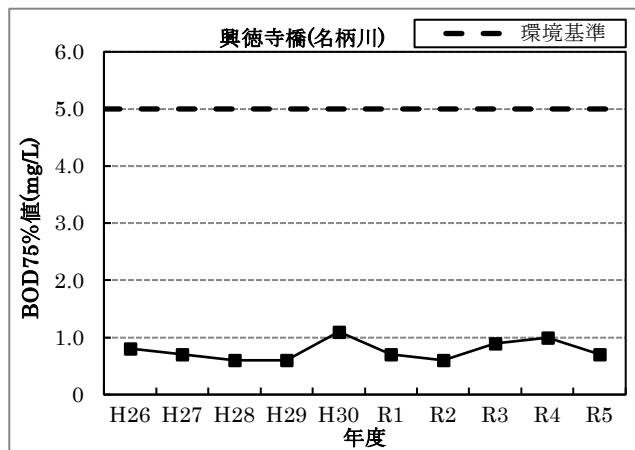
⑧西部小河川

名柄川、十郎川、七寺川及び江の口川は、本市西部の住宅地域を経て博多湾西部海域に流入しています。

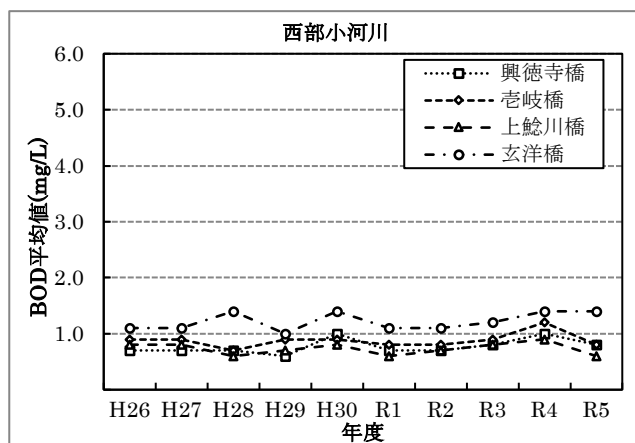
環境基準点である興徳寺橋（名柄川）、沓岐橋（十郎川）、上鯰川橋（七寺川）及び玄洋橋（江の口川）で調査しています。

BODについては、令和5年度は全ての環境基準点で環境基準を達成しました。BOD年平均值は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

●BOD75%値の推移（西部小河川）



●BOD年平均值の推移（西部小河川）



(参考) 河川水環境に関する詳細データ

①BOD平均値の経年変化(環境基準点)

(単位: mg/L)

水 系	河 川 名	調査地点	平 均 値									
			H 26 年 度	H 27 年 度	H 28 年 度	H 29 年 度	H 30 年 度	R 1 年 度	R 2 年 度	R 3 年 度	R 4 年 度	R 5 年 度
唐の原川	唐の原川	浜 田 橋	1.1	1.1	0.9	1.0	1.4	1.0	0.8	1.3	1.8	1.3
多々良川	多々良川	名 島 橋	1.3	1.4	1.1	1.0	1.4	1.0	0.9	1.1	2.0	1.3
		雨 水 橋	1.3	1.2	0.9	1.1	1.3	1.5	0.9	1.1	1.5	1.0
	須恵川	休 也 橋	1.4	1.4	1.1	1.4	1.9	1.7	1.4	2.0	2.2	1.6
	宇美川	塔の本橋	1.1	1.0	0.8	1.1	1.4	2.0	1.3	1.9	2.4	1.5
御笠川	御笠川	千 島 橋	1.0	1.2	1.0	1.0	1.6	1.0	1.0	1.1	1.4	1.1
		金 島 橋	1.2	1.5	1.2	1.0	1.5	1.0	1.2	1.3	1.5	3.0
		板 付 橋	1.2	1.3	1.2	1.4	1.4	1.2	1.1	1.2	1.4	1.3
那珂川	那珂川	那の津大橋	1.0	1.1	0.8	1.4	1.5	1.3	0.8	1.2	1.5	1.0
		住 吉 橋	0.6	0.9	0.7	1.1	1.1	0.9	0.6	1.2	1.3	0.7
		塩 原 橋	0.8	0.8	0.6	1.1	1.0	1.0	0.6	0.9	1.0	0.7
樋井川	樋井川	旧今川橋	0.9	0.8	0.7	1.0	0.9	1.1	0.7	1.3	1.1	0.9
室見川	金屑川	飛 石 橋	0.6	0.9	0.7	0.7	0.9	0.8	0.6	0.7	0.8	0.8
	室見川	室 見 橋	0.7	0.8	0.7	0.8	0.9	0.6	0.6	0.7	0.8	0.6
名柄川	名柄川	興徳寺橋	0.7	0.7	0.7	0.6	1.0	0.7	0.7	0.8	1.0	0.8
十郎川	十郎川	壺 岐 橋	0.9	0.9	0.7	0.9	0.9	0.8	0.8	0.9	1.2	0.8
七寺川	七寺川	上鯰川橋	0.8	0.8	0.6	0.7	0.8	0.6	0.7	0.8	0.9	0.6
江の口川	江の口川	玄 洋 橋	1.1	1.1	1.4	1.0	1.4	1.1	1.1	1.2	1.4	1.4
瑞梅寺川	瑞梅寺川	昭 代 橋	1.2	1.6	1.0	1.5	2.2	1.5	2.4	1.0	1.6	1.3

②BOD75%値の経年変化（補助地点）

（単位：mg/L）

水 系	河 川 名	調査地点	BOD75%値									
			H 26 年 度	H 27 年 度	H 28 年 度	H 29 年 度	H 30 年 度	R 1 年 度	R 2 年 度	R 3 年 度	R 4 年 度	R 5 年 度
香 椎 川	浜 男 川	御 島 橋	0.9	1.2	0.8	0.8	1.4	1.0	1.1	1.2	2.0	1.1
	香 椎 川	香 椎 橋	1.0	0.9	0.8	1.0	1.5	1.0	1.0	1.2	1.0	0.7
御 笠 川	諸 岡 川	諸 岡 橋	1.2	1.2	0.9	2.0	1.7	1.0	1.2	1.3	1.5	1.1
那 珂 川	那 珂 川	警弥郷橋	0.6	0.7	0.5	0.8	0.9	0.5	0.6	0.9	0.6	0.7
	薬院新川	天 神 橋	1.2	1.3	1.6	2.9	1.4	1.2	1.7	6.4	2.0	1.3
	久 川	天 代 橋	0.8	0.9	1.1	1.8	1.2	0.9	0.8	1.6	2.2	0.8
樋 井 川	樋 井 川	友泉亭橋	0.8	0.8	0.8	0.9	1.0	0.6	0.8	0.8	0.9	1.0
	七 隈 川	一 の 橋	0.7	0.8	0.6	0.8	1.2	0.8	0.7	0.7	1.0	0.9
室 見 川	金 屑 川	有 田 橋	0.6	0.8	0.6	0.5	1.0	0.6	0.8	0.5	0.8	0.6
	油 山 川	舟 底 橋	0.8	0.8	0.7	0.6	1.1	0.7	0.9	0.7	0.8	0.8
	室 見 川	橋 本 橋	0.6	0.6	0.6	0.7	1.0	0.5	0.5	0.6	0.9	0.6
		矢 倉 橋	0.5	0.7	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.7	0.5

③BOD平均値の経年変化（補助地点）

（単位：mg/L）

水 系	河 川 名	調査地点	BOD平均値									
			H 26 年 度	H 27 年 度	H 28 年 度	H 29 年 度	H 30 年 度	R 1 年 度	R 2 年 度	R 3 年 度	R 4 年 度	R 5 年 度
香 椎 川	浜 男 川	御 島 橋	1.0	1.1	0.9	1.2	2.3	0.9	1.1	1.1	1.5	1.1
	香 椎 川	香 椎 橋	1.0	1.1	0.7	1.4	1.8	0.9	1.0	1.1	1.3	0.8
御 笠 川	諸 岡 川	諸 岡 橋	1.2	1.2	1.0	1.6	1.4	1.0	1.4	1.3	1.3	1.1
那 珂 川	那 珂 川	警弥郷橋	0.6	0.7	0.6	0.7	0.7	0.6	0.6	0.8	0.8	0.7
	薬院新川	天 神 橋	1.1	1.3	1.1	2.0	1.1	1.1	2.7	3.8	2.3	1.5
	若 久 川	天 代 橋	0.8	0.9	1.0	1.5	1.0	0.8	0.8	1.7	1.6	0.8
樋 井 川	樋 井 川	友泉亭橋	0.7	0.9	0.7	1.0	0.8	0.6	0.7	0.7	0.8	0.9
	七 隈 川	一 の 橋	0.8	0.8	0.6	1.0	0.9	0.8	0.7	0.8	0.8	0.9
室 見 川	金 屑 川	有 田 橋	0.6	0.8	0.6	0.7	0.8	0.6	0.7	0.6	0.7	0.6
	油 山 川	舟 底 橋	1.3	0.7	0.7	0.7	0.9	0.7	0.8	0.7	0.7	0.7
	室 見 川	橋 本 橋	0.6	0.7	0.6	0.7	0.8	0.5	0.5	0.6	0.8	0.6
		矢 倉 橋	0.5	0.7	0.5	0.7	0.7	0.5	0.5	0.6	0.8	0.6

④人の健康の保護に関する環境基準項目検査結果（令和5年度）その1

(単位:mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値	唐の原川	多々良川	多々良川	須恵川	宇美川	御笠川	御笠川	御笠川	那珂川	那珂川
		浜田橋	名島橋	雨水橋	休也橋	塔の本橋	千鳥橋	金島橋	板付橋	那の津大橋	住吉橋
カドミウム	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全シアン	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉛	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
砒素	0.01以下	0.002	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-
総水銀	0.0005以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PCB	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チウラム	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セレン	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.18	1.2	0.29	0.69	0.65	4.3	5.6	0.39	0.33	0.41
ふっ素	0.8以下	0.93	0.94	0.11	0.56	0.43	0.41	0.10	0.09	0.96	0.62
ほう素	1以下	2.3	2.3	-	1.3	1.0	0.93	0.04	-	2.5	1.4
1,4-ジオキサン	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

その2

(単位:mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値	那珂川	樋井川	金屑川	室見川	名柄川	十郎川	七寺川	江の口川	瑞梅寺川
		塩原橋	旧今川橋	飛石橋	室見橋	興徳寺橋	沓岐橋	上鯉川橋	玄洋橋	昭代橋
カドミウム	0.003以下	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛	0.01以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム	0.02以下	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
砒素	0.01以下	-	-	<0.001	<0.001	0.001	0.001	<0.001	0.001	<0.001
総水銀	0.0005以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
PCB	検出されないこと	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	0.02以下	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002以下	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	-	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
チウラム	0.006以下	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003以下	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02以下	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01以下	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.29	0.32	0.099	0.20	0.19	0.19	0.48	0.13	1.2
ふっ素	0.8以下	-	0.83	0.14	0.14	0.58	0.72	0.10	0.54	0.09
ほう素	1以下	-	2.1	0.11	0.21	1.5	1.9	0.20	1.3	0.05
1,4-ジオキサン	0.05以下	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

その3

(単位:mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値	浜男川	香椎川	諸岡川	那珂川	栗院新川	若久川	樋井川	七隈川
		御島橋	香椎橋	諸岡橋	警弥郷橋	天神橋	天代橋	友泉亭橋	一の橋
カドミウム	0.003以下	－	－	－	－	－	－	－	－
全シアン	検出されないこと	－	－	－	－	－	－	－	－
鉛	0.01以下	－	－	<0.001	<0.001	－	－	－	－
六価クロム	0.02以下	－	－	－	－	－	－	－	－
砒素	0.01以下	0.002	0.002	－	－	－	－	－	－
総水銀	0.0005以下	－	－	－	－	－	－	－	－
アルキル水銀	検出されないこと	－	－	－	－	－	－	－	－
PCB	検出されないこと	－	－	－	－	－	－	－	－
ジクロロメタン	0.02以下	－	－	－	－	－	－	－	－
四塩化炭素	0.002以下	－	－	－	－	－	－	－	－
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	－	－	－	－	－	－	－	－
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	－	－	－	－	－	－	－	－
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	－	－	－	－	－	－	－	－
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	－	－	－	－	－	－	－	－
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	－	－	－	－	－	－	－	－
トリクロロエチレン	0.01以下	－	－	－	－	－	－	－	－
テトラクロロエチレン	0.01以下	－	－	－	－	－	－	－	－
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	－	－	－	－	－	－	－	－
チウラム	0.006以下	－	－	－	－	－	－	－	－
シマジン	0.003以下	－	－	－	－	－	－	－	－
チオベンカルブ	0.02以下	－	－	－	－	－	－	－	－
ベンゼン	0.01以下	－	－	－	－	－	－	－	－
セレン	0.01以下	－	－	－	－	－	－	－	－
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.18	0.28	0.59	0.31	0.19	0.58	0.63	0.33
ふっ素	0.8以下	1.1	1.2	0.13	－	0.97	0.14	－	0.72
ほう素	1以下	3.1	3.1	－	－	2.4	0.21	－	1.8
1,4-ジオキサン	0.05以下	－	－	－	－	－	－	－	－

その4

(単位:mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値	金屑川	油山川	室見川	室見川
		有田橋	舟底橋	橋本橋	矢倉橋
カドミウム	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
砒素	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総水銀	0.0005以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
アルキル水銀	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
PCB	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
チウラム	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.22	0.25	0.33	0.37
ふっ素	0.8以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
ほう素	1以下	0.01	<0.01	<0.01	<0.01
1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

⑤人の健康の保護に関する要監視項目検査結果（令和5年度） その1

(単位:mg/L)

要監視項目	指針値	唐の原川	多々良川	多々良川	須恵川	宇美川	御笠川	御笠川	御笠川	那珂川	那珂川
		浜田橋	名島橋	雨水橋	休也橋	塔の本橋	千鳥橋	金島橋	板付橋	那の津大橋	住吉橋
クロロホルム	0.06以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロプロパン	0.06以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
p-ジクロロベンゼン	0.2以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イソキサチオン	0.008以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ダイアジノン	0.005以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フェニトロチオン	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イソプロチオラン	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オキシシン銅	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロタロニル	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プロピザミド	0.008以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
EPN	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロルボス	0.008以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フェノブカルブ	0.03以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イプロベンホス	0.008以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロルニトロフェン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トルエン	0.6以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キシレン	0.4以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニッケル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モリブデン	0.07以下	0.008	0.008	-	0.009	0.010	0.010	0.010	0.014	0.008	<0.007
アンチモン	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
塩化ビニルモノマー	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エピクロヒドリン	0.0004以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全マンガン	0.2以下	0.028	0.046	0.024	0.054	0.049	0.048	0.038	0.051	0.046	0.049
ウラン	0.002以下	0.0018	0.0019	-	0.0012	0.0009	0.0007	-	-	0.0016	0.0010
PFOS	-	0.000002	0.000005	-	0.000007	0.000007	0.000004	0.000003	0.000006	-	0.000005
PFOS（直鎖体）	-	0.000001	0.000002	-	0.000004	0.000004	0.000002	0.000002	0.000004	-	0.000003
PFOA	-	0.000002	0.000002	-	0.000003	0.000003	0.000002	0.000003	0.000004	-	0.000002
PFOA（直鎖体）	-	0.000002	0.000002	-	0.000003	0.000002	0.000002	0.000003	0.000004	-	0.000002
PFOS及びPFOAの合算値	0.00005	0.000005	0.000007	-	0.000011	0.000010	0.000007	0.000007	0.000011	-	0.000008
クロロホルム＊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フェノール＊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホルムアルデヒド＊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-tert-ブチルフェノール＊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アニリン＊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,4-ジクロロフェノール＊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

＊は水生生物の保全にかかる要監視項目

その2

(単位:mg/L)

要監視項目	指針値	那珂川	樋井川	金屑川	室見川	名柄川	十郎川	七寺川	江の口川	瑞梅寺川
		塩原橋	旧今川橋	飛石橋	室見橋	興徳寺橋	老岐橋	上鯉川橋	玄洋橋	昭代橋
クロロホルム	0.06以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,2-ジクロロプロパン	0.06以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
p-ジクロロベンゼン	0.2以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
イソキサチオン	0.008以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
ダイアジノン	0.005以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
フェニトロチオン	0.003以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
イソプロチオラン	0.04以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
オキシシン銅	0.04以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
クロロタロニル	0.05以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
プロピザミド	0.008以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
EPN	0.006以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
ジクロルボス	0.008以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
フェノブカルブ	0.03以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
イプロベンホス	0.008以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
クロルニトロフェン	-	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
トルエン	0.6以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
キシレン	0.4以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下	-	-	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
ニッケル	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
モリブデン	0.07以下	-	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007
アンチモン	0.02以下	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
塩化ビニルモノマー	0.002以下	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
エピクロヒドリン	0.0004以下	-	-	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004
全マンガン	0.2以下	0.028	0.038	0.032	0.023	0.13	0.044	0.021	0.058	0.036
ウラン	0.002以下	-	0.0017	<0.0002	<0.0002	0.0008	0.0014	0.0003	0.0011	<0.0002
PFOS	-	-	0.000003	0.000005	0.000001	0.000009	0.000003	0.000002	0.000002	0.000001
PFOS（直鎖体）	-	-	0.000001	0.000002	<0.000001	0.000005	0.000001	0.000001	0.000001	<0.000001
PFOA	-	-	0.000002	0.000002	0.000001	0.000004	0.000003	0.000002	0.000003	0.000003
PFOA（直鎖体）	-	-	0.000002	0.000002	0.000001	0.000003	0.000003	0.000001	0.000002	0.000002
PFOS及びPFOAの合算値	0.00005	-	0.000005	0.000007	0.000003	0.000014	0.000007	0.000005	0.000006	0.000005
クロロホルム＊	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
フェノール＊	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ホルムアルデヒド＊	-	-	-	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
4-tert-ブチルフェノール＊	-	-	-	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004
アニリン＊	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
2,4-ジクロロフェノール＊	-	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003

＊は水生生物の保全にかかる要監視項目

⑥水生生物保全に係る環境基準項目検査結果（令和5年度・平均値）

（単位：mg/L）

水 系	多々良川			御笠川	那珂川	樋井川	室見川		瑞梅寺川
河川名	多々良川	須恵川	宇美川	御笠川	那珂川	樋井川	室見川		瑞梅寺川
調査地点	名島橋	休也橋	塔の本橋	千鳥橋	那の津大橋	旧今川橋	室見橋	矢倉橋	昭代橋
類型	生物B							生物A	生物B
達成期間	イ								
全亜鉛	0.009	0.011	0.013	0.018	0.007	0.007	0.003	0.002	0.010
ノニルフェノール	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
L A S	0.0009	0.0009	0.0012	0.0016	0.0007	0.0009	0.0006	0.0006	0.0007
環境基準達成状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※達成期間の分類は、次のとおり。

「イ」は、直ちに達成

※環境基準値は、次のとおり。

生物A：全亜鉛 0.03mg/L 以下、ノニルフェノール 0.001mg/L 以下、LAS 0.03mg/L 以下

生物B：全亜鉛 0.03mg/L 以下、ノニルフェノール 0.002mg/L 以下、LAS 0.05mg/L 以下

⑦底質調査結果（令和5年度）

調査項目	河川名	唐の原川	多々良川		須恵川	宇美川	御笠川			那珂川			樋井川	金屑川	室見川	名柄川	十郎川	七寺川	江の口川	瑞梅寺川
	地点名	浜田橋	名島橋	雨水橋	休也橋	塔の本橋	千鳥橋	金島橋	板付橋	那の津大橋	住吉橋	塩原橋	旧今川橋	飛石橋	室見橋	興徳寺橋	老岐橋	上鯉川橋	玄洋橋	昭代橋
pH		7.2	8.1	6.9	6.9	6.8	6.8	6.7	7.0	6.8	6.7	7.1	7.5	7.3	7.0	7.8	7.9	7.2	7.6	7.4
COD (mg/g)		1.2	1.6	3.4	1.4	1.1	0.8	<0.5	<0.5	6.0	<0.5	<0.5	5.1	1.7	<0.5	2.3	2.9	<0.5	6.5	0.7
乾燥減量 (%)		18	15	20	18	19	23	22	14	24	21	19	29	19	18	18	18	18	22	19
強熱減量 (%)		1.1	1.4	1.7	1.1	1.1	0.92	0.66	0.39	2.7	0.98	0.57	3.4	0.82	0.59	0.99	1.1	0.67	2.7	0.71
硫化物 (mg/kg)		37	38	39	27	22	56	23	31	100	20	8	230	20	34	110	68	9	230	11
有機炭素 (mg/g)		1.3	1.7	4.3	1.9	1.4	0.5	0.2	0.1	5.3	0.4	0.2	4.8	1.4	0.3	1.8	1.8	0.5	7.8	0.3
全窒素 (mg/kg)		200	190	370	200	170	150	110	100	490	140	120	450	240	140	190	220	120	740	130
全りん (mg/kg)		190	180	320	130	110	90	90	50	290	130	100	220	90	100	130	150	100	320	110
カドミウム (mg/kg)		<0.05	<0.05	0.11	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.11	<0.05	<0.05	0.09	<0.05	<0.05	0.05	0.05	<0.05	0.10	<0.05
シアン (mg/kg)		<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
有機りん (mg/kg)		<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
鉛 (mg/kg)		4.9	2.8	6.3	3.1	3.8	3.1	3.7	1.9	11	3.8	2.2	11	2.6	1.5	4.9	4.0	2.5	8.3	1.8
総クロム (mg/kg)		54	29	8	13	8	5	4	2	19	8	2	20	7	4	16	11	8	38	16
六価クロム (mg/kg)		<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2
ひ素 (mg/kg)		2.8	2.5	3.6	2.1	2.5	1.7	1.7	1.0	5.3	3.6	1.7	2.3	1.7	1.0	2.8	1.9	1.1	3.5	1.4
総水銀 (mg/kg)		<0.01	<0.01	0.02	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.06	<0.01	<0.01	0.05	<0.01	<0.01	<0.01	0.02	<0.01	0.06	<0.01
アルキル水銀 (mg/kg)		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
PCB (mg/kg)		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ノニルフェノール (μg/kg)		<10	<10	-	14	17	<10	-	-	<10	-	-	340	<10	<10	13	33	<10	26	<10
4-tert-オクチルフェノール (μg/kg)		<1.0	<1.0	-	<1.0	<1.0	<1.0	-	-	<1.0	-	-	5.4	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0

※pH、乾燥減量、強熱減量以外は乾燥固形物当りの濃度

(2) 博多湾

博多湾は、湾口が狭く閉鎖性が高いことから外海水との交換が悪く、陸域からの有機物質や栄養塩類が滞留しやすい地形です。

福岡市では、環境基準点 8 地点において、毎月 1 回調査しています。

令和 5 年度は、生活環境の保全に関する環境基準のうち化学的酸素要求量（COD）については、西部海域の 1 地点と東部海域の 1 地点で環境基準を達成しました。

全りんについては、全海域で環境基準を達成しており、全窒素については、西部海域と中部海域で環境基準を達成しました。人の健康の保護に関する環境基準については、全項目・全調査地点において基準値以下でした。

※海域の区分：

東部海域、中部海域、西部海域の 3 海域に区分の上環境基準の類型が指定されており、環境基準点は、東部海域に 2 地点、中部海域及び西部海域に各 3 地点の合計 8 地点設定されています。

※生活環境の保全に関する環境基準：

環境基本法第 16 条に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件として定められた、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことで、COD、pH 等の基準値が定められています。全窒素及び全りんに関する環境基準値は、平成 8 年 6 月 14 日付け福岡県告示で類型指定されました。

※人の健康の保護に関する環境基準：

環境基本法第 16 条に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件として定められた、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準のことで、ヒ素、水銀等の基準値が定められています。

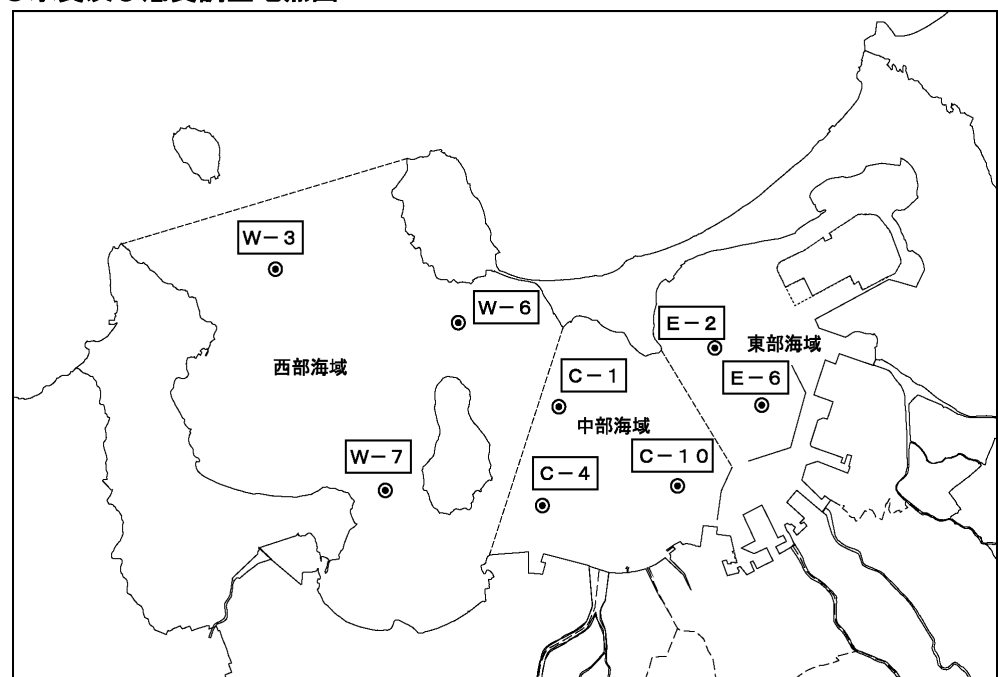
※化学的酸素要求量（COD）：

水中の有機物等が酸化剤によって酸化されるとき、消費された酸化剤の量をそれに相当する酸素の量で表したものです。数字が大きいたうことは、消費された酸化剤が多いということになり、水中の有機物等が多いことを意味し、汚濁度が高いといえます。COD は海域・湖沼での汚濁の指標として用いられています。

●博多湾の諸元（平成 24 年度）

海表面積	海水容量	平均水深	干満の差	流域面積
133.3 km ²	1.4 km ³	10.8 m	2.20 m	690 km ²
平均水面	平均水面	平均水面	大潮時干満差	市域外も含む

●水質及び底質調査地点図



・東部海域

福岡市東区西戸崎二丁目 2905 番地先南端と博多湾西防波堤（以下「西防波堤」という。）北端とを結ぶ直線、西防波堤、西防波堤南端と同市中央区荒津二丁目 3 番 50 号地先北端とを結ぶ直線および海岸線に囲まれた海域

・中部海域

福岡市東区大岳四丁目 2898 番地の 大岳岬南端と同市西区小戸二丁目 1992 番地の妙見岬北端とを結ぶ直線および海岸線に囲まれた海域であって東部海域に係る部分を除いたもの

・西部海域

福岡市東区勝馬 2115 番地先北端と同市西区大字西浦 2467 番地西浦崎北端とを結ぶ直線および海岸線に囲まれた海域であって東部海域および中部海域に係る部分を除いたもの

●博多湾COD75%値*の環境基準値達成状況及び経年変化

(単位：mg/L)

海域名	類型、 達成期間	環 境 基準値	地点名	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R5 年度 環境基準 達成状況
東部海域	B、ロ	3 以下	E－2	2.8	3.1	2.5	2.7	3.1	3.0	3.0	3.0	3.6	3.2	×
			E－6	2.9	3.2	3.0	2.7	3.2	3.2	3.2	3.4	3.6	2.9	○
中部海域	A、ロ	2 以下	C－1	2.3	2.6	2.3	2.3	2.6	2.5	2.4	2.3	2.6	2.6	×
			C－4	2.8	2.7	2.7	2.3	2.4	2.7	2.5	2.7	3.0	3.0	×
			C－10	2.6	2.5	2.7	2.5	2.9	2.7	2.6	3.0	2.8	2.7	×
西部海域	A、イ	2 以下	W－3	1.5	1.3	1.4	1.2	1.2	1.3	1.4	1.4	1.5	1.3	○
			W－6	1.9	1.9	2.0	2.1	1.9	2.2	2.0	2.1	1.9	2.2	×
			W－7	2.0	1.8	2.0	1.7	2.0	2.4	1.9	2.0	2.1	2.1	×

*各月の全層平均値を値が小さい順に並べ替えた 12 個のデータの 9 番目のデータ

※達成期間の分類は、次のとおり。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5 年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5 年を超える期間で可及的速やかに達成

●博多湾全窒素の環境基準値達成状況及び経年変化

(単位：mg/L)

海域名	類型、 達成期間	環 境 基準値	地点名	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R5 年度 環境基準 達成状況
東部海域	Ⅲ、ニ	0.6 以下	E－2	0.49	0.50	0.47	0.57	0.53	0.53	0.55	0.56	0.57	0.72	×
			E－6	0.41	0.48	0.48	0.60	0.60	0.59	0.56	0.63	0.55	0.67	
			海域平均	0.45	0.49	0.48	0.59	0.57	0.56	0.56	0.60	0.56	0.70	
中部海域	Ⅲ、イ	0.6 以下	C－1	0.33	0.31	0.32	0.38	0.35	0.36	0.32	0.36	0.38	0.42	
			C－4	0.33	0.39	0.37	0.45	0.38	0.42	0.38	0.42	0.40	0.52	
			C－10	0.38	0.41	0.44	0.43	0.43	0.42	0.49	0.44	0.44	0.53	
			海域平均	0.35	0.37	0.38	0.42	0.39	0.40	0.40	0.41	0.41	0.49	
西部海域	Ⅱ、イ	0.3 以下	W－3	0.14	0.16	0.18	0.14		0.15	0.14	0.15	0.14	0.14	
			W－6	0.25	0.27	0.27	0.29	0.26	0.29	0.27	0.29	0.26	0.34	
			W－7	0.28	0.28	0.29	0.26	0.28	0.32	0.27	0.30	0.31	0.35	
			海域平均	0.22	0.24	0.25	0.23	0.23	0.25	0.23	0.25	0.24	0.28	

●博多湾全りんの環境基準値達成状況及び経年変化

(単位：mg/L)

海域名	類型、 達成期間	環 境 基準値	地点名	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R5 年度 環境基準 達成状況
東部海域	Ⅲ、ニ	0.05 以下	E－2	0.033	0.034	0.040	0.039	0.032	0.037	0.034	0.029	0.029	0.031	○
			E－6	0.028	0.032	0.039	0.037	0.038	0.039	0.035	0.038	0.031	0.033	
			海域平均	0.031	0.033	0.040	0.038	0.035	0.038	0.035	0.034	0.030	0.032	
中部海域	Ⅲ、イ	0.05 以下	C－1	0.023	0.023	0.027	0.027	0.023	0.024	0.019	0.020	0.020	0.023	
			C－4	0.024	0.027	0.029	0.028	0.026	0.029	0.025	0.022	0.022	0.026	
			C－10	0.026	0.029	0.037	0.032	0.027	0.029	0.028	0.026	0.025	0.027	
			海域平均	0.024	0.026	0.031	0.029	0.025	0.027	0.024	0.023	0.022	0.025	
西部海域	Ⅱ、イ	0.03 以下	W－3	0.015	0.015	0.016	0.013	0.012	0.011	0.012	0.012	0.011	0.013	
			W－6	0.018	0.020	0.023	0.021	0.019	0.022	0.019	0.017	0.016	0.021	
			W－7	0.022	0.023	0.028	0.021	0.020	0.024	0.022	0.019	0.019	0.023	
			海域平均	0.018	0.019	0.022	0.018	0.017	0.019	0.018	0.016	0.015	0.019	

※全窒素及び全リンに係る環境基準への適合性の評価については、各海域内の各環境基準点における表層の年間平均値を、当該海域内のすべての基準点について平均した値により行う。

※平成 8 年 6 月 14 日付け福岡県告示第 1140 号にて、博多湾における窒素及びリンに係る環境基準の類型が指定された。

※全窒素及び全リンに係る環境基準の達成期間の分類は、次のとおり。

「イ」は、直ちに達成。「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

①東部海域

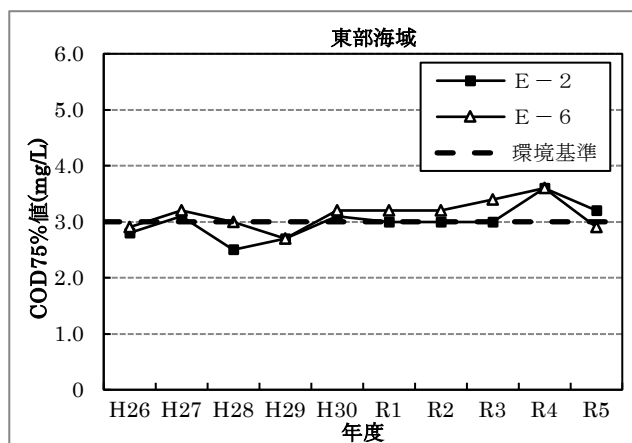
主な流入河川に多々良川、御笠川、那珂川があり、また、東部水処理センターほか5つの下水処理場の放流水※が流入しています。

本海域は博多湾の最奥部に位置しているため外海水との交換が最も悪く、また、博多湾の流入負荷量（COD、全窒素、全りん）の多くが流入していること等から、博多湾3海域の中では、水質各項目の濃度は最高値を示しています。

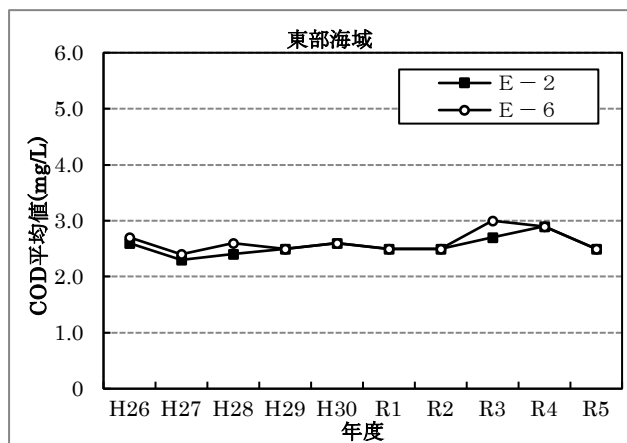
令和5年度は、CODについては2地点のうち1地点は環境基準を達成しました。全窒素については環境基準を達成しませんでした。全りんについては、環境基準を達成しました。

経年的には、COD、全窒素、全りんは概ね横ばい傾向にあります。

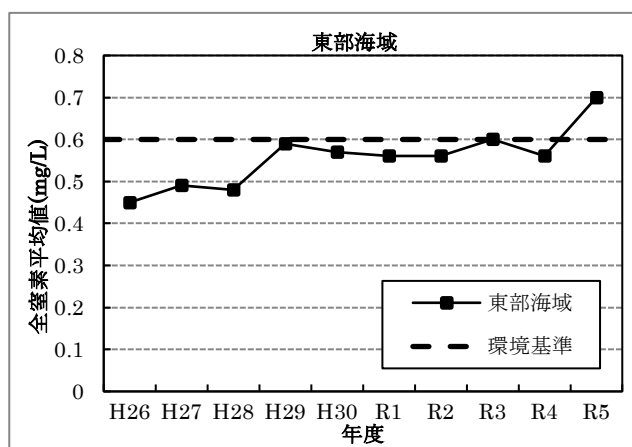
●COD75%値の推移（東部海域）



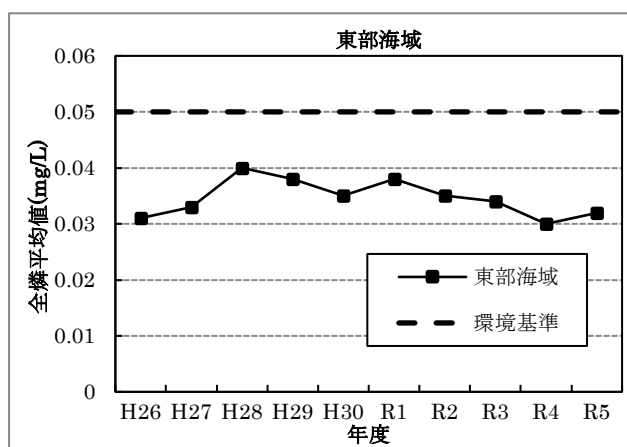
●COD年平均値の推移（東部海域）



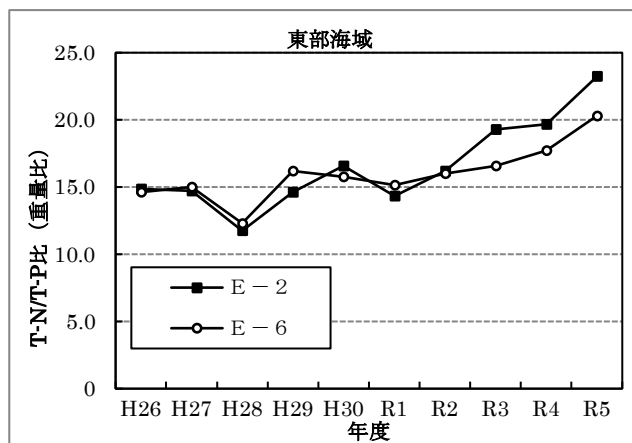
●全窒素濃度の推移（表層）



●全りん濃度の推移（表層）



●全窒素／全りん比（重量比）



※放流水流入

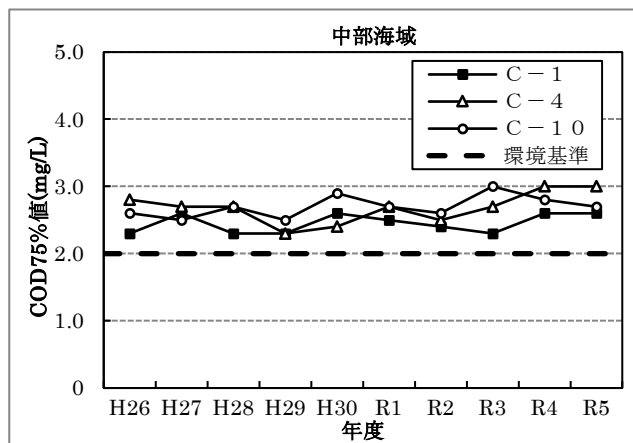
西戸崎水処理センター
和白水処理センター
東部水処理センター
多々良川浄化センター
御笠川浄化センター
中部水処理センター

②中部海域

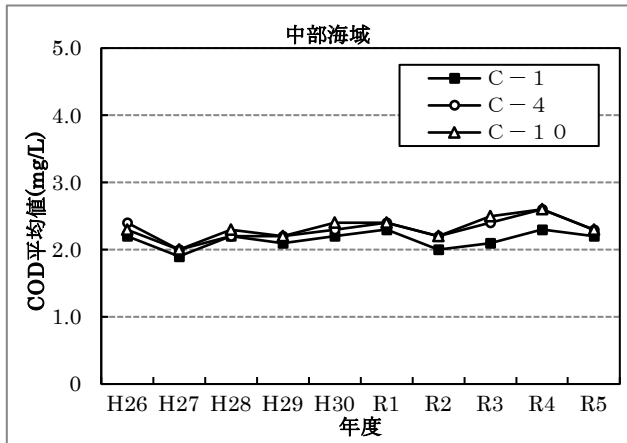
主な流入河川に樋井川、室見川、名柄川があり、西部水処理センターの放流水が流入しています。令和5年度は、CODについては3地点とも環境基準を達成しませんでした。また、全窒素及び全りんについては、環境基準を達成しました。

経年的には、COD、全窒素、全りんは概ね横ばい傾向にあります。

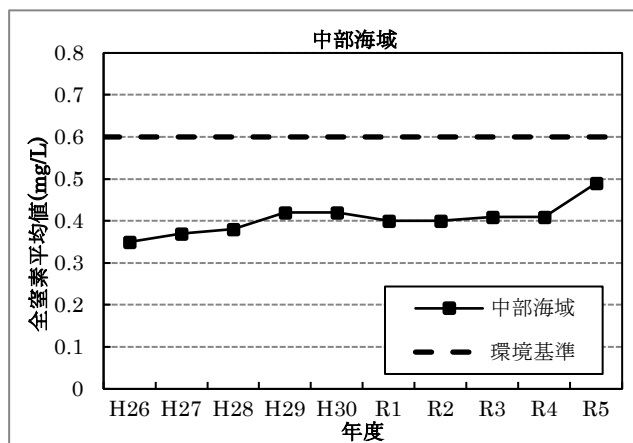
●COD75%値の推移（中部海域）



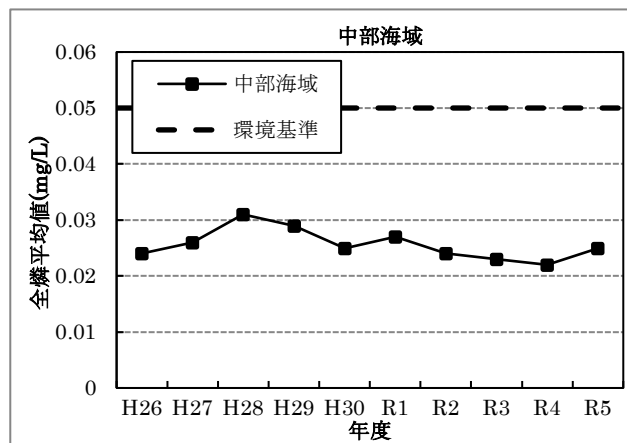
●COD年平均値の推移（中部海域）



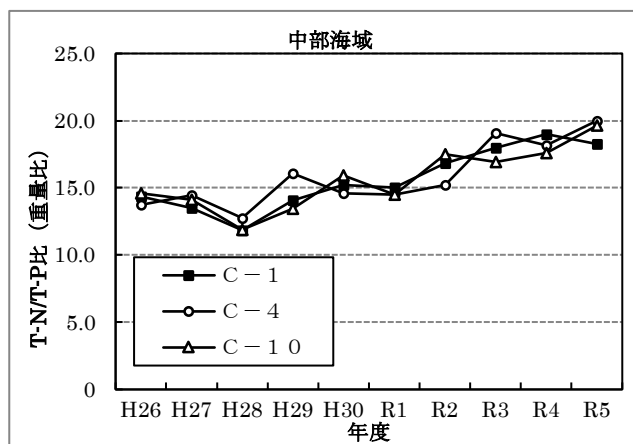
●全窒素濃度の推移（表層）



●全りん濃度の推移（表層）



●全窒素／全りん比（重量比）



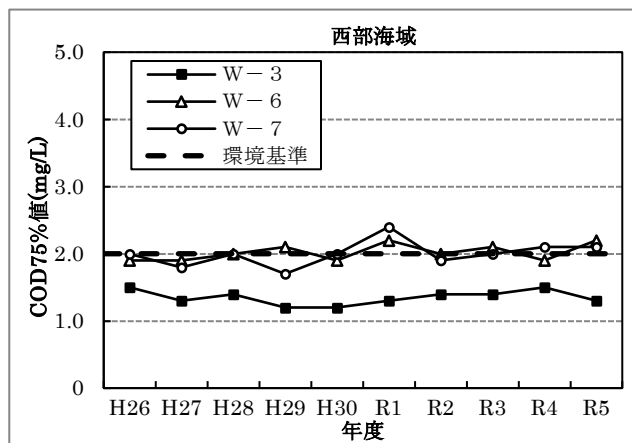
③西部海域

主な流入河川に十郎川、瑞梅寺川があり、新西部水処理センターの放流水が流入しています。本海域は湾口部に位置し、外海水との交換も比較的良好です。

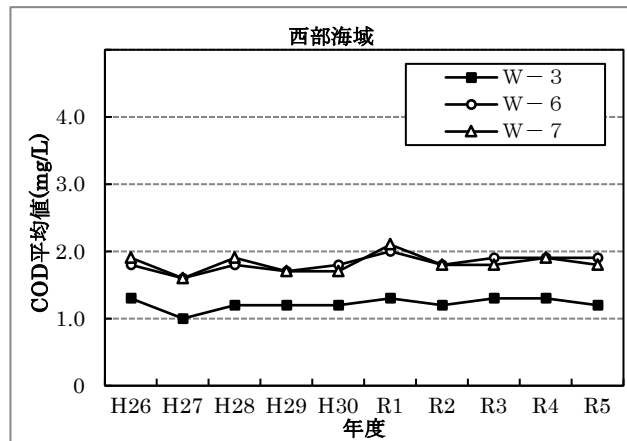
令和5年度は、CODについては3地点のうち1地点は環境基準を達成しました。また、全窒素及び全りんについては、環境基準を達成しました。

経年的には、COD、全窒素、全りんは概ね横ばい傾向にあります。

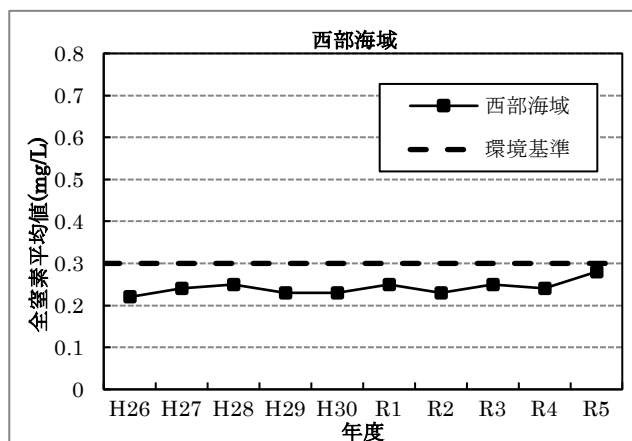
●COD75%値の推移（西部海域）



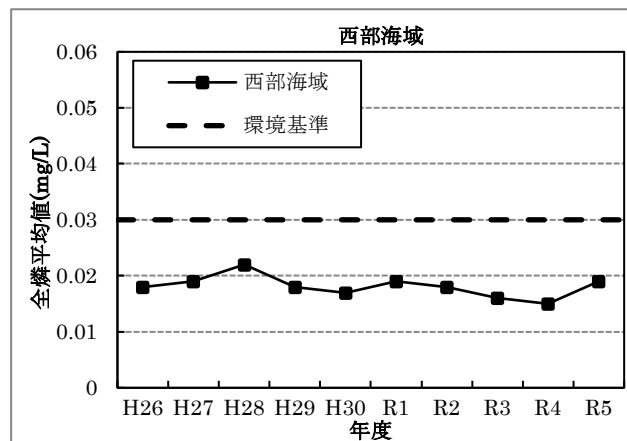
●COD年平均値の推移（西部海域）



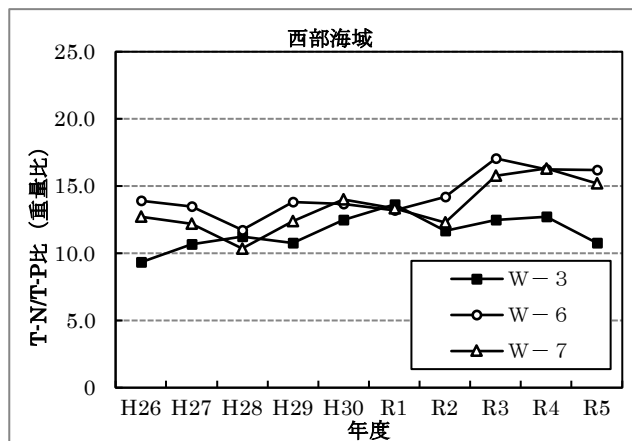
●全窒素濃度の推移（表層）



●全りん濃度の推移（表層）



●全窒素／全りん比（重量比）



(参考) 博多湾水環境に関する詳細データ

①博多湾COD平均値*の経年変化

(単位: mg/L)

海域名	地点名	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
東部海域	E-2	2.6	2.3	2.4	2.5	2.6	2.5	2.5	2.7	2.9	2.5
	E-6	2.7	2.4	2.6	2.5	2.7	2.5	2.5	3.0	2.9	2.5
中部海域	C-1	2.2	1.9	2.2	2.1	2.3	2.3	2.0	2.1	2.3	2.2
	C-4	2.4	2.0	2.2	2.2	2.3	2.4	2.2	2.4	2.6	2.3
	C-10	2.3	2.0	2.3	2.2	2.4	2.4	2.2	2.5	2.6	2.3
西部海域	W-3	1.3	1.0	1.2	1.2	1.2	1.3	1.2	1.3	1.3	1.2
	W-6	1.8	1.6	1.8	1.7	1.8	2.0	1.8	1.9	1.9	1.9
	W-7	1.9	1.6	1.9	1.7	1.7	2.1	1.8	1.8	1.9	1.8

*各月の全層平均値を平均したもの

②博多湾全窒素／全りん比*の経年変化

海域名	地点名	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
東部海域	E-2	14.85	14.71	11.75	14.62	16.56	14.32	16.18	19.31	19.66	23.23
	E-6	14.64	15.00	12.31	16.22	15.79	15.13	16.00	16.58	17.74	20.30
中部海域	C-1	14.35	13.48	11.85	14.07	15.22	15.00	16.84	18.00	19.00	18.26
	C-4	13.75	14.44	12.76	16.07	14.62	14.48	15.20	19.09	18.18	20.00
	C-10	14.62	14.14	11.89	13.44	15.93	14.48	17.50	16.92	17.60	19.63
西部海域	W-3	9.33	10.67	11.25	10.77	12.50	13.64	11.67	12.50	12.73	10.77
	W-6	13.89	13.50	11.74	13.81	13.68	13.18	14.21	17.06	16.25	16.19
	W-7	12.73	12.17	10.36	12.38	14.00	13.33	12.27	15.79	16.32	15.22

③人の健康の保護に関する環境基準項目検査結果（令和5年度）

(単位:mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値	東部海域		中部海域			西部海域		
		E-2	E-6	C-1	C-4	C-10	W-3	W-6	W-7
カドミウム	0.003以下	-	-	-	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	-	-	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1
鉛	0.01以下	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム	0.05以下	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002
砒素	0.01以下	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総水銀	0.0005以下	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005
P C B	検出されないこと	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	0.02以下	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002以下	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	-	-	-	-	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	-	-	-	-	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	-	-	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006以下	-	-	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003以下	-	-	-	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02以下	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01以下	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01以下	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.21	0.20	0.10	0.11	0.14	0.028	0.082	0.077
ふっ素	(0.8以下)	-	-	-	-	-	1.1	1.1	1.0
ほう素	(1以下)	-	-	-	-	-	3.7	3.6	3.7
1,4-ジオキサン	0.05以下	-	-	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005

※海域については、ふっ素、ほう素の環境基準は適用されない。

④人の健康の保護に関する要監視項目測定結果（令和5年度）

（単位：mg/L）

要監視項目	指針値	東部海域		中部海域			西部海域		
		E－2	E－6	C－1	C－4	C－10	W－3	W－6	W－7
クロロホルム	0.06以下	－	－	－	－	－	<0.001	<0.001	<0.001
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	－	－	－	－	－	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロプロパン	0.06以下	－	－	－	－	－	<0.0002	<0.0002	<0.0002
p-ジクロロベンゼン	0.2以下	－	－	－	－	－	<0.0002	<0.0002	<0.0002
イソキサチオン	0.008以下	－	－	－	－	－	<0.0001	<0.0001	<0.0001
ダイアジノン	0.005以下	－	－	－	－	－	<0.0001	<0.0001	<0.0001
フェニトロチオン	0.003以下	－	－	－	－	－	<0.0001	<0.0001	<0.0001
イソプロチオラン	0.04以下	－	－	－	－	－	<0.0001	<0.0001	<0.0001
オキシ銅	0.04以下	－	－	－	－	－	<0.004	<0.004	<0.004
クロロタロニル	0.05以下	－	－	－	－	－	<0.0001	<0.0001	<0.0001
プロピザミド	0.008以下	－	－	－	－	－	<0.0001	<0.0001	<0.0001
EPN	0.006以下	－	－	－	－	－	<0.0001	<0.0001	<0.0001
ジクロロボス	0.008以下	－	－	－	－	－	<0.0001	<0.0001	<0.0001
フェノブカルブ	0.03以下	－	－	－	－	－	<0.0001	<0.0001	<0.0001
イプロベンホス	0.008以下	－	－	－	－	－	<0.0001	<0.0001	<0.0001
クロロニトロフェン	－	－	－	－	－	－	<0.0001	<0.0001	<0.0001
トルエン	0.6以下	－	－	－	－	－	<0.06	<0.06	<0.06
キシレン	0.4以下	－	－	－	－	－	<0.0002	<0.0002	<0.0002
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下	－	－	－	－	－	<0.006	<0.006	<0.006
ニッケル	－	－	－	－	－	－	<0.001	<0.001	<0.001
モリブデン	0.07以下	0.009	0.010	0.010	0.010	0.009	0.011	0.010	0.009
アンチモン	0.02以下	－	－	－	－	－	<0.0002	<0.0002	<0.0002
塩化ビニルモノマー	0.002以下	－	－	－	－	－	<0.0002	<0.0002	<0.0002
エピクロロヒドリン	0.0004以下	－	－	－	－	－	<0.00004	<0.00004	<0.00004
全マンガン	0.2以下	－	－	－	－	－	<0.005	0.006	<0.005
ウラン	0.002以下	0.0026	0.0025	0.0026	0.0027	0.0026	0.0029	0.0028	0.0027
PFOS	－	－	－	－	－	－	<0.000001	<0.000001	<0.000001
PFOS（直鎖体）	－	－	－	－	－	－	<0.000001	<0.000001	<0.000001
PFOA	－	－	－	－	－	－	<0.000001	0.000001	0.000001
PFOA（直鎖体）	－	－	－	－	－	－	<0.000001	<0.000001	<0.000001
PFOS及びPFOAの合算値	0.00005	－	－	－	－	－	<0.000002	0.000002	0.000002
クロロホルム＊	－	－	－	－	－	－	<0.001	<0.001	<0.001
フェノール＊	－	－	－	－	－	－	<0.001	<0.001	<0.001
ホルムアルデヒド＊	－	－	－	－	－	－	<0.008	<0.008	<0.008
4-tert-オクチルフェノール＊	－	－	－	－	－	－	<0.00004	<0.00004	<0.00004
アニリン＊	－	－	－	－	－	－	<0.002	<0.002	<0.002
2,4-ジクロロフェノール＊	－	－	－	－	－	－	<0.0003	<0.0003	<0.0003

＊は水生生物の保全にかかる要監視項目

⑤ 水生生物の保全に係る環境基準項目検査結果（令和5年度・平均値）

（単位：mg/L）

水系	博多湾		
海域名	東部海域	中部海域	西部海域
地点名	E－2	C－4	W－3
類型	生物特A		
達成期間	イ		
全亜鉛	0.002	0.001	0.001
ノニルフェノール	<0.00006	0.00006	<0.00006
L A S	0.0006	0.0006	<0.0006
環境基準達成状況	○	○	○

※達成期間の分類は、次のとおり。

「イ」は、直ちに達成

※環境基準値は、次のとおり。

生物特A：全亜鉛 0.01mg/L 以下、ノニルフェノール 0.0007mg/L 以下、LAS 0.006mg/L 以下

⑥底質調査結果（令和5年度）

項 目	単位	東 部 海 域		中 部 海 域			西 部 海 域		
		E-2	E-6	C-1	C-4	C-10	W-3	W-6	W-7
p H	(-)	7.8	7.9	7.8	7.8	7.9	7.9	7.9	7.9
C O D	(mg/g)	13	13	10	12	8.8	1.0	1.3	12
乾 燥 減 量	(%)	59	53	52	56	46	22	21	47
強 熱 減 量	(%)	9.4	6.8	7.3	8.7	6.1	1.5	1.2	7.1
硫 化 物	(mg/kg)	42	100	130	76	150	10	13	150
有 機 炭 素	(mg/g)	12	13	10	13	7.8	0.8	1.4	10
全 窒 素	(mg/kg)	1400	1200	1400	1600	1000	130	100	1100
全 り ん	(mg/kg)	490	430	500	510	390	250	390	540
カドミウム	(mg/kg)	<0.1	0.1	0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1
シアン化合物	(mg/kg)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
鉛	(mg/kg)	13	12	16	14	9.5	2.7	3.0	11
総クロム	(mg/kg)	77	46	77	74	68	11	13	96
六価クロム	(mg/kg)	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
ひ 素	(mg/kg)	3	4	4	8	3	3	2	3
総 水 銀	(mg/kg)	0.12	0.31	0.16	0.21	0.11	0.04	0.04	<0.02
アルキル水銀化合物	(mg/kg)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
P C B	(mg/kg)	<0.005	0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ノニルフェノール	(μg/kg)	34	-	-	25	-	<10	-	-
4-tert-オクチルフェノール	(μg/kg)	<1.0	-	-	<1.0	-	<1.0	-	-

※ p H、乾燥減量、強熱減量以外は乾燥試料当りの濃度

⑦博多湾の赤潮発生状況

年 度	月 別												発生 件数	延べ 発生 件数
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
平成 26		1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)						1 (1)	6	(6)
平成 27		8	5	6	19	8		1 (1)				9	5	(8)
平成 28	(1) 4	3 (3)	2 (2)	1 (1)				8					10	(10)
平成 29		1 (1)			5 (5)			1 (1)					2	(2)
平成 30		5			16			3					2	(2)
令和 元			1 (1)	1 (1)									5	(8)
令和 2		17	5	15	16	18	2	1					3	(5)
令和 3			1 (1)	1 (1)		1 (1)	1 (1)	1 (1)					3	(8)
令和 4		2 (2)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)						4	(8)
令和 5	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)				1 (1)	1 (1)		1 (1)	1 (1)	5	(6)

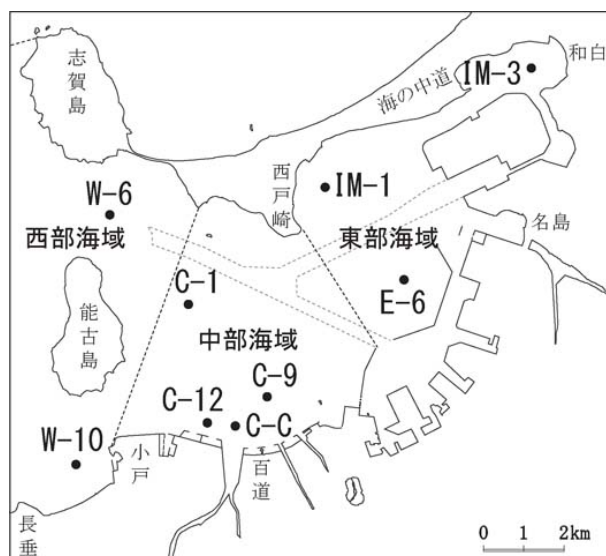
※各欄上段は、月別発生件数。上段の（ ）内は、延べ発生件数

下段の数値は赤潮発生日の合計件数

※水産庁九州漁業調整事務所及び福岡県水産海洋技術センターの調査結果（暦年）を年度別にまとめ直した

⑧令和5年度博多湾貧酸素発生状況調査結果

(調査地点)



※W-6、E-6、C-1 は環境基準点

海底上 0.1m の D0 の観測結果と気象状況 (令和5年度)

調査項目	調査地点		調査日 (1段目: W-6、W-10、C-1、C-9、C-12、C-C、E-6、IM-1、IM-3 2段目: W-3、W-6、W-7、W-9、C-1、C-4、C-9、C-10、E-2、E-6、E-X1)										平均値	最大値	最小値
			—	5/24	—	—	—	—	—	10/16	—	11/22			
			5/9	—	6/6	7/4	8/22	9/13	10/3	—	11/14	—			
底層 D0の 測定 結果 [mg/L]	西部海域	W-3	7.7	—	7.5	4.2	4.4	6.3	6.4	—	7.3	—	6.3	7.7	4.2
		W-6	6.8	6.8	6.2	4.3	4.9	5.1	6.0	6.3	7.3	7.2	6.1	7.3	4.3
		W-7	7.1	—	6.5	4.1	4.1	5.8	4.7	—	6.9	—	5.6	7.1	4.1
		W-9	—	—	—	2.0	—	—	5.5	—	—	—	3.8	5.5	2.0
		W-10	—	5.7	—	—	—	—	—	6.1	—	6.7	6.2	6.7	5.7
	中部海域	C-1	7.0	6.3	6.8	5.8	5.0	4.8	5.6	6.3	7.4	7.2	6.2	7.4	4.8
		C-4	7.0	—	5.7	5.2	4.6	4.3	5.0	—	7.2	—	5.6	7.2	4.3
		C-9	—	5.2	—	3.0	—	—	4.6	6.2	—	7.1	5.2	7.1	3.0
		C-10	7.0	—	3.7	3.3	1.8	4.2	5.5	—	6.9	—	4.6	7.0	1.8
		C-12	—	6.0	—	—	—	—	—	6.1	—	7.0	6.4	7.0	6.0
	東部海域	C-C	—	5.6	—	—	—	—	—	6.1	—	7.0	6.2	7.0	5.6
		E-2	7.1	—	5.5	2.2	2.5	3.7	5.1	—	6.8	—	4.7	7.1	2.2
		E-6	6.1	5.0	2.6	2.3	2.3	1.5	3.5	6.5	6.9	7.1	4.4	7.1	1.5
		E-X1	—	—	—	2.5	—	—	4.4	—	—	—	3.5	4.4	2.5
		IM-1	—	5.0	—	—	—	—	—	6.3	—	8.5	6.6	8.5	5.0
		IM-3	—	5.4	—	—	—	—	—	6.6	—	8.5	6.8	8.5	5.4
	各月の平均値		6.3	—	5.6	3.5	3.7	4.5	5.6	—	7.2	—	5.2	7.2	3.5
気象 状況 福岡 管区 气象台	月平均気温 [℃]	R5年度	20.2	24.4	28.9	29.7	26.9	19.8	—	—	15.1	—	23.6	—	—
		平年値	19.9	23.3	27.4	28.4	24.7	19.6	—	—	14.2	—	22.5	—	—
	月降水量※ [mm]	R5年度	246.0	169.0	536.5	164.0	104.5	23.0	—	—	52.0	—	1295.0	—	—
		平年値	133.7	249.6	299.1	210.0	175.1	94.5	—	—	91.4	—	1253.4	—	—
	月平均 全天日射量 [MJ/m ² ・日]	R5年度	18.4	16.8	16.8	19.3	14.8	14.4	—	—	9.6	—	15.7	—	—
		平年値	18.4	16.1	16.8	17.5	14.5	12.6	—	—	9.1	—	15.0	—	—
	最大風速 10m/s以上の 出現日数	R5年度	2	0	0	2	1	1	—	—	3	—	—	—	—
		平年値	0.6	0.2	0.7	1.1	1.9	1.5	—	—	0.9	—	—	—	—

注1) 表中の塗りつぶしは貧酸素状態 (3.6mg/L 以下) を表す。

注2) 平年値は、1991 年 (H3) ~2020 (R2) 年の平均値である。

※: 平均値の欄は 5~11 月の合計値を表す。

海底の正常な底生生物の分布が危うくなる底層 D03.6mg/L (2.5mL/L より換算) 以下を貧酸素とした。

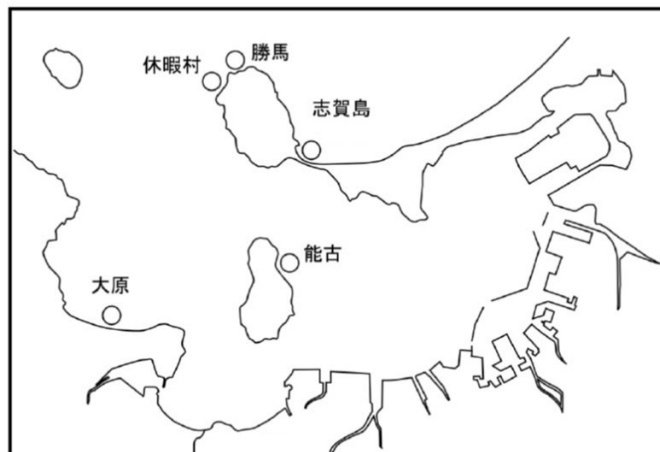
出典: 「シンポジウム「貧酸素水塊」のまとめ」, 柳哲雄, 沿岸海洋研究ノート (1989)

(3) 海水浴場

市内の主要な5海水浴場については、毎年、遊泳期間前及び遊泳期間中に水質調査を実施し、水浴利用の適否を判定しています。

令和5年度の調査結果について、全ての海水浴場が水浴場として利用可能な状況でした。腸管出血性大腸菌O157も検出されておられません。

● 海水浴場調査地点図



● 海水浴場の水質判定基準

区 分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L以下	全透(1m以上)
	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下	全透(1m以上)
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	1m未満～50cm
	水質C	1,000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	1m未満～50cm
不適		1,000個/100mLを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満

● 海水浴場水質調査結果(令和5年度)

海水浴場名	期 間	ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)	油膜の有無	COD (mg/L)	透明度	判定	(参考) O157
休 暇 村	遊泳期間前	<2	な し	1.7	1m以上	適・水質AA	不検出
	遊泳期間中	<2	な し	2.4	1m以上	可・水質B	不検出
勝 馬	遊泳期間前	11	な し	1.8	1m	適・水質A	不検出
	遊泳期間中	5	な し	1.6	1m以上	適・水質A	不検出
志 賀 島	遊泳期間前	<2	な し	1.7	1m以上	適・水質AA	不検出
	遊泳期間中	<2	な し	1.5	1m以上	適・水質AA	不検出
大 原	遊泳期間前	10	な し	2.0	1m以上	適・水質A	不検出
	遊泳期間中	<2	な し	1.9	1m以上	適・水質AA	不検出
能 古	遊泳期間前	<2	な し	1.8	1m以上	適・水質AA	不検出
	遊泳期間中	17	な し	2.5	1m以上	可・水質B	不検出

(4) 地下水

福岡市では、環境基準に定められている重金属及び揮発性有機化合物など 28 項目について地下水調査を実施し、水質を監視しています。

調査の種類は、全体的な福岡市の状況を把握するための概況調査、概況調査で環境基準値を超過した項目があった場合に周辺の汚染の広がりや原因を把握するための汚染井戸周辺地区調査、地域的な汚染を継続的に監視する継続監視調査、及び必要に応じて行うその他の調査があり、全体及び詳細を把握するよう努めています。

① 概況調査

地下水の水質の状況を全体的に把握するため、基準地域メッシュ（1辺約1km）を利用した調査区画について、各区画1井戸の概況調査をしています。令和5年度は第5期概況調査(令和4年度～令和8年度)の2年目にあたり、13井戸で調査を行いました。その結果、1井戸で環境基準値を超過していました。

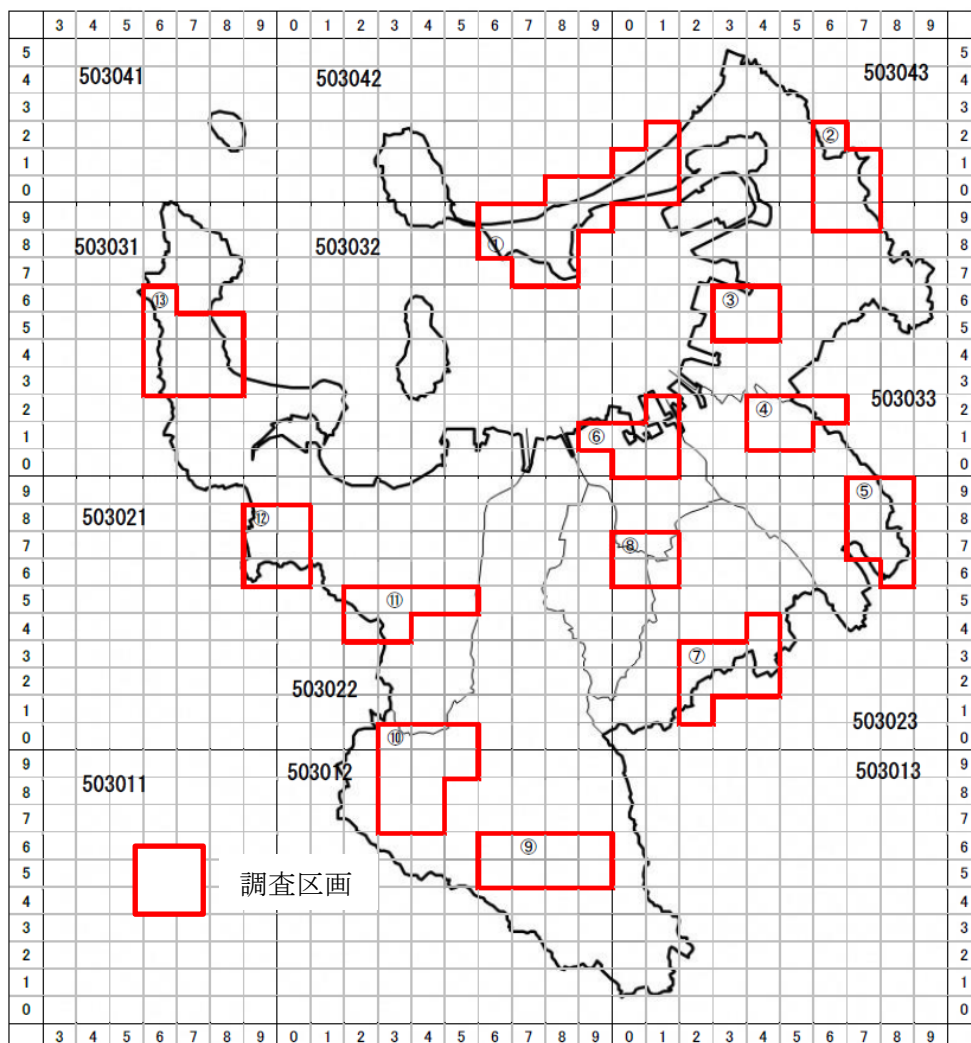
② 汚染井戸周辺地区調査

概況調査で汚染が判明した井戸及びその周辺井戸の計9井戸で調査した結果、2井戸で環境基準値を超過していました。超過した原因については、専門家の意見を踏まえ、地質由来の自然的原因と推定しました。

③ 継続監視調査

令和5年度は20井戸で継続監視調査を行いました。その結果、5井戸で環境基準値を超過していました。

令和5年度概況調査実施地域図



●地下水質調査結果総括表（令和5年度）

調査区分	調査 井戸数	基準 超過 井戸数	項目別基準超過井戸延数内訳		
			重金属等	揮発性有機化合物	その他
概況調査	13	1	1	0	0
汚染井戸周辺地区調査	9	2	2	0	0
継続監視調査	20	5	1	4	0
その他の調査	11	0	0	0	0
合 計	53	8	4	4	0

※重金属等：カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、セレン、ふっ素、ほう素

※揮発性有機化合物：ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、クロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、1, 3-ジクロロプロペン及び1, 4-ジオキサン

※その他：PCB、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

●概況調査結果（令和５年度）

調査項目	調査井戸数	基準超過井戸数	環境基準（mg/L）
カドミウム	13	0	0.003
全シアン	13	0	検出されないこと
鉛	13	0	0.01
六価クロム	13	0	0.02
砒素	13	0	0.01
総水銀	13	0	0.0005
アルキル水銀	13	0	検出されないこと
P C B	13	0	検出されないこと
ジクロロメタン	13	0	0.02
四塩化炭素	13	0	0.002
クロロエチレン	13	0	0.002
1, 2-ジクロロエタン	13	0	0.004
1, 1-ジクロロエチレン	13	0	0.1
1, 2-ジクロロエチレン	13	0	0.04
1, 1, 1-トリクロロエタン	13	0	1
1, 1, 2-トリクロロエタン	13	0	0.006
トリクロロエチレン	13	0	0.01
テトラクロロエチレン	13	0	0.01
1, 3-ジクロロプロペン	13	0	0.002
チウラム	13	0	0.006
シマジン	13	0	0.003
チオベンカルブ	13	0	0.02
ベンゼン	13	0	0.01
セレン	13	0	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	13	0	10
ふっ素	13	1	0.8
ほう素	13	0	1
1, 4-ジオキサン	13	0	0.05

●汚染井戸周辺地区調査結果（令和５年度）

調査項目	調査井戸数	基準超過井戸数
ふっ素	9	2

●継続監視調査内訳（令和５年度）

調査項目	調査井戸数	基準超過井戸数
四塩化炭素	4	0
クロロエチレン	17	0
1, 1-ジクロロエチレン	17	0
1, 2-ジクロロエチレン	17	1
1, 1, 1-トリクロロエタン	14	0
トリクロロエチレン	17	2
テトラクロロエチレン	17	3
六価クロム	3	1

●継続監視調査結果（令和5年度）

(mg/L)

No.	地点名	六価クロム	四塩化炭素	クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
1	香椎駅前①	-	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
2	香椎駅前②	-	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
3	香椎駅前③	-	-	-	-	-	-	-	-
4	土井	-	-	0.0005	<0.0001	0.0067	<0.0005	0.002	0.0020
5	原田	-	-	-	-	-	-	-	-
6	井尻	-	-	<0.0002	<0.0001	0.0089	<0.0005	0.009	0.025
7	中尾	-	-	<0.0002	0.0002	0.0022	<0.0005	0.004	0.0023
8	花畑①	-	-	-	-	-	-	-	-
9	花畑②	-	-	<0.0002	<0.0001	0.0008	<0.0005	<0.001	0.0007
10	皿山	-	-	-	-	-	-	-	-
11	桧原	-	0.0008	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
12	田島①	-	-	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	0.0005
13	田島②	-	-	<0.0002	<0.0001	0.047	<0.0005	0.033	0.96
14	茶山①	-	-	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
15	茶山②	-	-	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
16	南庄	-	<0.0002	<0.0002	0.0016	0.0009	0.0016	0.003	0.19
17	今宿駅前	-	-	<0.0002	<0.0001	0.0068	<0.0005	0.011	<0.0005
18	今宿東	-	-	<0.0002	<0.0001	0.0003	<0.0005	<0.001	<0.0005
19	博多駅南①	0.032	-	-	-	-	-	-	-
20	博多駅南②	<0.005	-	-	-	-	-	-	-
21	博多駅南③	<0.005	-	-	-	-	-	-	-
22	那の川	-	-	<0.0002	<0.0001	<0.0002	-	<0.001	0.0084
23	下山門①	-	-	<0.0002	<0.0001	<0.0002	-	<0.001	0.0032
24	下山門②	-	-	<0.0002	<0.0001	<0.0002	-	<0.001	0.0025
環境基準値		0.02	0.002	0.002	0.1	0.04	1	0.01	0.01
定量下限値		0.005	0.0002	0.0002	0.0001	0.0002	0.0005	0.001	0.0005

※数値はすべて平均値(測定は年2回、ただしNo.1は年1回)

※No. 3、No. 8、No. 10 は採水ができなかったため調査なし

※No. 5 は継続監視終了

※網掛けは環境基準値超過

3 土壌環境（土壌汚染対策法関連）

平成 15 年 2 月 15 日に土壌汚染対策法が施行され、一定の機会を捉えて土地の所有者等が土壌汚染状況調査を行うこととなりました。本市では、提出された土壌汚染状況調査結果報告書により判明した土壌汚染について、土壌汚染対策の指導などを実施しています。

●令和 5 年度土壌汚染対策法の施行状況

手続き種別	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
法第 3 条第 1 項 ^{※1} 調査報告件数	1 件	2 件	2 件
法第 3 条第 1 項ただし書きの確認 ^{※2} 通知件数	4 件	5 件	4 件
法第 3 条第 7 項 ^{※3} ・第 4 条第 1 項届出 ^{※4} 件数	170 件	171 件	157 件
法第 3 条第 8 項 ^{※5} ・第 4 条第 3 項調査命令 ^{※6} 件数	9 件	12 件	8 件
法第 5 条調査命令 ^{※7} 件数	0 件	0 件	0 件
要措置区域等指定 ^{※8} 件数（追加指定は含まない）	2 件	9 件	14 件
要措置区域等解除 ^{※9} 件数（全部解除のみ）	4 件	3 件	7 件
法第 14 条指定の申請 ^{※10} 件数	4 件	2 件	0 件

※1 有害物質使用特定施設の廃止時に行う土地の土壌調査の報告

※2 法第 3 条に基づく土壌調査報告が一時的に免除する通知

※3 法第 3 条第 1 項ただし書きの確認を受けた土地で、900 m²以上の土地の形質変更時に行う届出

※4 3,000 m²以上の土地の形質変更時に行う届出

※5 法第 3 条第 7 項届出をした場合の土地の土壌調査命令

※6 法第 4 条第 1 項届出をした土地に土壌汚染のおそれがある場合の土壌調査命令

※7 土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合の土壌調査命令

※8 土壌調査の結果、特定有害物質による汚染状態が指定基準を超過した場合の区域の指定

※9 指定区域において、汚染の除去等の措置により区域の全部又は一部についてその事由がなくなつたと認められる場合の区域の解除

※10 自主調査に基づく指定の申請

●要措置区域等指定の状況（令和 5 年度末現在）

区 分	東 区	博多区	中央区	南 区	城南区	早良区	西区
件 数	8	7	2	1	1	6	2

※件数は、要措置区域及び形質変更時要届出区域の合計

4 音環境

騒音・振動は身近な生活環境問題であり、工場・事業場、建設作業、各種交通機関などからの騒音や振動、移動販売車及び飲食店などの深夜営業に伴う騒音、エアコンの室外機などの一般家庭における生活から発生する騒音など多岐にわたり、苦情相談も数多くあります。

福岡市では、自動車、航空機、新幹線鉄道、在来鉄道の騒音や、道路交通、新幹線鉄道及び在来鉄道の振動について定期的に測定しています。

◆「環境基準」について◆

環境基本法第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）が定められています。

騒音に係る環境基準については、下記のとおり地域の類型に応じてそれぞれ基準値が定められています。

- 1 騒音に係る環境基準（自動車騒音を含む）
- 2 航空機騒音に係る環境基準
- 3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

なお、振動に係る環境基準は設定されていません。

（１）自動車騒音・道路交通振動

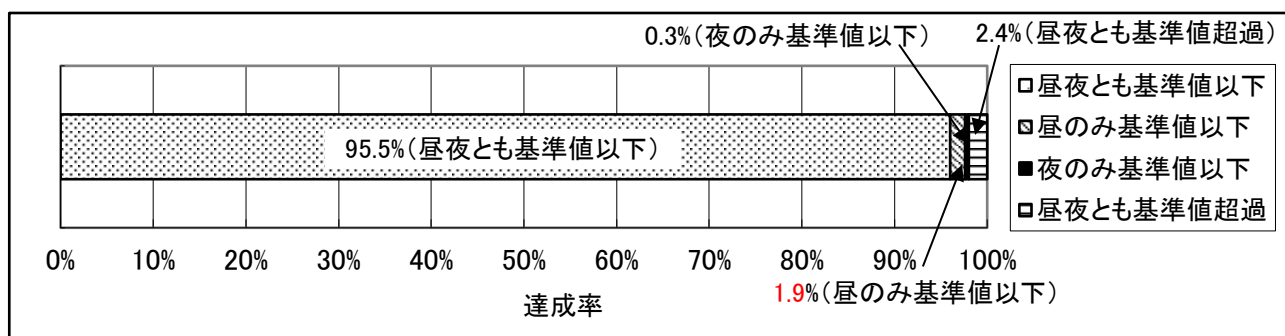
福岡市では、市内の幹線道路等について自動車騒音常時監視 5 か年計画に基づき毎年常時監視を実施しています。

令和 5 年度は、幹線道路の道路端での騒音測定等を 51 地点で実施するとともに、529 区間で道路から 50m の範囲にある住居等の約 23 万 2 千戸について騒音レベルを推計し、環境基準の達成状況を評価しました。その結果、沿道住居等の 95.5% で昼夜とも環境基準を達成しました。

道路交通振動については、11 地点で振動レベルを測定しましたが、要請限度を超える地点はありませんでした。

●令和 5 年度 道路に面する地域における環境基準の達成状況（昼夜別）

	環境基準達成状況（総戸数 231,932 戸）			
	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
戸数	221,422 戸	4,421 戸	626 戸	5,463 戸
達成率	95.5%	1.9%	0.3%	2.4%



◆「道路に面する地域における環境基準の評価」について◆

道路に面する地域の環境基準の評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価することとされています。また、評価手法は、等価騒音レベル (L_{Aeq}) によることとされています。

●令和5年度 自動車騒音測定結果（継続測定路線）

（単位：デシベル）

地点番号	路線名	調査単位 区間番号	測定地点住所	測定結果(L _{Aeq})		(参考)環境基準		(参考)要請限度	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道3号	10010-4	東区松香台1丁目24	75	70	70	65	75	70
2	一般国道3号	10090-1	博多区千代3丁目18	71	67	70	65	75	70
3	一般国道3号 (博多バイパス)	10210-1	東区原田4丁目33	71	69	70	65	75	70
4	一般国道202号	10305-1	中央区赤坂3丁目8	70	68	70	65	75	70
5	一般国道202号	10390-4	西区今宿青木	65	60	70	65	75	70
6	一般国道202号	10410-2	西区周船寺3丁目19	68	67	70	65	75	70
7	一般国道202号 (外環状線)	10490-1	南区桧原1丁目30	69	65	70	65	75	70
8	福岡筑紫野線	40090-3	南区高宮1丁目5	71	68	70	65	75	70
9	堅粕西新2号線	80180-1	中央区鳥飼1丁目4	69	65	70	65	75	70
10	清水干隈線	80210-4	南区長住3丁目2	70	65	65	60	75	70
11	千代今宿線	80260-2	早良区高取1丁目1	68	65	70	65	75	70

●令和5年度 道路交通振動測定結果

（単位：デシベル）

地点番号	路線名	調査単位 区間番号	測定地点住所	測定結果(L ₁₀)		要請限度	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道3号	10010-4	東区松香台1丁目24	43	37	65	60
2	一般国道3号	10090-1	博多区千代3丁目18	45	41	70	65
3	一般国道3号 (博多バイパス)	10210-1	東区原田4丁目33	42	41	70	65
4	一般国道202号	10305-1	中央区赤坂3丁目8	41	34	70	65
5	一般国道202号	10390-4	西区今宿青木	39	32	65	60
6	一般国道202号	10410-2	西区周船寺3丁目19	37	35	70	65
7	一般国道202号 (外環状線)	10490-1	南区桧原1丁目30	33	27	65	60
8	福岡筑紫野線	40090-3	南区高宮1丁目5	47	42	70	65
9	堅粕西新2号線	80180-1	中央区鳥飼1丁目4	45	38	65	60
10	清水干隈線	80210-4	南区長住3丁目2	38	32	65	60
11	千代今宿線	80260-2	早良区高取1丁目1	36	34	70	65

◆自動車騒音及び道路交通振動の環境省令で定める限度（要請限度）について ◆

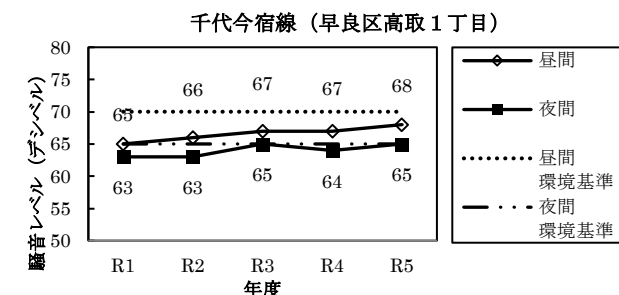
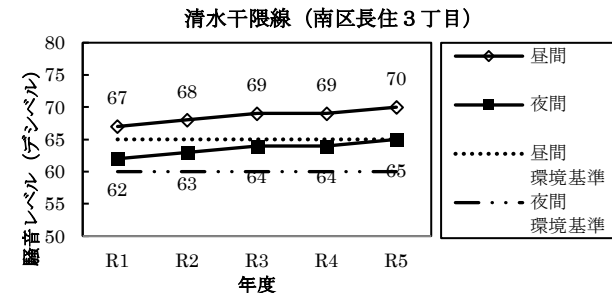
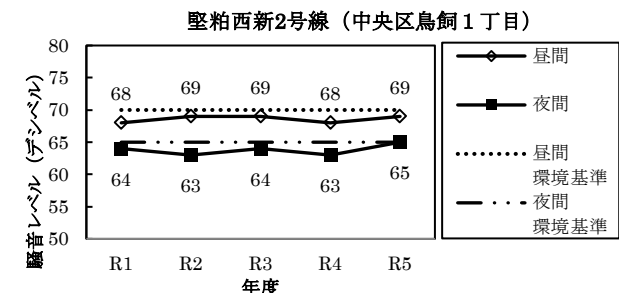
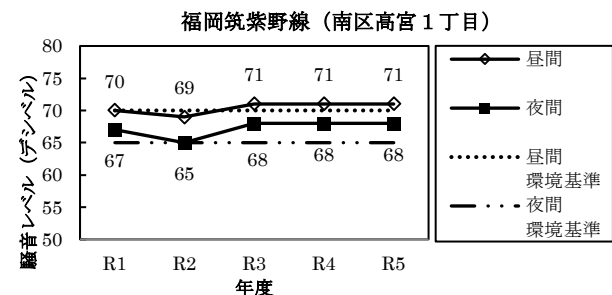
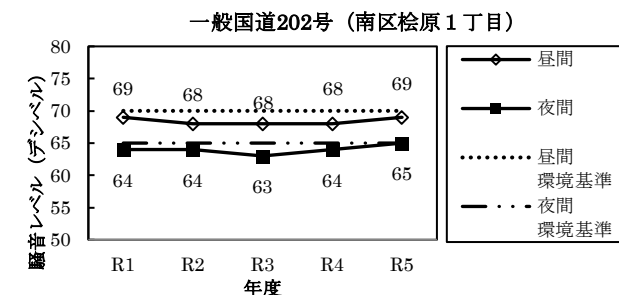
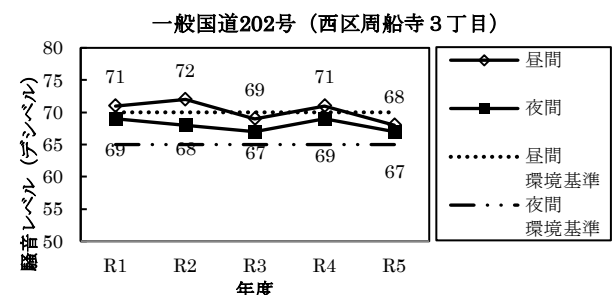
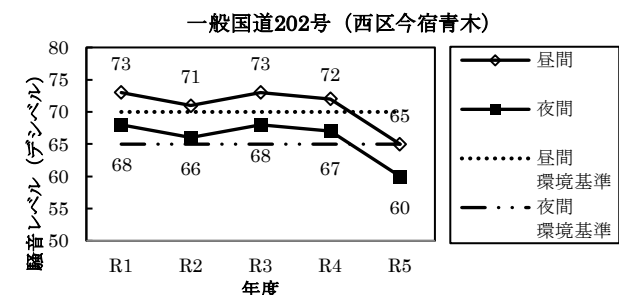
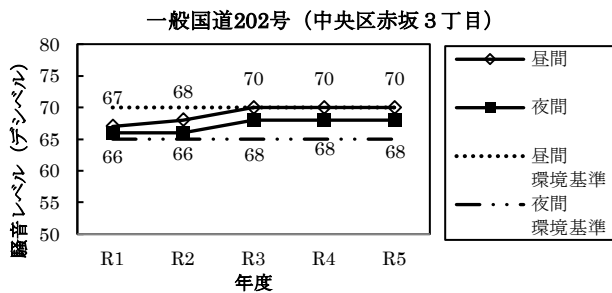
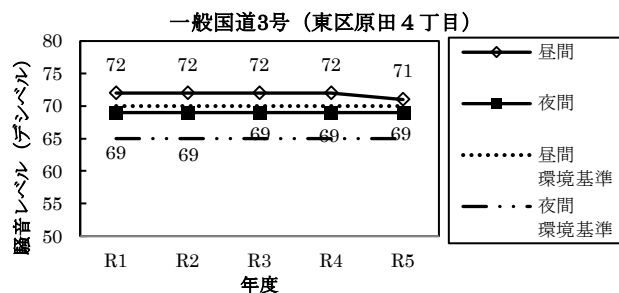
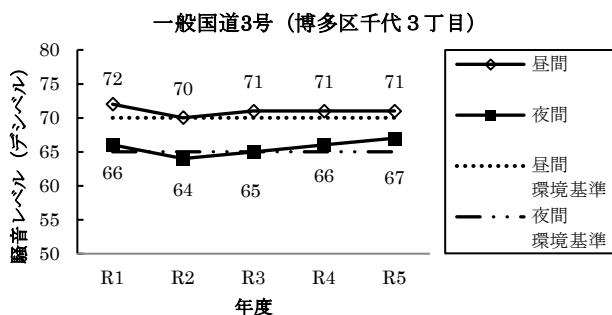
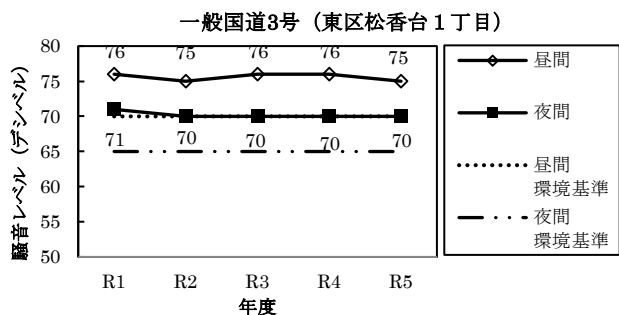
●自動車騒音の要請限度

騒音規制法において、生活環境が著しく損なわれている場合に、公安委員会に対して道路交通法の規定による措置を要請できる環境省令で定める限度です。

●道路交通振動の要請限度

振動規制法において、生活環境が著しく損なわれている場合に、道路管理者に対して道路交通振動の防止のための措置や公安委員会に対して道路交通法の規定による措置等を要請できる環境省令で定める限度です。

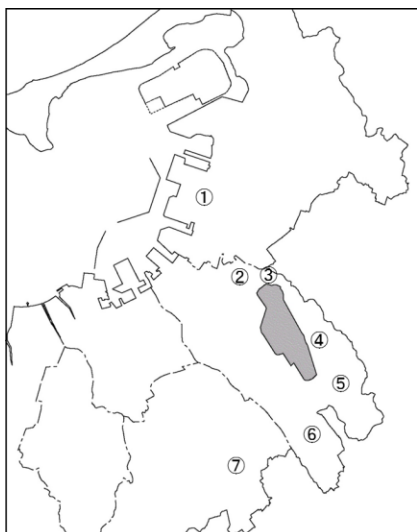
●自動車騒音の経年変化（継続測定路線）



(2) 航空機騒音

航空機騒音について、令和5年度は空港周辺の7地点について年2回の測定を実施し、3地点において環境基準を達成しました。

●航空機騒音測定地点



地点番号	測定地点	測定場所
①	東箱崎小学校	東区箱崎5丁目11-20
②	東吉塚公民館	博多区吉塚6丁目6-10
③	大井集会所	博多区大井2丁目10-15
④	席田会館	博多区東平尾2丁目20-1
⑤	月隈公民館	博多区月隈3丁目27-3
⑥	板付公民館	博多区麦野1丁目29-12
⑦	野多目小学校	南区野多目2丁目6-1

●令和5年度航空機騒音測定結果

(単位：デシベル)

地点番号	測定地点	測定期間	地域類型	測定結果(L _{den})	環境基準
①	東箱崎小学校	R5.5.9～5.15 R5.10.11～10.17	Ⅱ	63	62
②	東吉塚公民館	R5.6.3～6.9 R5.12.13～12.19	Ⅱ	58	62
③	大井集会所	R5.6.3～6.9 R5.12.17～12.23	Ⅱ	62	62
④	席田会館	R5.6.16～6.22 R5.12.1～12.7	Ⅱ	64	62
⑤	月隈公民館	R5.6.17～6.23 R5.12.1～12.7	Ⅱ	65	62
⑥	板付公民館	R5.7.7～7.13 R6.1.12～1.18	I	58	57
⑦	野多目小学校	R5.9.18～9.24 R6.3.27～4.2	I	47	57

※太数字 は環境基準を超えるもの

※測定結果は測定期間全日のエネルギー平均値

◆「航空機騒音に係る環境基準」について◆

航空機騒音に係る環境基準は、L_{den}で評価します。L_{den}とは時間帯補正等価騒音レベルのことで、航空機に伴う飛行騒音や地上騒音を時間帯によって重み付けし、1日の航空機騒音レベルを評価した指標であり、単位はデシベルで表します。

環境基準値は、東区・博多区・中央区・南区のうち、都市計画法に基づく用途地域が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域の地域をⅠ類型に、その他の地域をⅡ類型に当てはめ、各地域の類型毎に定められています。

(3) 鉄道騒音・振動

①新幹線鉄道

令和5年度は、山陽新幹線4地域7地点、九州新幹線2地域4地点の計6地域11地点で騒音・振動を測定しました。

その結果、騒音については4地点で環境基準を達成しました。

振動については、全地点で「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」の指針値(70デシベル以下)以下でした。

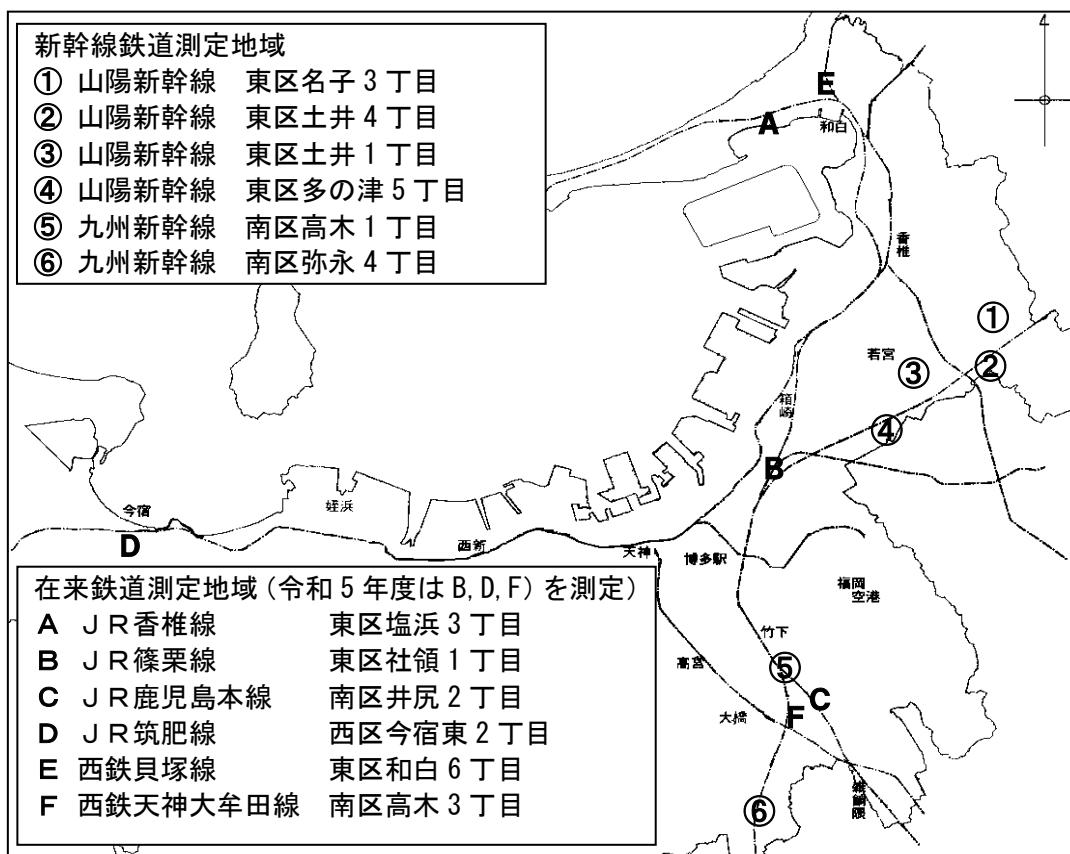
②在来鉄道

市内の在来鉄道は、JR九州(株)の香椎線・篠栗線・鹿児島本線・筑肥線、西鉄(株)の貝塚線・天神大牟田線及び福岡市営地下鉄の空港線・箱崎線・七隈線の計9路線で運行されています。

令和5年度は、香椎線、篠栗線、鹿児島本線、筑肥線、貝塚線、天神大牟田線の沿線6地域のうち、3地域(篠栗線、筑肥線、天神大牟田線の沿線)で騒音・振動を測定しました。

なお、在来鉄道の騒音・振動に係る環境基準は定められていませんが、「在来鉄道騒音測定マニュアル」が示されていることから、福岡市では、このマニュアルに基づき騒音を測定するとともに、振動については新幹線鉄道振動の測定方法に準じて測定を実施し、現状の把握に努めています。

●鉄道騒音・振動の測定地点



●令和5年度 新幹線鉄道の騒音・振動測定結果

(単位：デシベル)

地点番号	路線名	測定場所	測定年月日	地域類型	騒音レベル(L _{A,Smax})		振動レベル 25 m	軌道構造
					12.5 m	25 M		
①	山陽新幹線	東区名子3丁目	R5.10.19	I	73	71	51	バラスト高架
②		東区土井4丁目	R5.10.31	I	/	72	49	バラスト切取
③		東区土井1丁目	R5.10.16	I		75	48	スラブ高架
④		東区多の津5丁目	R5.10.26	II	76	73	52	スラブ高架
⑤	九州新幹線	南区高木1丁目	R5.5.11	II	73	72	40	スラブ高架
⑥		南区弥永4丁目	R5.5.15	I	73	70	47	スラブ高架

※太数字 は環境基準を超えるもの

※新幹線鉄道騒音に係る環境基準値は、I 類型：70デシベル以下、II 類型：75デシベル以下

※新幹線鉄道振動に係る指針値は、70デシベル以下

◆「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」について ◆

新幹線鉄道騒音に係る環境基準は、当該測定点における最大騒音レベル（L_{A,Smax}）の平均値で評価します。

環境基準値は、主として住居の用に供される地域をI 類型に、商工業の用に供される地域等I 類型以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域をII 類型に当てはめています。

なお、新幹線鉄道振動については環境基準は定められていませんが、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」により指針値が定められています。

●令和5年度 在来鉄道の騒音・振動測定結果

(単位：デシベル)

地点 記号	路 線 名	測 定 場 所	測定年月日	時間帯別等価騒音レベル				振動レベル
				12.5 m		25 m		12.5 m
				昼間	夜間	昼間	夜間	
B	JR 篠栗線	東区社領1丁目	R5.11.21	56	50	57	51	47
D	JR 筑肥線	西区今宿東2丁目	R5.11.7	57	51	53	48	56
F	西鉄天神大牟田線	南区高木3丁目	R5.5.19	63	57	60	53	60

◆「在来鉄道の 신설または大規模改良に際しての騒音対策の指針」について ◆

●新線

等価騒音レベル（L_{Aeq}）として、昼間（7～22時）は60デシベル以下、夜間（22時～翌日7時）は55デシベル以下とする。
なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあっては、一層の低減に努めること。

●大規模改良線

騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

振動については指針等ありませんが、本市では「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」に準じた測定を実施しています。

5 化学物質・フロン等

(1) 有害大気汚染物質

令和5年度は、市内4測定局（香椎局、千鳥橋局、大橋局、西新局）において、毎月1回、有害大気汚染物質の調査を行いました。環境基準が設定されている4つの有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）については、全地点で環境基準を達成していました。

また、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）が設定されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物、アセトアルデヒド、塩化メチルについても、全地点で指針値を下回っていました。

※ダイオキシン類については、「(3) ダイオキシン類」に掲載。

※有害大気汚染物質：

大気中から低濃度ではあるが検出され、長期間に渡ってばく露することにより健康影響が生ずるおそれのある物質。

※有害大気汚染物質に関する環境基準：

ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの3物質については平成9年2月、ジクロロメタンについては平成13年4月に環境基準が設定された。

●令和5年度 有害大気汚染物質調査結果一覧（その1）

物 質 名	測 定 地点名	平均値	最小値	最大値	基準値等
ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	0.62	0.22	0.86	環境基準値 3
	千鳥橋局	0.78	0.49	1.0	
	大橋局	0.67	0.30	0.94	
	西新局	0.80	0.42	1.2	
トリクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	0.044	0.0029 *	0.067	環境基準値 130
	千鳥橋局	0.018	<0.0012	0.036	
	大橋局	0.014	<0.0012	0.038	
	西新局	0.0099	<0.0012	0.021	
テトラクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	0.14	0.024	0.33	環境基準値 200
	千鳥橋局	0.076	0.028	0.26	
	大橋局	0.032	<0.0014	0.083	
	西新局	0.037	0.015	0.073	
ジクロロメタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	0.61	0.054	2.0	環境基準値 150
	千鳥橋局	0.67	0.0074	2.3	
	大橋局	0.67	0.018	1.9	
	西新局	0.61	0.012	2.0	
アクリロニトリル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	0.016	0.0035	0.032	指 針 値 2
	千鳥橋局	0.019	0.0034	0.035	
	大橋局	0.027	0.0032	0.055	
	西新局	0.018	0.0061	0.027	
塩化ビニルモノマー ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	0.012	<0.0011	0.037	指 針 値 10
	千鳥橋局	0.011	<0.0011	0.038	
	大橋局	0.0092	<0.0011	0.029	
	西新局	0.0096	<0.0011	0.030	

●令和5年度 有害大気汚染物質調査結果一覧（その2）

物 質 名	測 定 地点名	平均値	最小値	最大値	基準値等
クロロホルム ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	0.12	0.026	0.31	指 針 値 18
	千鳥橋局	0.14	0.0027 *	0.33	
	大橋局	0.12	0.011	0.28	
	西新局	0.14	0.015	0.33	
1,2-ジクロロエタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	0.19	0.029	0.82	指 針 値 1.6
	千鳥橋局	0.19	0.032	0.85	
	大橋局	0.18	0.030	0.77	
	西新局	0.19	0.036	0.80	
水銀及びその化合物 (ng/m^3)	香椎局	1.3	0.47	2.3	指 針 値 40
	千鳥橋局	1.4	0.73	2.1	
	大橋局	1.2	0.51	2.0	
	西新局	1.2	0.58	1.6	
ニッケル化合物 (ng/m^3)	香椎局	1.5	0.6 *	3.3	指 針 値 25
	千鳥橋局	2.2	0.66 *	3.8	
	大橋局	1.6	0.69	3.1	
	西新局	1.5	<0.20	2.4	
ヒ素及びその化合物 (ng/m^3)	香椎局	2.0	0.17	9.6	指 針 値 6
	千鳥橋局	2.2	0.17	11	
	大橋局	2.0	0.13	9.9	
	西新局	2.1	0.18	11	
1,3-ブタジエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	0.036	0.014	0.056	指 針 値 2.5
	千鳥橋局	0.082	0.047	0.11	
	大橋局	0.065	0.038	0.077	
	西新局	0.094	0.029	0.17	
マンガン及びその化合物 (ng/m^3)	香椎局	17	4.9	68	指 針 値 140
	千鳥橋局	24	7.3	79	
	大橋局	25	5.9	82	
	西新局	16	6.6	57	
アセトアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	1.3	0.90	2.0	指 針 値 120
	千鳥橋局	1.8	1.2	2.6	
	大橋局	1.7	0.96	2.4	
	西新局	1.8	1.1	2.6	
塩化メチル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	1.4	1.1	1.9	指 針 値 94
	千鳥橋局	1.4	1.2	2.0	
	大橋局	1.4	1.2	1.9	
	西新局	1.4	1.1	2.0	
クロム及びその化合物 (ng/m^3)	香椎局	3.1	0.96	5.8	
	千鳥橋局	3.8	1.3	6.9	
	大橋局	4.1	1.3	6.5	
	西新局	2.6	1.3 *	3.6	

●令和5年度 有害大気汚染物質調査結果一覧（その3）

物質名	測定地点名	平均値	最小値	最大値	基準値等
六価クロム化合物 (ng/m ³)	香椎局	0.083	0.035	0.20	
	千鳥橋局	0.092	0.027	0.23	
	大橋局	0.084	0.038	0.25	
	西新局	0.084	0.043	0.21	
酸化エチレン (μg/m ³)	香椎局	0.079	0.014	0.13	
	千鳥橋局	0.091	0.033	0.15	
	大橋局	0.097	0.025	0.20	
	西新局	0.098	0.019	0.17	
トルエン (μg/m ³)	香椎局	2.5	1.2	3.9	
	千鳥橋局	5.6	1.9	13	
	大橋局	6.8	3.4	13	
	西新局	4.4	2.0	10	
ベリリウム及びその化合物 (ng/m ³)	香椎局	0.018	0.0044 *	0.063	
	千鳥橋局	0.025	0.0041 *	0.060	
	大橋局	0.034	0.0037 *	0.10	
	西新局	0.019	0.005 *	0.048	
ベンゾ [a] ピレン (ng/m ³)	香椎局	0.10	0.015	0.31	
	千鳥橋局	0.080	0.013	0.27	
	大橋局	0.076	0.014	0.26	
	西新局	0.065	0.0094	0.21	
ホルムアルデヒド (μg/m ³)	香椎局	2.1	1.2	3.4	
	千鳥橋局	2.5	1.5	3.7	
	大橋局	2.5	1.3	4.0	
	西新局	2.5	1.6	4.0	

※ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの基準値は、環境基本法第16条に基づく大気環境基準値。

※アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物、アセトアルデヒド、塩化メチルの指針値は、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第7次答申）（第8次答申）（第9次答申）（第10次答申）（第12次答申）」）

※測定値は、原則として有効数字2桁とし、最小表示は定量下限値の桁まで記載。但し、測定値が検出下限値以上定量下限値未満の値は「*」を付し定量下限値の桁まで記載。測定値が検出下限値未満の値は、<検出下限値を記載。

※年平均値の算出については測定値を算術平均して求めた。但し、測定値が検出下限値未満のときは、検出下限値の2分の1の値を年平均の算出に用いた。

(2) アスベスト

アスベスト（石綿）は大気汚染防止法で特定粉じん指定され、人体に対する健康被害として肺がんや悪性中皮腫などが知られています。耐熱（不燃性）・耐薬品等にすぐれ、建材など様々な製品に使用されてきたため、建築物の解体などにより一般環境への排出が問題視されています。

令和5年度は、市内5地域（各2地点）において一般環境の調査を行いました。各調査地点の測定結果は総繊維数濃度0.087～0.34本／リットルの範囲でした。

大気中のアスベストに係わる環境基準は設定されていませんが、大気汚染防止法に定める石綿製品製造施設の敷地境界線におけるアスベスト繊維数濃度の基準値（10本／リットル）の1/10未満であり、世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリア53(1986)と比べても低い値でした。

※世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリア53（1986）

『石綿及びその他の天然鉱物繊維』が人の健康に及ぼす影響を総合的に評価しとりまとめたもので、「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は1本～10本／リットル程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い」とされています。

●令和5年度 一般環境大気中アスベスト調査結果

地域分類	地域	総繊維数濃度 (本/リットル)	
		測定地点 1	測定地点 2
住宅地域	早良区祖原	0.11	0.21
	南区塩原	0.34	0.34
商業地域	中央区天神	0.18	0.27
準工業地域	博多区吉塚	0.16	0.23
幹線道路沿線地域	博多区千代	0.087	0.21

※測定結果：各地域において2地点で測定を実施、3日間（4時間×3回）の総繊維数濃度の幾何平均値

(3) ダイオキシン類

ダイオキシン類は、ごみなどを燃やしたりするときに自然に発生する有害な化学物質で、非常に微量ですが環境中に広く存在しています。

本市では、平成10年度から大気中のダイオキシン類濃度調査を、市内4地点において開始し、令和5年度は、ダイオキシン類対策特別措置法（以下、ダイオキシン法）に基づき、一般環境中の大気7地点、公共用水域（博多湾及び市内河川）の水質14地点・底質14地点、地下水1地点、土壌1地点について常時監視を行いました。

その調査結果は、大気、水質・底質、地下水及び土壌の全てにおいて環境基準を達成していました。

ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法や、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による廃棄物焼却炉の規制強化などで排出量の削減が進んでおり、本市でも、一般環境中の大気濃度の推移では平成10年度に比べると約10分の1に低下しています。

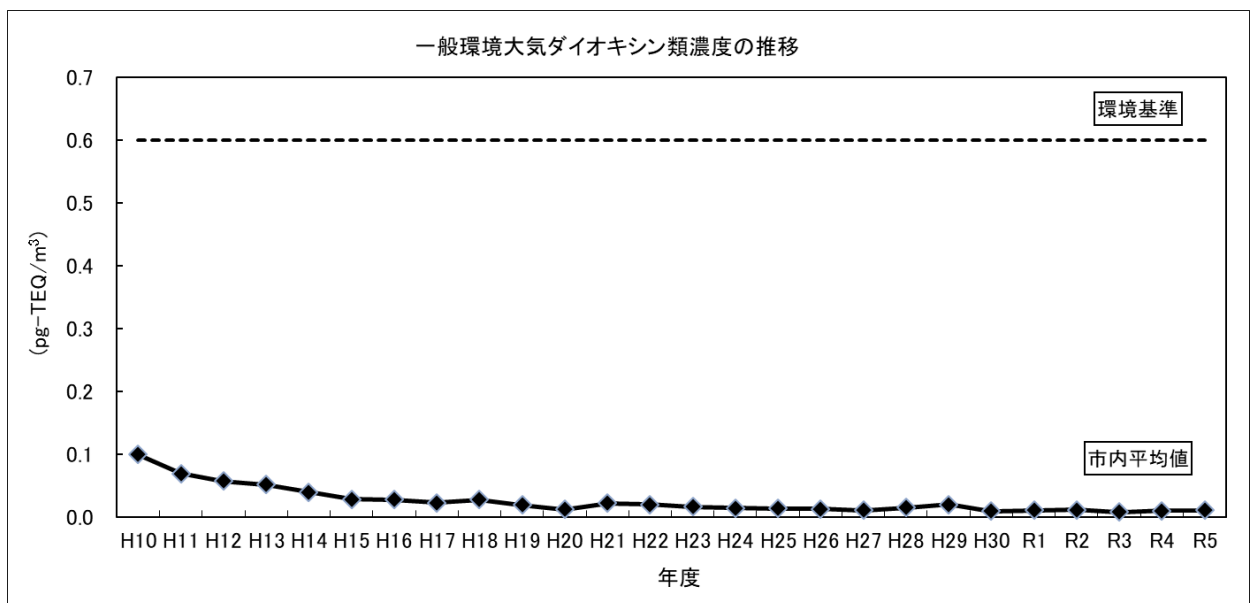
※ダイオキシン類対策特別措置法：ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等を図り、国民の健康の保護を図ることを目的に平成11年7月12日に公布、平成12年1月15日から施行された。

※ダイオキシン類：ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ダイオキシンライクポリ塩化ビフェニル（DLPCB）

※単位：pg（ピコグラム）：1兆分の1グラム

※TEQ（毒性等量）：ダイオキシン類はそれぞれ毒性の強さが異なるため、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1とした他のダイオキシン類の毒性を換算し、その合計量で表した値。

●一般環境大気ダイオキシン類濃度経年変化



●ダイオキシン類測定結果（令和5年度）

○環境大気：環境基準値 0.6 pg-TEQ/m³ 以下

(単位：pg-TEQ/m³)

測定地点	東 区 香住ヶ丘	博多区 吉塚	中央区 春吉	南 区 塩原	城南区 長尾	早良区 西新	西 区 田尻東
測定結果	0.0085	0.0098	0.0084	0.0080	0.0080	0.011	0.024

○公共用水域水質：環境基準値 1 pg-TEQ/L 以下

①河川

(単位：pg-TEQ/L)

測定地点	浜田橋 唐の原川	名島橋 多々良川	千鳥橋 御笠川	那の津大橋 那珂川	旧今川橋 樋井川	室見橋 室見川
測定結果	0.21	0.12	0.057	0.10	0.053	0.13
測定地点	興徳寺橋 名柄川	壱岐橋 十郎川	上鯰川橋 七寺川	玄洋橋 江の口川	昭代橋 瑞梅寺川	
測定結果	0.066	0.061	0.097	0.087	0.33	

②博多湾

(単位：pg-TEQ/L)

測定地点	東部海域 E-2	中部海域 C-4	西部海域 W-3
測定結果	0.11	0.15	0.10

○公共用水域底質：環境基準値 150 pg-TEQ/g 以下

①河川

(単位：pg-TEQ/g)

測定地点	浜田橋 唐の原川	名島橋 多々良川	千鳥橋 御笠川	那の津大橋 那珂川	旧今川橋 樋井川	室見橋 室見川
測定結果	0.80	0.75	0.67	0.86	1.5	0.65
測定地点	興徳寺橋 名柄川	壱岐橋 十郎川	上鯰川橋 七寺川	玄洋橋 江の口川	昭代橋 瑞梅寺川	
測定結果	0.83	0.77	0.67	3.0	0.68	

②博多湾

(単位：pg-TEQ/g)

測定地点	東部海域 E-2	中部海域 C-4	西部海域 W-3
測定結果	6.1	6.9	0.67

○地下水質：環境基準値 1 pg-TEQ/L 以下 (単位：pg-TEQ/L)

測定地点	中央区
測定結果	0.051

○土壌：環境基準値 1,000 pg-TEQ/g 以下 (単位：pg-TEQ/g)

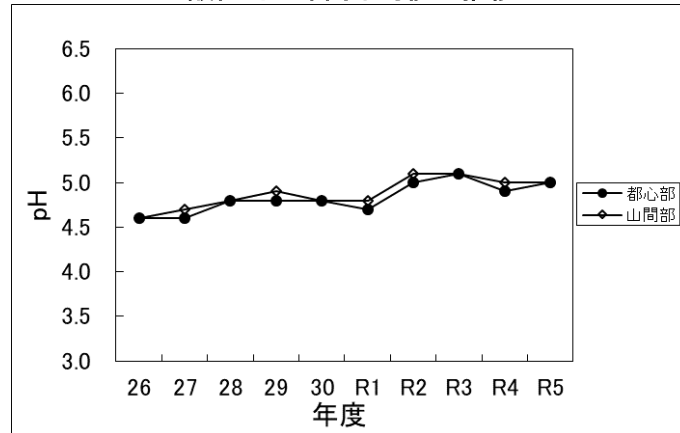
測定地点	中央区
測定結果	0.062

(4) 酸性雨

福岡市では、都心部（城南区鳥飼）及び山間部（早良区曲渕）で、1週間単位での酸性雨調査を実施しています。

令和5年度の年間平均値（加重平均）は、都心部がpH5.0、山間部がpH5.0でした。

酸性雨の年間平均値の推移



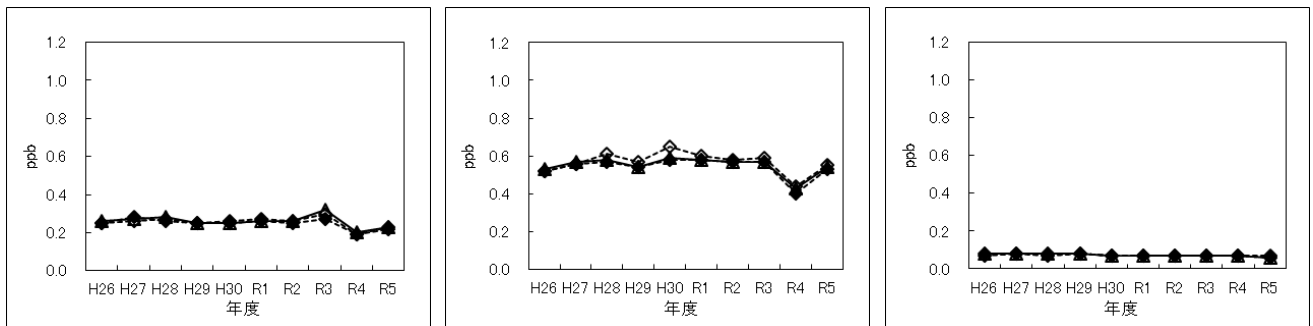
※酸性雨：工場や自動車等から排出された硫黄酸化物、窒素酸化物等が大気中で水分と反応して硫酸や硝酸となりこれが溶けて酸性になった雨で、一般的にはpH5.6以下とされている。

(5) フロン

人工的な化学物質であるCFC（クロロフルオロカーボン、いわゆるフロン的一种）、ハロン、HCFCなどは、地球規模でオゾン層の破壊や温室効果を引き起こす物質です。

福岡市では、市内3か所（山間部、都心部、臨海部）で大気中のCFC（フロン11、フロン12、フロン113）濃度を調査しています。経年的には、フロン11、フロン12及びフロン113は横ばい傾向にあります。

フロン濃度の推移



フロン11

フロン12

フロン113

—●— 山間部 -◇- 都心部 -△- 臨海部

- ・ 山間部…早良区大字曲渕
- ・ 都心部…中央区天神
- ・ 臨海部…中央区地行浜

※フロン：フッ素と炭素からなる化学物質の総称。冷蔵庫、エアコンの冷媒などとして使用され、このうちフロン11、フロン12、フロン113等の塩素を含むものは、大気に放出されると上空のオゾン層を破壊する。地球温暖化の原因物質でもある。

6 事業場届出等

(1) 大気汚染関係

①大気汚染防止法に係るばい煙発生施設の届出状況（令和5年度末）

項 番 号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計	東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計
1	ボイラー	79	149	102	37	38	18	41	464	39	55	41	17	8	12	23	195
2	ガス発生炉	1	0	1	0	0	0	1	3	1	0	1	0	0	0	1	3
11	乾燥炉	5	2	0	0	0	0	4	11	3	1	0	0	0	0	1	5
13	廃棄物焼却炉	9	1	0	0	0	0	3	13	4	0	0	0	0	0	1	5
29	ガスタービン	36	72	61	16	8	29	13	235	12	32	32	6	2	16	8	108
30	ディーゼル機関	121	195	141	25	21	43	46	592	71	136	107	18	7	31	25	395
31	ガス機関	5	5	14	1	0	0	3	28	1	1	2	1	0	0	1	6
合計		256	424	319	79	67	90	111	1346	131	225	183	42	17	59	60	717

※工場・事業場の数は施設の重複分を含まない

②大気汚染防止法に係る一般粉じん発生施設の届出状況（令和5年度末）

項 番 号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計	東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計
2	堆積場	16	6	0	0	0	2	11	35	9	5	0	0	0	2	8	24
3	コンベア	40	21	13	0	0	3	16	93	6	3	3	0	0	1	1	14
4	破砕機・摩砕機	5	5	0	0	0	0	5	15	2	0	0	0	0	0	0	2
5	ふるい	9	3	0	0	0	0	4	16	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		70	35	13	0	0	5	36	159	17	8	3	0	0	3	9	40

※工場・事業場の数は施設の重複分を含まない

③大気汚染防止法に係る特定粉じん排出等作業実施の届出状況（令和5年度）

項 番 号	作業の種類	施設数							
		東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計
1	解体	6	11	6	1	1	5	2	32
2	解体(断熱材等の掻き落とし、切断、または破砕以外)	0	0	0	0	0	0	0	0
5	解体(事前除去が著しく困難なもの)	0	0	0	0	0	0	0	0
6	改造・補修	1	3	6	1	1	1	0	13
合計		7	14	12	2	2	6	2	45

④大気汚染防止法に係る水銀排出施設の届出状況（令和5年度末）

項 番 号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計	東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計
8	廃棄物焼却炉	9	1	0	0	0	0	3	13	4	1	0	0	0	0	1	6

(2) 水質汚濁関係

①水質汚濁防止法に基づく特定事業場等の数（令和5年度末）

号番号	業種・施設名	日平均排水量 50 m ³ 以上の特定事業場 ^{※1}	うち有害物質使用特定事業場	日平均排水量 50 m ³ 未満の特定事業場	うち日平均排水量 30 m ³ 以上 50 m ³ 未満の特定事業場 ^{※2}	うち有害物質使用特定事業場	合計	第5条第3項有害物質使用特定事業場	有害物質貯蔵指定事業場 ^{※4}
1の2	畜産農業			15			15		
2	畜産食料品製造業			2			2	1	
3	水産食料品製造業			6			6		
5	みそ・しょう油等の製造業			4			4		
7	砂糖製造業	1					1		
10	飲料製造業			2			2		
16	めん類製造業			2			2		
17	豆腐・煮豆製造業			5			5		
18の2	冷凍調理食品製造業			2			2		
19	紡績・繊維製品製造業			1			1		
22	木材薬品処理業							1	
23の2	新聞業・出版業・印刷業・製版業			4		1	4	2	(2)
27	無機化学工業製品製造業			1			1		
33	合成樹脂製造業	1					1		
54	セメント製品製造業			6			6		
55	生コンクリート製造業			17			17		
60	砂利採取業			3			3		
63	金属製品・機械器具製造業	1	1	2		2	3		
64の2	水道施設	2					2		
65	酸・アルカリ表面処理施設			2			2	1	
66	電気メッキ施設		1				1	8	
66の3	旅館業	2		28			30		
66の6	飲食店	3		3			6		
67	洗たく業			31			31	6	
68	写真現像業							23	(3)
68の2	病院			4			4	6	
70の2	自動車分解整備事業の洗車施設			5			5		
71	自動式車両洗浄施設			53			53		
71の2	科学技術に関する研究等を行う事業場	1	1				1	66	(2)
71の4	産業廃棄物処理施設			2			2		
72	し尿処理施設	6					6		
73	下水道終末処理施設	7		1			8		
	有害物質貯蔵指定施設 ^{※3} のみ							4	(4)
合 計		25	3	201	0	3	226	118	(11)

※1 1日当たりの平均排水量 50 m³以上の特定事業場及び有害物質使用特定事業場に対し排水基準が適用される。

※2 1日当たりの平均排水量 30 m³以上 50 m³未満の特定事業場は「福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領」に基づく指導対象となる。

※3 水質汚濁防止法の改正（平成24年8月1日施行）により新たに届出対象となった施設

※4 事業場数としては、左記の「第5条第3項有害物質使用特定事業場」に含む。

(3) 騒音・振動関係

①特定工場等の届出状況（令和5年度末現在）

騒音規制法に基づくもの

区 分	施設数	工場数
金属加工機械	331	70
空気圧縮機等	7367	934
土石用破碎機等	56	19
織機	307	13
建設用資材 製造機械	36	31
穀物用製粉機	182	7
木材加工機械	112	31
抄紙機	1	0
印刷機械	672	106
合成樹脂用 射出成形機	13	3
鋳造型機	5	1
計	9082	1215

振動規制法に基づくもの

区 分	施設数	工場数
金属加工機械	309	58
圧縮機	505	171
土石用破碎機等	61	21
織機	265	14
コンクリート ブロックマシン等	9	5
木材加工機械	0	0
印刷機械	404	69
ロール機	0	0
合成樹脂用 射出成形機	10	3
鋳造型機	3	1
計	1566	342

福岡県公害防止等生活環境の
保全に関する条例に基づくもの

区 分	施設数	工場数
金属加工機械	47	26
クーリングタワー	173	49
ドラム缶洗浄機	0	0
ロータリーキルン	3	2
重油バーナー	92	70
電気炉	0	0
計	315	147

②特定建設作業の届出状況（令和5年度）

騒音規制法に基づくもの

区 分	件数
くい打機等	189
びょう打機	0
さく岩機	1,033
空気圧縮機	75
コンクリートプラント等	2
バックホウ	25
トラクターショベル	0
ブルドーザー	0
計	1,324

振動規制法に基づくもの

区 分	件数
くい打機等	195
鋼球	0
舗装版破碎機	2
ブレーカー	319
計	516

(4) ダイオキシン類関係（ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設）

① 届出状況（令和5年度末）

大気基準適用施設（施行令）

項 番 号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計	東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計
5	廃棄物焼却炉	10	1	0	0	0	1	4	16	5	1	0	0	0	1	2	9

水質基準適用施設（施行令 別表第二）

項 番 号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計	東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計
15	灰の貯留施設	3	0	0	0	0	0	1	4	3	0	0	0	0	0	1	4
15 イ	廃ガス洗浄施設	8	1	0	0	0	0	3	12	3	1	0	0	0	0	1	5
15 ロ	湿式集じん施設	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1
18	下水道終末処理施設	1	1	0	0	0	0	1	3	1	1	0	0	0	0	1	3
合計		12	3	0	0	0	0	5	20	7	3	0	0	0	0	3	13

※事業場・工場の数は施設の重複分を含まない

② 第28条の規定による自主測定結果報告まとめ（令和5年度分）

大気基準適用施設

対象施設	測定報告事業場数 (施設数)	ダイオキシン類測定値の範囲		
		排ガス	焼却灰	ばいじん
		(ng-TEQ/m ³ N)	(ng-TEQ/g)	(ng-TEQ/g)
廃棄物焼却炉	9 事業場 (16 施設)	0.000012～2.9	0.00000087～0.069	0～0.92

水質基準対象施設

対象施設	測定報告事業場数 (施設数)	排水ダイオキシン類測定値の範囲 (pg-TEQ/L)
下水道終末処理施設	3 事業場 (3 施設)	0.00013～0.0034

(5) 公害防止管理者等届出状況 (令和5年度末現在)

業 種		特定工場数	公害防止統括者	公 害 防 止 管 理 者												騒音関係	粉じん関係	振動関係
				合計	大 気 関 係				水 質 関 係									
					小計	第1種	第2種	第3種	第4種	小計	第1種	第2種	第3種	第4種				
製造業	食料品	1	1	1	0					1			1					
			1	1	0					1	1		1					
			1	1	0					1			1					
	飲料・たばこ・飼料	2	2	2	2			1	1	0								
			2	2	2			2	1	0								
			2	2	2			1	1	0								
	石油製品 ・ 石炭製品	4	4	8	4			1	4	0						4		
			4	8	4			2	2	0						4		
			4	8	4			2	2	0						4		
	窯業・土石製品	11	5	11	0					0						11		
			6	11	0					0						11		
			6	11	0					0						11		
	金属製品	7	4	11	0					1		1			4		6	
			4	9	0					1		1			3		5	
			4	7	0					1		1			2		4	
	電気機械器具	3	3	3	0					3		3						
			3	3	0					3		3						
			3	3	0					3		3						
	輸送用機械器具	1	1	1	0					0							1	
			1	1	0					0							1	
			1	1	0					0							1	
	その他	1	1	2	0					0					1		1	
			1	2	0					0					1		1	
			1	2	0					0					1		1	
	小 計	30	21	39	6	0	0	1	5	5	0	4	1	0	5	15	8	
			22	37	6	0	0	4	2	5	1	4	0	0	4	15	7	
			22	35	6	0	0	3	3	5	0	4	1	0	3	15	6	
エネルギー供給業	ガス業	0	0	0	0					0								
			0	0	0					0								
			0	0	0					0								
	熱供給業	5	4	5	5			1	4	0								
			5	5	5	1		1	3	0								
			5	5	5			2	3	0								
	小 計	5	4	5	5	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	
			5	5	5	1	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
5			5	5	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0		
合 計		35	25	44	11	0	0	2	9	5	0	4	1	0	5	15	8	
			27	42	11	1	0	5	5	5	1	4	0	0	4	15	7	
			27	40	11	0	0	5	6	5	0	4	1	0	3	15	6	

※公害防止統括者欄：

〔上段〕統括者（統括者代理者）の選任が必要な工場数、〔中段〕統括者数、〔下段〕統括者代理者数

※公害防止管理者欄：

〔上段〕管理者（管理者代理者）の選任が必要な工場数、〔中段〕管理者数、〔下段〕管理者代理者数

(6) P R T R 関 係 (令 和 4 年 度)

福岡市内の化学物質排出量・移動量

区分	数値	全国比
届出事業所数	194	0.60%
届出排出量	462 トン	0.38%
届出移動量	65 トン	0.03%

届出排出量・移動量の内訳

区分	排出移動先	量(トン)
排出量	大気	414
	公共用水域	48
	土壌	0
	埋立（事業所内）	0
移動量	廃棄物	64
	下水道	0.2

業種別排出量・移動量

業種名	届出数	届出排出量 (kg/年)					届出移動量 (kg/年)			届出排出・ 移動量合計 (kg/年)
		大気	水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計	
製造業	28	310,491	21	0	0	310,512	172	28,207	28,378	338,890
燃料小売業	135	27,001	0	0		27,001	0	0	0	27,000
下水道業	7	7	47,370	0	0	47,377	0	0	0	47,377
石油卸売業	5	72,519	0	0	0	72,519	0	0	0	72,519
自動車整備業	3	480	0	0	0	480	0	0	0	480
一般廃棄物処理業 ※1	5	24	461	0	0	485	0	0	0	485
高等教育機関	3	1,201	0	0	0	1,201	0	24,700	24,700	25,901
熱供給業	2	16	0	0	0	16	0	0	0	16
倉庫業	2	2,215	0	0	0	2,215	0	1,390	1,390	3,605
電気業	1	19	0	0	0	19	0	0	0	19
商品検査業	1	0	0	0	0	0	0	2,000	2,000	2,000
医療業	2	150	0	0	0	150	0	8,100	8,100	8,250
全業種合計 ※2	194	414,125	47,852	0	0	461,977	172	64,397	64,569	526,545

※1 ごみ処分業に限る。

※2 全業種合計は端数処理のため、各項目の値を合計した値と異なることがある。

物質別排出量・移動量

物質名	届出数	届出排出量 (kg/年)					届出移動量 (kg/年)			届出排出・ 移動量合計 (kg/年)
		大気	水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計	
ノルマルーヘキサン	141	191,317	0	0	0	191,317	0	7,603	7,603	198,921
トルエン	152	142,702	0	0	0	142,702	0	5,351	5,351	148,053
キシレン	162	39,642	0	0	0	39,642	90	22,439	22,529	62,171
エチルベンゼン	127	32,320	0	0	0	32,320	67	3,896	3,963	36,283
ほう素化合物	8	0	26,000	0	0	26,000	0	0	0	26,000
マンガン 及びその化合物	9	0	12,537	0	0	12,537	0	0	0	12,537
無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩 を除く。)	11	0	1,517	0	0	1,517	0	4,772	4,772	6,289
ベンゼン	145	5,521	2	0	0	5,522	0	0	0	5,522
塩化メチレン	9	410	3	0	0	413	0	5,100	5,100	5,513
亜鉛の水溶性化合物	9	0	5,417	0	0	5,417	0	0	0	5,417
クロロホルム	2	266	0	0	0	266	0	5,000	5,000	5,266
ダイオキシン類 ※2	8	55	0	0	0	55	0	4,115	4,115	4,170
石綿	1	0	0	0	0	0	0	3,000	3,000	3,000
ホルムアルデヒド	1	4	0	0	0	4	0	2,200	2,200	2,204
ふっ化水素 及びその水溶性塩	11	7	1,867	0	0	1,874	1	0	1	1,875
アンチモン 及びその化合物	1	0	0	0	0	0	0	1,600	1,600	1,600
ニッケル化合物	3	0	6	0	0	6	13	1,519	1,532	1,538
その他	493	1,936	504	0	0	2,440	1	1,917	1,918	4,358
全物質合計 ※1	1,293	414,125	47,852	0	0	461,977	172	64,397	64,569	526,545

※1 全物質合計は端数処理のため、各項目の値を合計した値と異なることがある。

※2 ダイオキシン類の排出量・移動量の単位は mg-TEQ である。

環境の状況

Ⅱ 自然・生物に関するデータ (自然環境調査等)

1 令和5年度植生等調査

福岡市における自然環境の現状を把握するとともに、保全・創造施策の基礎資料等とするため、福岡市域における植生等の分布状況及び生息状況を調査しています。

令和5年度自然環境調査結果（植生）

環境省統一凡例	H30年度		R5年度		増減面積(ha)	H30年増減比
	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)		
シラキーブナ群集	64.5	0.2%	64.5	0.2%	0.0	0.0%
アカシデーイヌシデ群落(V)	381.1	1.1%	381.1	1.1%	0.0	0.0%
ミヤコザサ群落	4.8	0.0%	4.8	0.0%	0.0	0.0%
ミヤマシキミーアカガシ群集	51.3	0.1%	51.3	0.1%	0.0	0.0%
ヤブコウジースダジイ群集	36.7	0.1%	36.7	0.1%	0.0	0.0%
ホソバカナワラビースダジイ群集	6.9	0.0%	6.9	0.0%	0.0	0.0%
ミミズバイースダジイ群集	29.9	0.1%	29.3	0.1%	-0.7	-2.3%
ムサシアブミータブノキ群集	96.2	0.3%	95.4	0.3%	-0.8	-0.8%
クロマツ群落	339.7	1.0%	340.1	1.0%	0.4	0.1%
イロハモミジークヤキ群集	1.1	0.0%	1.1	0.0%	0.0	0.0%
ムクノキーエノキ群集	2.8	0.0%	2.8	0.0%	0.0	-0.9%
ハンノキ群落	0.3	0.0%	0.3	0.0%	0.0	0.0%
マサキートベラ群集	41.3	0.1%	41.3	0.1%	0.0	0.0%
オニヤブソテツハマビワ群集	39.1	0.1%	39.1	0.1%	0.0	0.0%
シイ・カシ二次林	3,791.0	11.0%	3,765.7	11.0%	-25.3	-0.7%
タブノキーヤブニッケイ二次林	211.1	0.6%	211.1	0.6%	0.0	0.0%
ハクサンボクマテバシイ群落	297.6	0.9%	300.3	0.9%	2.7	0.9%
コナラ群落(V I I)	94.9	0.3%	93.9	0.3%	-1.0	-1.1%
アベマキ群落	4.0	0.0%	4.0	0.0%	0.0	0.0%
アカメガシワカラスザンショウ群落	24.5	0.1%	23.6	0.1%	-0.9	-3.7%
アカマツ群落(V I I)	78.8	0.2%	77.0	0.2%	-1.8	-2.3%
メダケ群落	33.7	0.1%	34.0	0.1%	0.3	0.9%
クス群落	14.4	0.0%	11.5	0.0%	-2.9	-20.0%
ネザサーススキ群集	3.3	0.0%	3.3	0.0%	0.0	0.0%
チガヤーススキ群落	0.6	0.0%	1.2	0.0%	0.6	90.0%
ダンチク群落	4.2	0.0%	4.0	0.0%	-0.2	-3.8%
伐採跡地群落(V I I)	99.4	0.3%	99.4	0.3%	0.0	0.0%
ヨシクラス	15.5	0.0%	15.5	0.0%	0.0	0.0%
ヒルムシロクラス	54.0	0.2%	52.8	0.2%	-1.2	-2.2%
塩沼地植生	3.9	0.0%	3.9	0.0%	0.0	0.0%
砂丘植生	63.8	0.2%	63.8	0.2%	0.0	0.0%
海岸断崖地植生	5.7	0.0%	5.7	0.0%	0.0	0.0%
ハチジョウススキ群落	23.0	0.1%	23.0	0.1%	0.0	0.0%
スギ・ヒノキ・サワラ植林	5,689.4	16.5%	5,690.8	16.6%	1.4	0.0%
クロマツ植林	37.1	0.1%	37.1	0.1%	0.0	0.0%
外国産樹種植林	1.5	0.0%	1.5	0.0%	0.0	0.0%
その他植林	8.7	0.0%	8.7	0.0%	0.0	0.0%
クヌギ植林	10.7	0.0%	10.7	0.0%	0.0	0.0%
クスノキ巨木林	38.7	0.1%	38.7	0.1%	0.0	0.0%
竹林	658.0	1.9%	650.5	1.9%	-7.5	-1.1%
ゴルフ場・芝地	182.1	0.5%	182.1	0.5%	0.0	0.0%
牧草地	81.1	0.2%	81.1	0.2%	0.0	0.0%
路傍・空地雑草群落	457.2	1.3%	446.4	1.3%	-10.8	-2.4%
果樹園	131.6	0.4%	127.0	0.4%	-4.6	-3.5%
畑雑草群落	894.2	2.6%	892.1	2.6%	-2.1	-0.2%
水田雑草群落	1,912.0	5.6%	1,879.1	5.5%	-32.9	-1.7%
放棄水田雑草群落	18.9	0.1%	19.2	0.1%	0.3	1.7%
市街地	13,303.1	38.7%	13,436.9	39.1%	133.8	1.0%
緑の多い住宅地	2,039.1	5.9%	1,995.3	5.8%	-43.9	-2.2%
太陽光発電施設※	-	-	7.4	0.0%	7.4	-
工場地帯	1,488.7	4.3%	1,635.2	4.8%	146.5	9.8%
造成地	811.9	2.4%	651.2	1.9%	-160.7	-19.8%
開放水域	557.1	1.6%	533.2	1.6%	-23.9	-4.3%
自然裸地	142.0	0.4%	142.0	0.4%	0.0	0.0%
	34,382.3	100%	34,354.7	100%	-27.6	-0.1%

増減面積：令和5年度の面積－平成30

H30年増減比：増減面積／平成30年度の面積×100

※「太陽光発電施設」は令和2年度から環境省統一凡例として記録開始

2 令和5年度外来生物調査結果一覧

特定外来生物に指定されているアライグマの生息状況等を把握するため、捕獲及びカメラ調査を実施しています。

調査対象地区		捕獲調査 (捕獲頭数)	カメラ調査
東区	蒲田	1	-
	志賀島	-	×
	香椎	0	-
	和白	-	×
博多区	金隈	1	-
中央区	小笹	-	×
南区	平和	1	-
	柏原	0	-
城南区	南片江	1	-
早良区	入部	2	-
	椎原	2	-
	板屋	2	-
	石釜	0	-
	曲渕	2	-
	西油山	2	-
西区	金武	4	-
	羽根戸	2	-
	今宿	0	-
	飯氏	0	-
	西浦	-	○

※○は生息が確認された地点、×は生息が確認されなかった地点、- は調査を実施していない地点

3 カブトガニの保全及び生息調査

標識調査

博多湾におけるカブトガニの生息数や生息域等を把握するため、毎年度6月から9月の4ヶ月間福岡市漁業協同組合の協力のもと、漁業中に捕獲されるカブトガニについて、捕獲数、捕獲場所の記録後、成体には標識を付け、海に再放流し、再度捕獲される数や捕獲場所等を調査しています。

年 度	種 別	雄	雌	計
平成 23 年 度	標識個体数	77	53	130
	再捕獲個体数	53	13	66
平成 24 年 度	標識個体数	16	16	32
	再捕獲個体数	7	0	7
平成 25 年 度	標識個体数	22	19	41
	再捕獲個体数	2	0	2
平成 26 年 度	標識個体数	9	3	12
	再捕獲個体数	8	3	11
平成 27 年 度	標識個体数	37	14	51
	再捕獲個体数	3	0	3
平成 28 年 度	標識個体数	49	17	66
	再捕獲個体数	12	0	12
平成 29 年 度	標識個体数	15	14	29
	再捕獲個体数	12	1	13
平成 30 年 度	標識個体数	38	22	60
	再捕獲個体数	10	6	16
令和 元 年 度	標識個体数	197	58	255
	再捕獲個体数	70	13	83
令和 2 年 度	標識個体数	98	66	164
	再捕獲個体数	42	8	50
令和 3 年 度	標識個体数	95	50	145
	再捕獲個体数	17	2	19
令和 4 年 度	標識個体数	156	85	241
	再捕獲個体数	30	12	42
令和 5 年 度	標識個体数	92	70	162
	再捕獲個体数	20	6	26

※標識個体：新たに捕獲し標識を貼付した個体

再捕獲個体：捕獲時に既に標識が貼付されていた個体。2回以上再捕獲した個体を含む。

4 みどりの現状

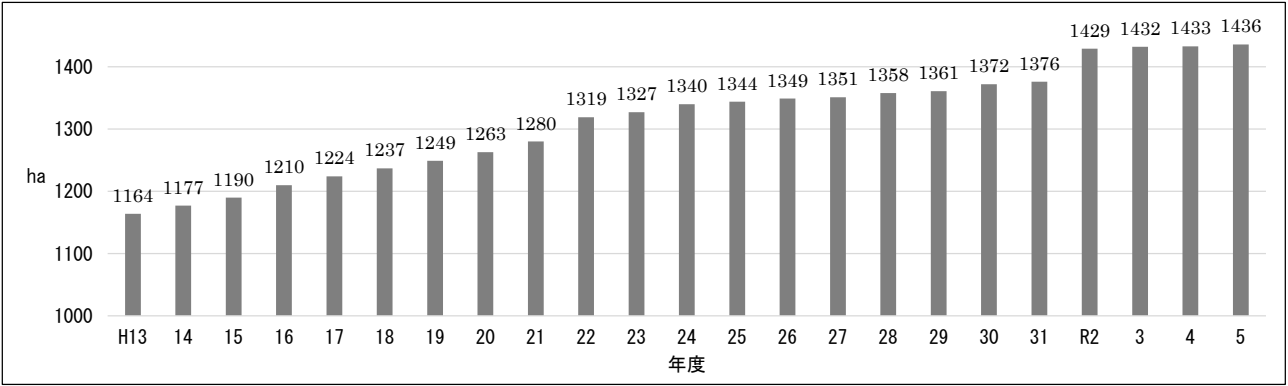
平成 21 5 月に市民意見を反映して策定した「福岡市新・緑の基本計画」に基づき、みどり空間確保のための都市公園・街路樹の整備や、市の骨格を形成するみどりや良好なみどりを保全するための緑地保全地区・緑地保全林地区を指定しています。

市街地においては、代表的なみどり空間として、大濠公園、舞鶴公園、南公園があり、都市公園の面積は年々増加しています。

●都市公園の状況 (令和 6 年 3 月 31 日現在)

区分	総 計	住 区 基 幹 公 園				都 市 基 幹 公 園		特 殊 公 園			大 規 模 公 園	都 市 緑 地	緑 道
		幼 児	街 区	近 隣	地 区	総 合	運 動	風 致	歴 史 等	墓 園			
箇所	1701	657	713	75	10	9	6	13	4	3	1	185	25
面積 (ha)	1,436.2	21.9	159.3	122.6	51.8	267.6	103.6	98.8	17.7	60.0	415.9	94.8	22.2

●都市公園面積の推移



●風致地区・特別緑地保全地区・緑地保全林地区・市民緑地・保存樹・緑地協定区域

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

区 分	風 致 地 区		特別緑地保全地区		緑地保全林地区		市 民 緑 地		保存樹	緑地協定区域	
	地区	面積 (ha)	地区	面積 (ha)	地区	面積 (ha)	地区	面積 (ha)	(本)	地区	面積 (ha)
全 市	12	441.3	71	117.5	17	3.27	1	2.8	1667	15	47.3
東 区	3	49.2	14	30.6	1	0.39	1	2.8	135	10	36.3
博多区	2	10.5	8	14.9	2	0.36	—	—	244	0	0
中央区	5	266.5	15	25.3	3	0.47	—	—	192	1	1.9
南 区	1	89.0	22	28.5	6	1.09	—	—	247	0	0
城南区	—	—	2	2.3	1	0.15	—	—	79	1	2.1
早良区	—	—	3	5.6	2	0.48	—	—	366	3	7.0
西 区	1	26.1	7	10.3	2	0.33	—	—	404	0	0

5 水辺環境

市街地の沿岸部は、ベイサイドプレイス博多埠頭やシーサイドももち海浜公園等を整備し、親水空間として活用されています。

市街地中心部を流れる河川は都会のオアシスとしての水辺空間であり、室見川や那珂川河畔の公園は日常生活圏の市民の憩いの場として利用されています。

環境の状況

Ⅲ 廃棄物に関するデータ

1 ごみ処理事業

(1) 現況

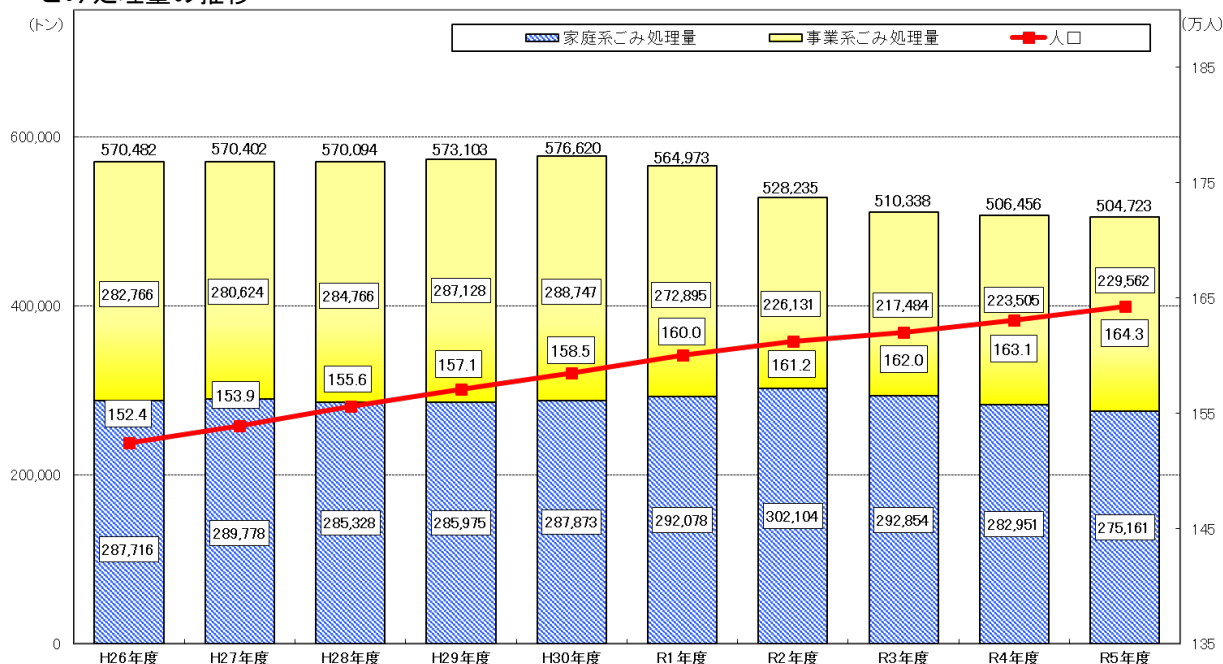
令和3年8月に策定した「循環のまち・ふくおか推進プラン（第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画）」において、令和12年度までに、令和元年度に比べ、ごみ処理量を3.5万トン削減する目標を掲げており、目標の達成に向け、市民・事業者・行政の適切な役割分担のもと、発生抑制、再使用に重点をおいた3Rの取組みを推進するとともに、可燃ごみ組成の上位3品目である古紙、プラスチックごみ、食品廃棄物の3種類を重点3品目と位置付け、重点的に減量施策を実施しているところである。

令和5年度のごみ処理量は、家庭系ごみ約27万5千トン、事業系ごみ約23万トン、合計約50万5千トンとなり、前年度と比べて約2千トン減少した。

家庭系ごみについては、新聞や雑誌・広告等の古紙が減少したことやプラスチック資源循環促進法の施行を受け、市民、事業者の取組み等が進んだことなどから、処理量は前年度から約8千トン減少した。今後も引き続き、雑がみがリサイクルできることの認知度向上や家庭での食品ロス削減、令和8年度以降のプラスチックごみの分別収集導入に向けた収集運搬やりサイクル体制の構築など、重点3品目に重点を置いた減量施策を実施していく必要がある。

事業系ごみについては、古紙の分別区分追加による資源化の推進や、自己搬入ごみの事前登録制度開始によるごみ減量の取組みなどが進んだ一方で、経済活動の再開など新型コロナウイルス感染症の影響が縮小したことにより、前年度から約6千トン増加した。今後も古紙分別の適正排出を一層進めるとともに、「福岡エコ運動」等による食品ロス削減など、更なるごみ減量施策に取り組む必要がある。

ごみ処理量の推移



※「ごみ処理量」とは、ごみ排出量のうち、資源物及び地震や水害などの罹災ごみ等を除いた量

市民1人1日あたりの家庭系ごみ処理量（家庭系ごみ原単位）

(g/人・日)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
家庭系ごみ原単位	517	515	502	499	498	499	513	495	475	458

1事業所1日あたりの事業系ごみ処理量（事業系ごみ原単位）

(kg/所・日)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
事業系ごみ原単位	15.2	14.6	14.5	14.1	13.8	12.6	10.3	9.6	9.6	9.8

※令和5年度の事業系ごみ原単位については、令和5年度の事業所数（法人市民税における課税事業所数）が公表前であるため、令和4年度の事業所数を用いて算出している。

(2) ごみの収集・搬入

① 家庭系ごみ

家庭から排出されるごみについては、次の4つに分別し、収集を行っている。

また、可燃ごみ、不燃ごみ、空きびん・ペットボトルについて、希望する市民に、平成20年10月からはごみ出し日をお知らせするメール配信サービス、平成29年4月からはLINEを活用した情報配信サービスを実施している。

ア 可燃ごみ

家庭から排出される台所のごみなどの可燃ごみは、市長が定めるごみ袋で各家庭が週2回、家の前など決められた場所に持ち出し、令和6年4月現在計164台の委託収集車で夜間収集を行っている。

イ 不燃ごみ

家庭から排出される缶などの不燃ごみは、市長が定めるごみ袋で各家庭が月1回、家の前など決められた場所に持ち出し、令和6年4月現在計26台の委託収集車で夜間収集を行っている。

ウ 粗大ごみ

家庭から排出される家具や家電製品などの粗大ごみは、各家庭が電話、インターネット又はLINEで粗大ごみ受付センターに申し込み、指定された日に粗大ごみ処理券(有料)(手数料をオンラインで納付する場合は必要事項を記入した紙)を貼付して、家の前など指定された場所に持ち出し、令和6年4月現在計45台の委託収集車で昼間収集を行っている。平成13年6月1日からは、持ち出すことが困難な高齢者や障がい者などについては、屋内や玄関前から収集する持ち出しサービス(有料)を実施している。

(平成17年10月から土曜日収集を開始し、週6日の収集体制。)

エ 空きびん・ペットボトル

家庭から排出される空きびん・ペットボトルは、市長が定めるごみ袋で各家庭が月1回、家の前など決められた場所に持ち出し、令和6年4月現在計27台の委託収集車で夜間収集を行っている。

集められた空きびん・ペットボトルは、透明のびん、茶色のびん、その他のびん、ペットボトルに分類し、再商品化事業者に引き渡している。

② 事業系ごみ

ア 会社・商店等のごみ

会社・商店等のごみについては、ごみが識別できる容器(可燃用・不燃用・古紙用)により排出し、収集については、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者13業者の収集車139台で、主に夜間収集している。

また、廃油・廃プラスチック類等の産業廃棄物は、事業者が自ら処理するか産業廃棄物許可業者へ委託して処理している。

イ 市の公共施設のごみ

市立小・中学校や市の庁舎などから排出されるごみについては、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物収集運搬業者により昼間収集している。

③ 公共系ごみ

ア 道路清掃等

昭和42年7月から、市内主要幹線道路について、ロードスweepによる清掃（委託）を開始し、令和6年4月現在10台、対象路線370.4kmで実施している。

また、ロードスweepによる清掃が困難な市街地等については、昭和47年から人力による清掃（委託）を開始し、令和6年4月現在、対象路線は78.8kmとなっている。

イ 河川清掃

昭和30年から清掃船による河川の浮遊ごみの清掃（委託）を実施しており、令和6年4月現在清掃船3隻で、市街地を流れる那珂川2.5km（那の津大橋～柳橋）、御笠川1.5km（千鳥橋～緑橋）、博多川1.3km（全域）の3河川5.3kmについて月に21日清掃を行っている。

ウ 堆積ごみ（不法投棄ごみ等）

不法投棄、町内清掃、ボランティア清掃、災害等で発生した堆積ごみについては、各区役所及び委託業者が収集している。

エ 犬猫等の死体収集

犬猫等の死体収集については、飼主があるものは1体1,000円で許可業者が有料収集し、飼主不明で路上等の放置死体については、委託業者が収集している。

④ 自己搬入ごみ

市民や事業者によって、工場や埋立場等に直接持ち込まれる一般廃棄物に加え、市の条例で定める産業廃棄物（中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者（市内に事務所又は事業所を有するものに限る）が市内において排出した産業廃棄物のうち、廃プラスチック類、繊維くず等）を有料で受け入れている。

⑤ 市外受託ごみ

廃棄物処理などで相互協力関係にある自治体については、次のとおり処理を受託している。

久山町 昭和40年11月から可燃ごみ、昭和63年4月から不燃ごみの処理受託

那珂川市 昭和53年7月から不燃ごみの処理受託

⑥ 参考図表

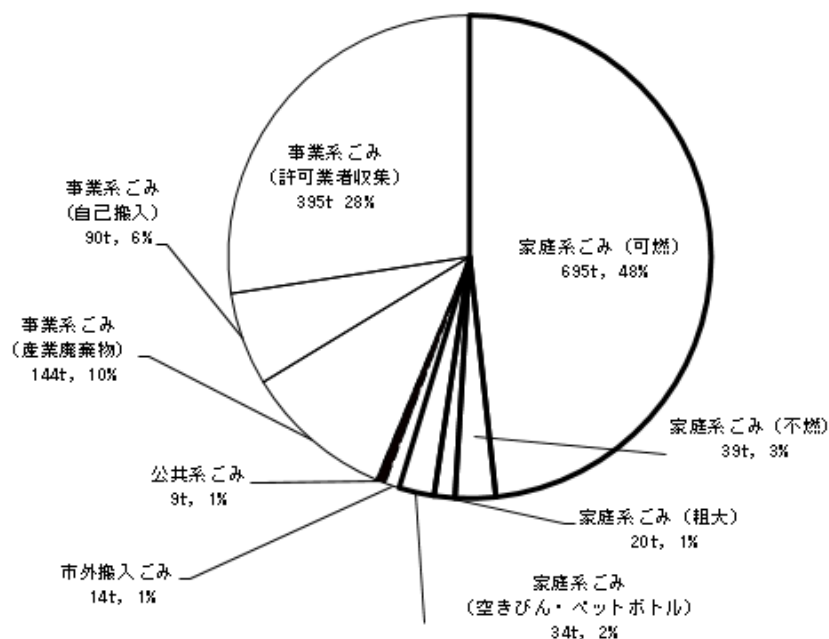
ア 収集運搬計画

ごみ収集対象世帯数 877,520世帯（令和6年4月現在）

区 分	処理主体	収集区域の範囲	収集回数	収集の方法	搬 入 先
家庭系ごみ	可燃ごみ	市（委託） 本市の域 本区	週2回	戸別収集 （集合住宅等はステーション収集）	工場
	不燃ごみ		月1回		資源化センター
	空きびん・ペットボトル		月1回		びん・ペットボトル中継保管施設 又は西部選別処理施設
	粗大ごみ		申込の都度		工場又は資源化センター又は3Rステーション
事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者又は排出者	随 時	戸別収集又は自己搬入	工場又は埋立場 一部については資源化センター
	不燃ごみ			戸別収集、自己搬入又は古紙回収業者が指定する方法	古紙再資源化施設
	古 紙	許可業者、排出者又は古紙回収業者			
公共系ごみ	道路清掃ごみ	市（委託）	週6回～月1回		工場又は埋立場 一部については資源化センター
	街路清掃ごみ		月3回～月1回		
	河川清掃ごみ		月21日		
	不法投棄等の堆積ごみ	市（委託）	随 時		焼却処理施設
	犬猫等の死体	市（委託）及び許可業者	随 時		

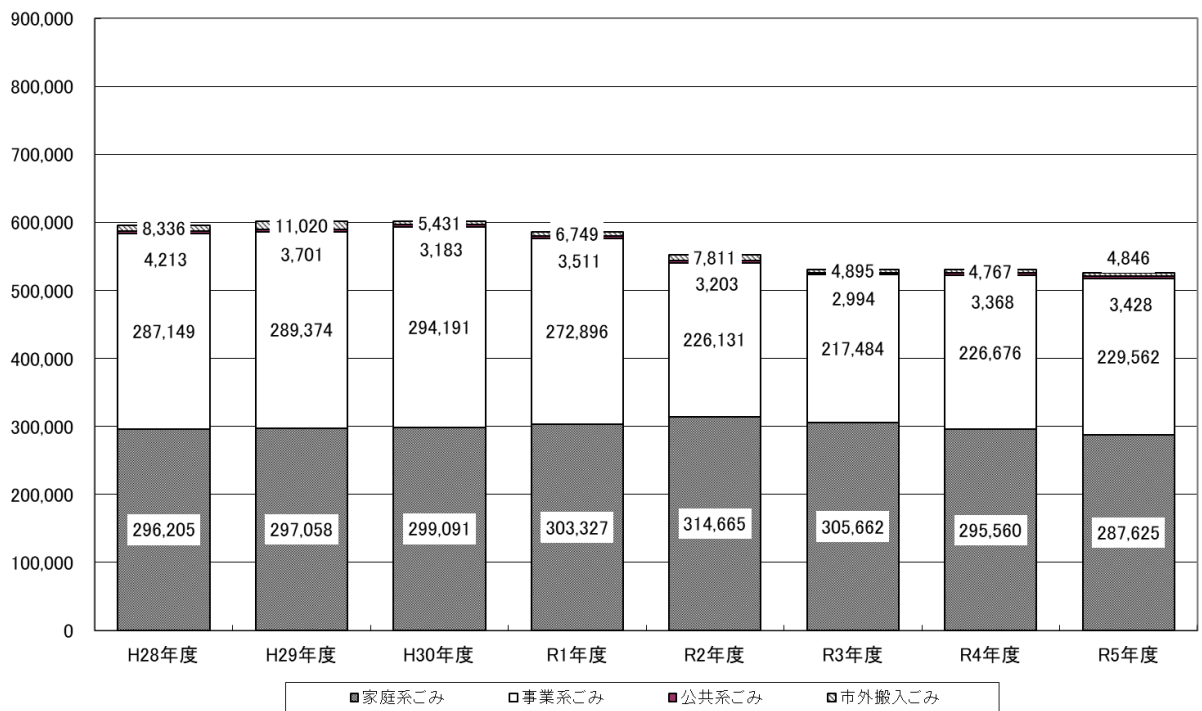
イ ごみ排出形態別収集搬入量比（令和5年度実績）

福岡市に搬入されるごみ量は日量換算で1,440tである。その形態別の収集搬入量は以下のように分類される。



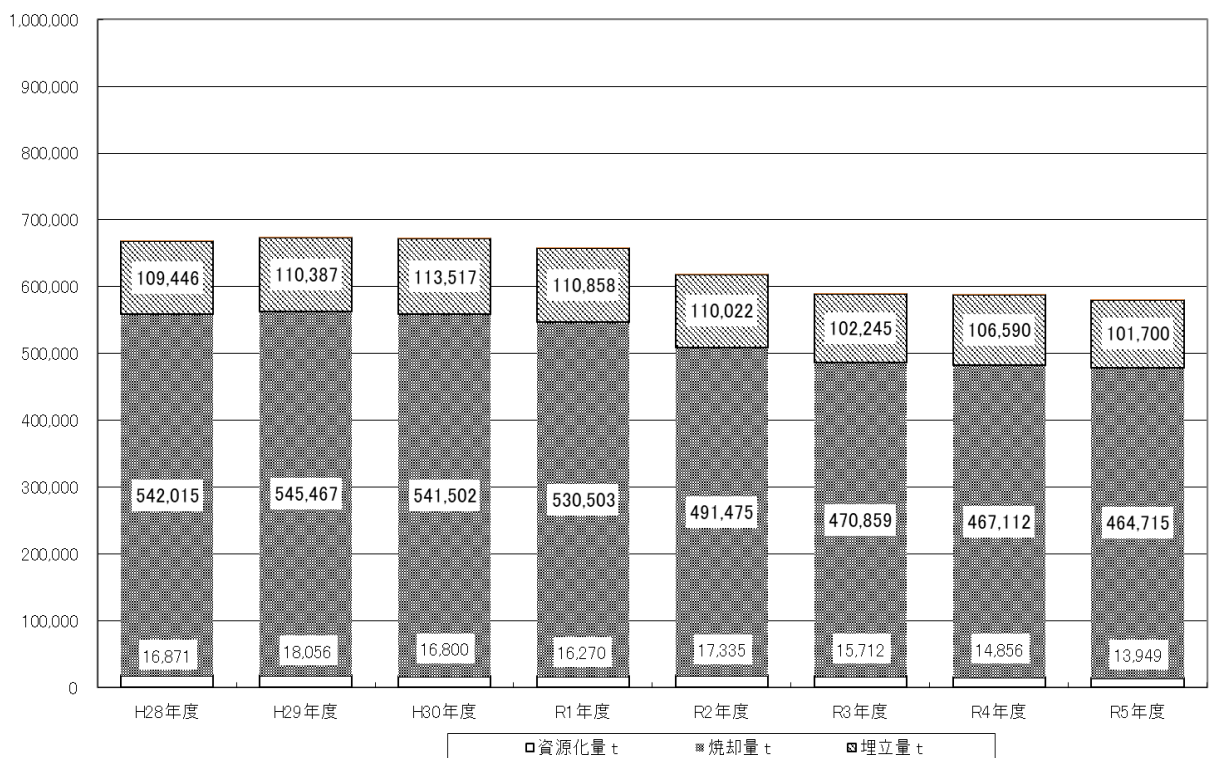
ウ ごみ収集・搬入量（形態別）の推移

収集・搬入量(t)



エ ごみ処理・処分量の推移

処理・処分量



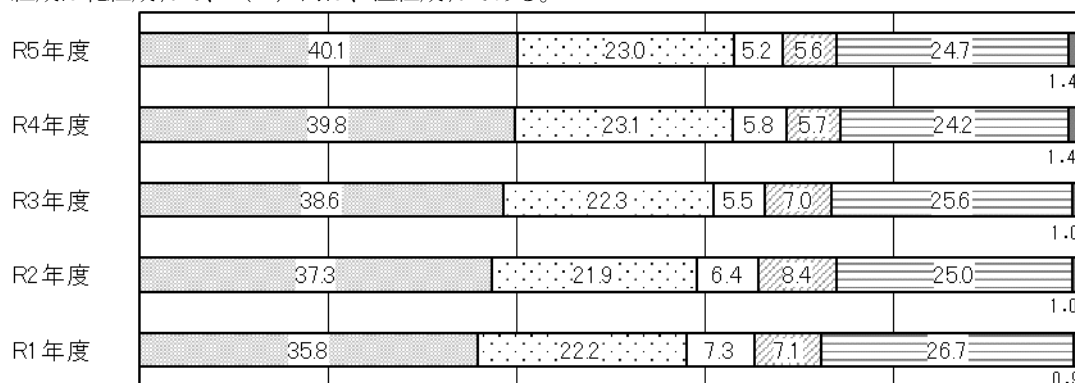
オ ごみの組成・発熱量

(ア) 可燃ごみの組成及び発熱量（家庭ごみ、事業系ごみ）

（単位：％）

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
紙 類	40.8(35.8)	40.8(37.3)	42.7(38.6)	40.7(39.8)	41.6(40.1)
高 分 子 類	29.5(22.2)	28.3(21.9)	29.2(22.3)	29.9(23.1)	30.2(23.0)
木 片・わ ら 類	6.3(7.3)	5.6(6.4)	4.6(5.5)	5.5(5.8)	4.8(5.2)
織 維 類	9.6(7.1)	11.0(8.4)	9.0(7.0)	7.1(5.7)	7.1(5.6)
雑 物	12.3(26.7)	12.6(25.0)	13.1(25.6)	14.6(24.2)	14.0(24.7)
不 燃 物	1.5(0.9)	1.7(1.0)	1.4(1.0)	2.2(1.4)	2.3(1.4)
計	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)
水 分	40.6	40.2	38.4	39.9	40.0
低位発熱量 (kJ/kg)	11,900	11,700	12,500	11,800	12,000
" (kcal/kg)	2,830	2,800	2,990	2,820	2,880

組成は乾組成％で、（ ）内は、湿組成％である。



□紙類(湿組成) □高分子類(湿組成) □木片・わら類(湿組成) □繊維類(湿組成) □雑物(湿組成) ■不燃物(湿組成)

資料：本市各工場のごみ分析結果をそれぞれの焼却量で加重平均したもの。

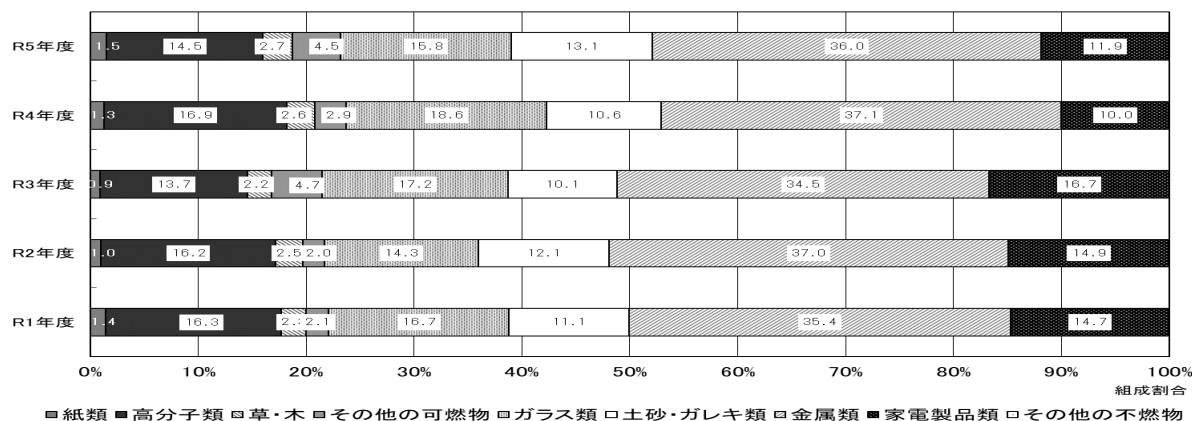
(イ) 不燃ごみの組成（家庭ごみ、事業系ごみ）

（単位：％）

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
紙 類	1.4	1.0	0.9	1.3	1.5
高 分 子 類	16.3	16.2	13.7	16.9	14.5
草 ・ 木	2.3	2.5	2.2	2.6	2.7
その他の可燃物	2.1	2.0	4.7	2.9	4.5
ガラス類	16.7	14.3	17.2	18.6	15.8
土砂・ガレキ類	11.1	12.1	10.1	10.6	13.1
金 属 類	35.4	37.0	34.5	37.1	36.0
家電製品類	14.7	14.9	16.7	10.0	11.9
その他の不燃物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	100	100	100	100	100

組成は湿組成％である。

資料：本市各資源化センターのごみ分析結果をそれぞれの処理量で加重平均したもの。



□紙類 ■高分子類 □草・木 □その他の可燃物 □ガラス類 □土砂・ガレキ類 □金属類 ■家電製品類 □その他の不燃物

カ ごみ処理量の内訳

(単位：トン)

			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
家庭ごみ			可燃ごみ		269,622	271,195	265,964	265,679	265,825	268,796	274,666	268,065	260,306	253,538
			不燃ごみ		14,184	14,331	14,868	15,524	16,440	17,014	19,787	17,041	15,275	14,339
			粗大ごみ	可燃	1,649	1,740	1,742	1,883	2,175	2,380	2,924	2,805	2,648	2,558
				不燃	2,261	2,512	2,754	2,889	3,433	3,888	4,727	4,943	4,722	4,726
			計		287,716	289,778	285,328	285,975	287,873	292,078	302,104	292,854	282,951	275,161
			人口（人） （10月1日現在推計人口）		1,524,053	1,538,681	1,555,731	1,571,091	1,585,307	1,600,463	1,612,392	1,619,585	1,631,409	1,642,571
家庭ごみ原単位 （g/人・日）			517	515	502	499	498	499	513	495	475	458		
事業系 ごみ	一般廃棄物	可燃ごみ	220,869	219,682	221,581	211,691	207,914	199,222	159,284	153,588	160,019	164,655		
		不燃ごみ	20,219	19,659	20,914	17,775	17,511	17,737	14,476	12,824	13,022	12,481		
	産業廃棄物	可燃ごみ	34,226	31,798	31,318	44,214	48,007	40,982	34,922	30,944	28,339	28,629		
		不燃ごみ	7,452	9,485	10,953	13,448	15,315	14,954	17,449	20,128	22,125	23,797		
	計		282,766	280,624	284,766	287,128	288,747	272,895	226,131	217,484	223,505	229,562		
可燃ごみ計			526,366	524,415	520,605	523,467	523,921	511,380	471,796	455,402	451,312	449,380		
不燃ごみ計			44,116	45,987	49,489	49,636	52,699	53,593	56,439	54,936	55,144	55,343		
合計			570,482	570,402	570,094	573,103	576,620	564,973	528,235	510,338	506,456	504,723		

※「ごみ処理量」とは、ごみ排出量のうち、資源物及び地震や水害などの罹災ごみ等を除いた量

キ ごみのリサイクル量の内訳

(単位：トン)

			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
家庭	地域集団回収等		32, 273	30, 505	28, 210	26, 149	24, 412	23, 294	20, 845	19, 635	18, 679	17, 363
	公共施設での拠点回収 (空き缶、空きびん・ペットボトルを除く)		1, 880	1, 791	1, 662	1, 542	1, 486	1, 460	1, 440	1, 445	1, 370	1, 304
	新聞社自主回収		5, 947	6, 223	7, 390	6, 667	6, 339	5, 799	5, 181	4, 902	4, 595	3, 868
	空きびん・ペットボトルの資源化		6, 445	6, 529	6, 728	7, 205	7, 284	7, 298	7, 311	7, 211	7, 506	7, 254
	スーパーマーケット等による店頭回収		1, 556	1, 471	977	1, 898	2, 754	2, 927	2, 066	3, 236	2, 671	2, 391
	鉄・アルミの資源化（C）		4, 695	4, 428	5, 023	5, 715	5, 989	6, 347	8, 175	6, 698	5, 374	4, 760
	廃食用油のボックス回収（公民館）		1	1	2	2	3	2	2	2	2	1
	蛍光管・乾電池のボックス回収（家電量販店等）		－	9	20	25	38	42	42	49	37	42
	使用済小型家電回収			45	46	57	84	104	132	104	100	103
	小　　計		52, 797	51, 002	50, 058	49, 260	48, 389	47, 273	45, 194	43, 282	40, 334	37, 086
事業系	大規模事業者の古紙回収		79, 300	77, 400	77, 900	76, 500	75, 500	72, 900	68, 600	70, 000	69, 922	68, 989
	小規模事業者の古紙及び機密書類の資源化促進		81, 354	94, 186	92, 400	98, 251	96, 859	86, 543	77, 338	87, 202	72, 579	72, 676
	市庁舎内古紙回収		1, 562	1, 585	1, 523	1, 447	1, 605	1, 696	1, 723	1, 784	1, 676	1, 664
	市直営資源回収（空きびん・ペットボトル）		30	31	34	29	27	21	22	24	26	28
	公共施設資源回収（蛍光管・乾電池）		12	9	9	9	9	8	7	8	6	6
	緑のリサイクル		4, 110	4, 043	2, 358	2, 227	5, 471	9, 959	11, 638	14, 126	14, 702	15, 482
	鉄・アルミの資源化（C）		2, 766	2, 747	2, 815	2, 767	2, 626	2, 508	1, 800	1, 792	1, 965	1, 921
	工場での古紙回収（C）		216	193	176	153	134	110	39	0	0	0
	食品残さの回収		7, 974	9, 120	9, 135	9, 838	9, 535	8, 879	6, 683	7, 725	9, 532	10, 533
	大規模事業者の食用油回収		－	－	－	－	－	－	－	－	690	852
	大規模事業者のプラスチック類回収		－	－	－	－	－	－	－	－	4, 343	4, 583
	事業所資源回収（古紙、食品残さを除く）		19, 100	19, 300	17, 400	16, 700	17, 200	17, 700	14, 900	15, 300	5, 457	5, 075
	小　　計		196, 424	208, 614	203, 750	207, 921	208, 966	200, 324	182, 750	197, 961	180, 898	181, 809
	ごみのリサイクル量（A） （上記項目の合計）		249, 221	259, 616	253, 808	257, 181	257, 355	247, 597	227, 944	241, 243	221, 232	218, 895
ごみ処理量（B） （空きびん・ペットボトルの残渣等を含む）		574, 364	574, 541	574, 219	576, 953	580, 509	568, 919	533, 477	515, 925	511, 550	509, 922	
ごみ発生量（A＋B－C＝D）		815, 908	826, 789	820, 013	825, 499	829, 115	807, 551	751, 407	748, 678	725, 443	722, 136	
ごみのリサイクル率（A/D）		30. 5%	31. 4%	31. 0%	31. 2%	31. 0%	30. 7%	30. 3%	32. 2%	30. 5%	30. 3%	

※Cについては、福岡市施設でごみとして処理された後にリサイクルされていることから、ごみ処理量（B）に含まれていることとなり、二重計上を避けるため、ごみ発生量から差し引いている。

※鉄・アルミの資源化については、処理施設への搬入量で家庭ごみと事業系ごみに按分した。

※大規模事業者の食用油回収は令和3年度までは食品残さの回収等に計上されていたが、令和4年度から別途計上している。

※大規模事業者のプラスチック類回収は令和3年度までは事業所資源回収（古紙、食品残さを除く）に計上されていたが、令和4年度から別途計上している。

(3) ごみ処理量の推移

① ごみ区分別

年 度				H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
総 人 口（10月1日現在推計人口）					1,524,053	1,538,681	1,555,731	1,571,091	1,585,307	1,600,463	1,612,392	1,619,585	1,631,409	1,642,571
収集搬入量	市内分	① 家庭系ごみ	可燃ごみ	委 託	269,622	271,195	265,964	265,679	265,825	268,796	274,666	268,065	260,306	253,538
			不燃ごみ	委 託	14,184	14,331	14,868	15,524	16,440	17,014	19,787	17,041	15,275	14,339
			粗大ごみ	委 託	3,910	4,252	4,496	4,772	5,608	6,268	7,651	7,748	7,370	7,284
			資源ごみ	委 託 等	10,330	10,676	10,877	11,083	11,218	11,249	12,561	12,808	12,609	12,464
			計		298,046	300,454	296,205	297,058	299,091	303,327	314,665	305,662	295,560	287,625
		(割合)		54.5%	54.8%	54.3%	55.8%	56.2%	57.9%	64.0%	64.3%	62.2%	61.4%	
		② 事業系ごみ	一般廃棄物	直 営	4,258	3,214	3,212	2,982	1,670	211	0	0	0	0
				許 可	165,391	164,837	162,735	161,755	161,096	160,858	126,879	127,707	138,434	144,290
				自 搬	71,439	71,290	76,548	64,729	66,035	55,890	46,881	38,705	37,778	32,846
			資源ごみ	直 営	55	46	41	26	8	1	0	0	0	0
				委 託	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0
				許 可	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				自 搬	4,093	4,017	2,341	2,219	717	0	0	0	0	0
			計		245,238	243,405	244,878	231,712	229,527	216,960	173,760	166,412	176,212	177,136
			(割合)		44.8%	44.4%	44.9%	43.5%	43.2%	41.4%	35.3%	35.0%	37.1%	37.8%
		③ 公共系ごみ	堆積ごみ	直 営	1,259	1,145	1,086	814	252	241	76	64	50	54
				委 託	1,861	2,212	2,235	2,133	2,187	2,450	2,262	2,228	2,549	2,656
			計		3,120	3,357	3,321	2,947	2,439	2,691	2,338	2,292	2,599	2,710
			道路・街路くずかご清掃ごみ	委 託	700	910	748	693	684	754	805	651	718	665
			河川清掃ごみ	委 託	244	208	144	61	60	66	60	51	51	53
			計		4,064	4,475	4,213	3,701	3,183	3,511	3,203	2,994	3,368	3,428
		(割合)		0.7%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	0.7%	0.7%	
	市外分	④ (①+②+③) 市内収集搬入合計	可燃	495,261	496,097	492,688	482,251	479,547	473,577	439,719	427,215	426,064	423,927	
			不燃	37,598	37,494	39,343	36,887	40,307	38,969	39,346	35,043	36,465	31,795	
			資源ごみ	14,489	14,743	13,265	13,334	11,947	11,252	12,563	12,810	12,611	12,467	
			計	547,348	548,334	545,296	532,472	531,801	523,798	491,628	475,068	475,140	468,189	
			(割合)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
		⑤ 産業廃棄物 自己搬入量	可燃	34,226	31,798	31,318	44,214	48,007	40,982	34,922	30,944	28,339	28,629	
			不燃	7,452	9,485	10,953	13,448	16,657	14,954	17,449	20,128	22,125	23,797	
			資源ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			計	41,678	41,283	42,271	57,662	64,664	55,936	52,371	51,072	50,464	52,426	
			⑥ (④+⑤) 市内収集搬入 総合計	可燃	529,487	527,895	524,006	526,464	527,554	514,559	474,641	458,159	454,403	452,556
	不燃	45,051		46,979	50,296	50,335	56,964	53,923	56,795	55,171	58,590	55,592		
	資源ごみ	14,488		14,743	13,265	13,334	11,947	11,252	12,563	12,810	12,611	12,467		
	計	589,026		589,617	587,567	590,133	596,465	579,734	543,999	526,140	525,604	520,615		
	⑦ 市外搬入量	⑥+⑦ 収集搬入総量	可燃	90,541	60,107	7,825	10,498	4,892	6,156	7,198	4,350	4,240	4,316	
不燃			468	533	511	522	539	593	613	545	527	530		
資源ごみ			1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計			91,010	60,640	8,336	11,020	5,431	6,749	7,811	4,895	4,767	4,846		
可燃			620,028	588,002	531,831	536,961	532,446	520,715	481,839	462,509	458,643	456,872		
不燃		45,519	47,512	50,807	50,858	57,503	54,516	57,408	55,716	59,117	56,122			
資源ごみ		14,489	14,743	13,265	13,334	11,947	11,252	12,563	12,810	12,611	12,467			
計		680,036	650,257	595,903	601,153	601,896	586,483	551,810	531,035	530,371	525,461			
処理に伴い発生する廃棄物		不燃ごみからの破砕可燃物	7,636	8,471	8,857	7,375	7,875	8,508	8,128	6,723	6,889	6,295		
		焼却灰等	82,706	76,846	71,921	72,789	70,504	71,277	65,762	60,111	61,162	58,990		
処理・処分量	焼 却	629,689	599,074	542,015	545,467	541,502	530,503	491,475	470,859	467,112	464,715			
	埋 立	116,293	111,199	109,446	110,387	113,517	110,858	110,022	102,245	106,590	101,700			
	資源化	16,666	15,854	16,871	18,056	16,800	16,270	17,335	15,712	14,856	13,949			
	計	762,648	726,127	668,332	673,910	671,819	657,631	618,832	588,816	588,558	580,364			

② 収集形態別

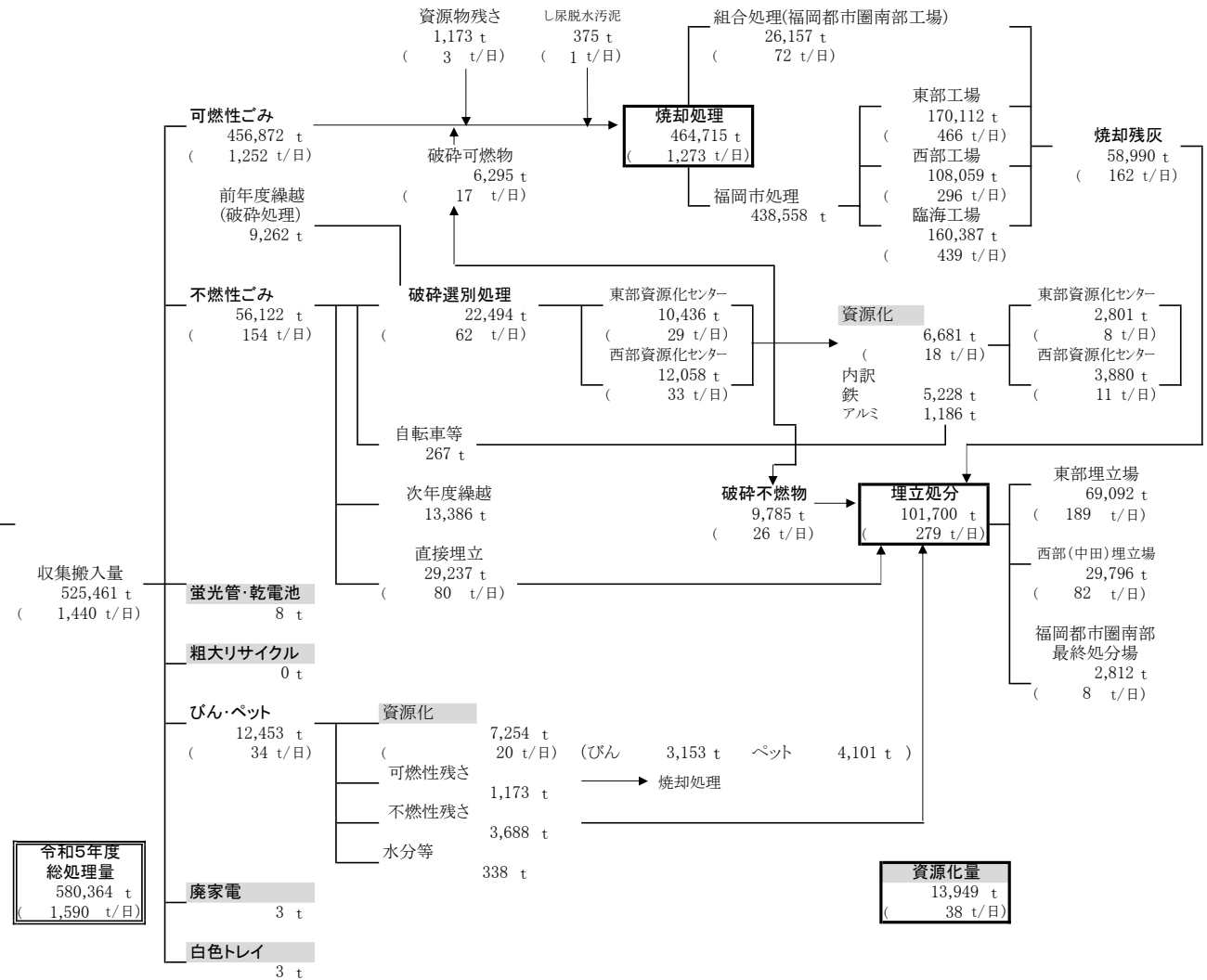
(単位：t)

年度	区 分	市内分収集搬入量						市外からの 搬 入	焼却灰	その他 (不燃物譲渡等)	総 量		対前年度比 (%)
		計	直 営	委 託	許 可	自己搬入	うち産業廃棄物				合計	日量	
H26	合 計	589,026	5,572	300,853	165,391	117,210	41,678	91,010	82,706	△ 94	762,648	2,090	100.4
	可燃物	529,487	3,424	273,782	159,623	92,658	34,226	90,541	—	—	620,028	1,699	100.0
	不燃物	45,051	2,085	16,739	5,768	20,459	7,452	468	82,706	50	128,275	351	102.0
	資源ごみ	14,488	63	10,332	0	4,093	0	1	—	△ 144	14,345	40	103.1
H27	合 計	589,617	4,405	303,785	164,837	116,590	41,283	60,640	76,846	△ 976	726,127	1,984	95.2
	可燃物	527,895	2,896	275,852	159,082	90,065	31,798	60,107	—	—	588,002	1,607	94.8
	不燃物	46,979	1,460	17,256	5,755	22,508	9,485	533	76,846	△ 886	123,472	337	96.3
	資源ごみ	14,743	49	10,677	0	4,017	0	0	—	△ 90	14,653	40	102.1
H28	合 計	587,567	4,527	299,145	162,735	121,160	42,271	8,336	71,921	44	667,868	1,830	92.0
	可燃物	524,006	2,866	270,587	156,341	94,212	31,318	7,825	—	—	531,831	1,457	90.4
	不燃物	50,296	1,426	17,869	6,394	24,607	10,953	511	71,921	181	122,909	337	99.5
	資源ごみ	13,265	235	10,689	0	2,341	0	0	—	△ 137	13,128	36	89.6
H29	合 計	590,133	4,020	299,748	161,755	124,610	57,662	11,020	69,310	△ 512	669,951	1,835	100.3
	可燃物	526,464	2,553	270,167	156,444	97,300	44,214	10,498	—	—	536,962	1,471	101.0
	不燃物	50,335	1,239	18,694	5,311	25,091	13,448	522	69,310	△ 428	119,739	328	97.4
	資源ごみ	13,334	228	10,887	0	2,219	0	0	—	△ 85	13,249	36	100.9
H30	合 計	596,465	2,152	301,801	161,096	131,416	64,664	5,431	70,504	0	672,400	1,842	100.4
	可燃物	527,555	1,352	270,688	155,818	99,697	48,007	4,892	0	—	532,447	1,459	99.2
	不燃物	56,963	568	20,115	5,278	31,002	16,657	539	70,504	0	128,006	350	106.9
	資源ごみ	11,947	232	10,998	0	717	0	0	0	0	11,947	33	90.2
R1	合 計	579,734	637	306,413	160,858	111,826	55,936	6,749	71,277	0	657,760	1,797	97.8
	可燃物	514,559	341	274,192	155,565	84,461	40,982	6,156	—	—	520,715	1,423	97.8
	不燃物	53,923	110	21,155	5,293	27,365	14,954	593	71,277	0	125,793	343	98.3
	資源ごみ	11,252	186	11,066	0	0	0	0	—	0	11,252	31	94.2
R2	合 計	543,999	76	317,792	126,879	99,252	52,371	7,811	65,762	0	617,572	1,691	94.1
	可燃物	474,641	65	280,370	122,913	71,293	34,922	7,198	—	—	481,839	1,320	92.8
	不燃物	56,795	9	24,861	3,966	27,959	17,449	613	65,762	0	123,170	337	98.3
	資源ごみ	12,563	2	12,561	0	0	0	0	—	0	12,563	34	109.7
R3	合 計	526,140	64	308,592	127,707	89,777	51,072	4,895	60,111	0	591,146	1,619	95.7
	可燃物	458,159	43	273,584	123,601	60,931	30,944	4,350	—	—	462,509	1,267	96.0
	不燃物	55,171	19	22,200	4,106	28,846	20,128	545	60,111	0	115,827	317	94.1
	資源ごみ	12,810	2	12,808	0	0	0	0	—	0	12,810	35	102.9
R4	合 計	525,604	50	298,878	138,434	88,242	50,464	4,767	61,162	0	591,533	1,620	100.1
	可燃物	454,403	39	266,006	133,890	54,468	28,339	4,240	—	—	458,643	1,256	99.1
	不燃物	58,590	9	20,263	4,544	33,774	22,125	527	61,162	0	120,279	329	103.8
	資源ごみ	12,611	2	12,609	0	0	0	0	—	0	12,611	35	100.0
R5	合 計	520,615	54	290,999	144,290	85,272	52,426	4,846	58,990	0	584,451	1,601	98.8
	可燃物	452,556	37	259,235	139,443	53,841	28,629	4,316	—	—	456,872	1,252	99.7
	不燃物	55,592	14	19,300	4,847	31,431	23,797	530	58,990	0	115,112	316	96.0
	資源ごみ	12,467	3	12,464	0	0	0	0	—	0	12,467	34	97.1

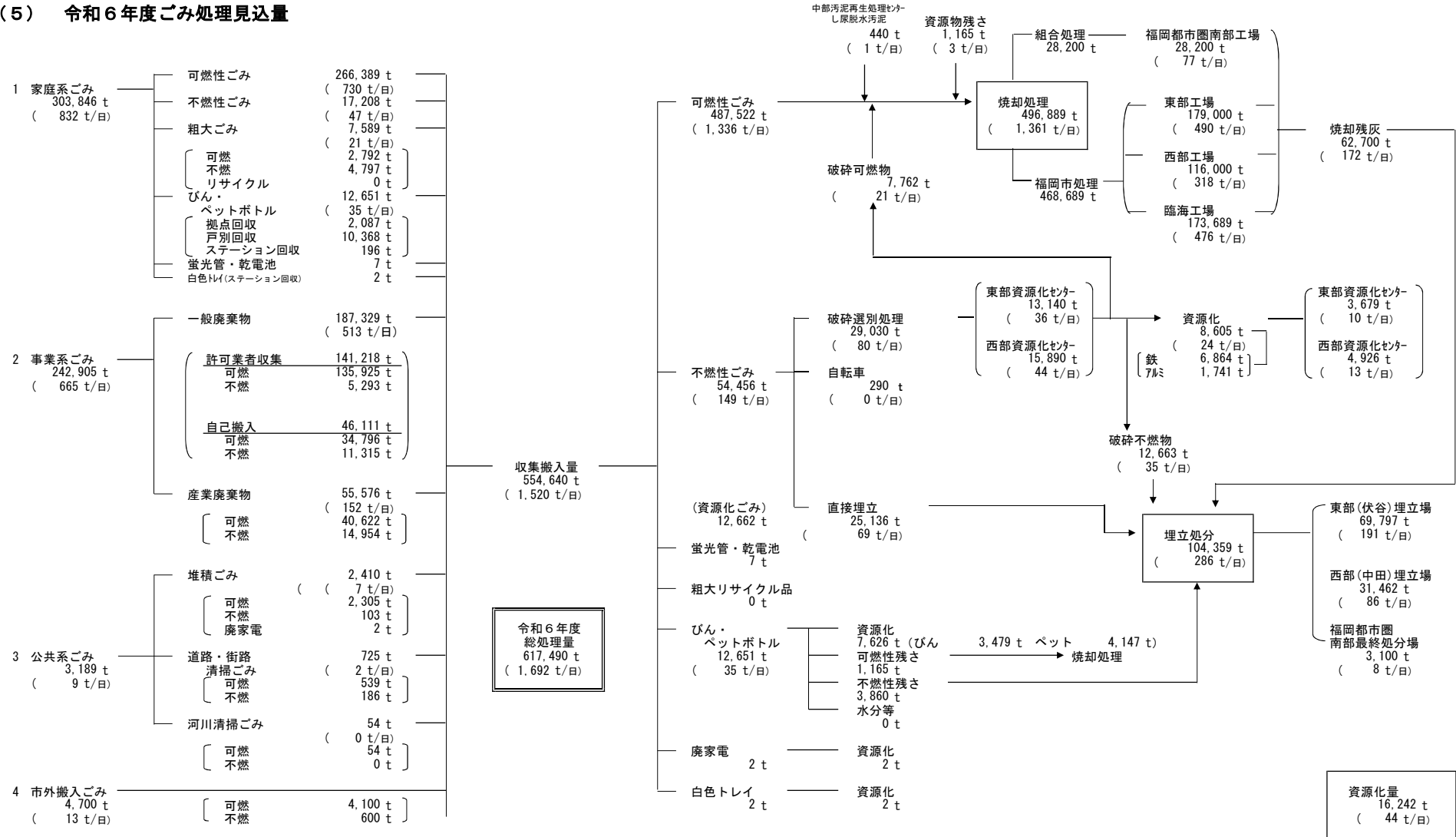
※直営：令和元年度以前は、環境事業所及び区生活環境課の搬入分。令和2年度以降は、区生活環境課の搬入分のみ。

(4) 令和5年度ごみ処理実績

1 家庭系ごみ	可燃性ごみ	253,538 t
	(695 t/日)	
	287,625 t	
	(788 t/日)	
	不燃性ごみ	14,339 t
	(39 t/日)	
	戸別回収	14,301 t
	ステーション回収	38 t
	粗大ごみ	7,284 t
	(20 t/日)	
2 事業系ごみ	可燃	2,558 t
	不燃	4,726 t
	リサイクル	0 t
	びん・ペットボトル	12,453 t
	(34 t/日)	
	拠点回収	2,062 t
	戸別回収	10,205 t
	ステーション回収	186 t
	蛍光管・乾電池	8 t
	白色トレイ(ステーション回収)	3 t
3 公共系ごみ	一般廃棄物	177,136 t
	(485 t/日)	
	許可業者収集	144,290 t
	可燃	139,443 t
	不燃	4,847 t
	自己搬入	32,846 t
	可燃	25,212 t
	不燃	7,634 t
	産業廃棄物(自己搬入)	52,426 t
	(144 t/日)	
4 市外受託ごみ	可燃	28,629 t
	不燃	23,797 t
	堆積ごみ	2,710 t
	(7 t/日)	
	可燃	2,596 t
	不燃	111 t
	廃家電	3 t
	道路・街路清掃ごみ	665 t
	(2 t/日)	
	可燃	527 t
5 市外受託ごみ	不燃	138 t
	河川清掃ごみ	53 t
	(0 t/日)	
	可燃	53 t
	不燃	0 t
	4,846 t	
	(14 t/日)	
	可燃	4,316 t
	不燃	530 t



(5) 令和6年度ごみ処理見込量



- 1 1日当たりは、365日換算。
- 2 総処理量は、焼却処理量、埋立処分量及び資源化量の合計に不燃物譲渡を加えたもの。
- 3 単位未満は、原則として四捨五入しているため、総数と内訳の合計が合わない場合がある。

(6) ごみ処理コスト(令和5年度一般家庭ごみ)

収集量1t当たりコスト及び市民1人当たりコスト

※令和5年10月1日現在の推計人口 1,642,571 人

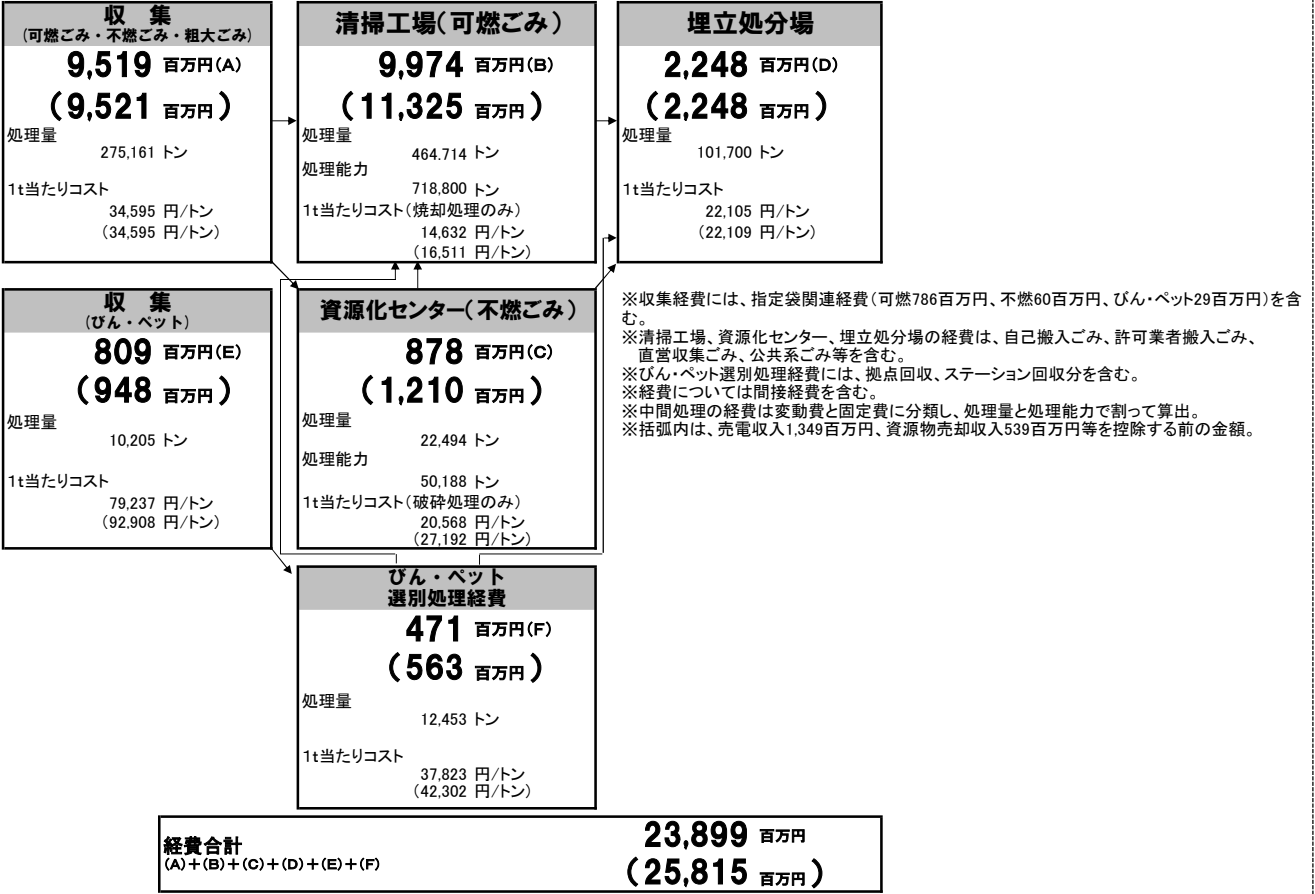
		収集	中間処理	最終処分	計	一袋当り(45L)
収集量1t当り	可燃ごみ	30,285 円 (30,293 円)	14,632 円 (16,511 円)	2,806 円	47,723 円 (49,610 円)	187 円/袋 (194 円/袋)
	不燃ごみ	60,500 円 (60,514 円)	27,359 円 (33,983 円)	10,401 円	98,260 円 (104,898 円)	410 円/袋 (437 円/袋)
	粗大ごみ	133,595 円 (133,629 円)	22,890 円 (27,847 円)	7,734 円	164,219 円 (169,210 円)	
	びん・ペット	79,237 円 (92,908 円)	37,823 円 (45,173 円)	3,345 円	120,405 円 (141,426 円)	200 円/袋 (235 円/袋)
市民1人当り	可燃ごみ	4,675 円 (4,676 円)	2,259 円 (2,549 円)	433 円	7,367 円 (7,658 円)	※1袋当り、 可燃ごみ3.91kg 不燃ごみ4.17kg びん・ペット1.66kg で換算 (令和元年度家庭系ごみ袋の 重量調査結果より) ※括弧内は、売電収入1,349百 万円、資源物売却収入539 百万円等を控除する前の 金額。
	不燃ごみ	528 円 (528 円)	239 円 (297 円)	91 円	858 円 (916 円)	
	粗大ごみ	592 円 (593 円)	102 円 (123 円)	34 円	728 円 (750 円)	
	びん・ペット	492 円 (577 円)	235 円 (281 円)	21 円	748 円 (879 円)	
	計	6,287 円 (6,374 円)	2,835 円 (3,250 円)	579 円	9,701 円 (10,203 円)	

【参考資料】

1 家庭系収集経費

可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合計
7,678 百万円	868 百万円	973 百万円	9,519 百万円
253,538 トン	14,339 トン	7,284 トン	275,161 トン
30,285 円/トン	60,500 円/トン	133,595 円/トン	34,595 円/トン

2 ごみ処理経費



2 し尿処理事業

(1) 現況

本市では、「生活環境の改善」、「公共用水域の水質保全」などの目的で、下水道整備を推進した結果、令和5年度末の下水道処理区域内の人口は約164万人、人口普及率は99.7%に達している。

この下水道整備の進捗に伴い、平成30年度から令和4年度までの5年間に於いて、し尿収集人口は、対前年比平均約8%ずつ減少し、令和5年度については、対前年比約9.6%（168人）の減となり、総人口に占める割合は約0.10%となっている。

令和5年度のし尿、浄化槽汚泥の一日当りの収集量は40kℓで、今後とも減少が見込まれる。

(2) し尿等の収集・搬入

① し尿

くみとり式便所の家庭や事業所については、委託により、令和5年度は6台の車両で、原則として毎月1回の定期収集と臨時くみとりを行っている。

◎ し尿収集の申込み及びし尿収集業務の指示

し尿収集の新規の申込み、解約、又は申込事項を変更する場合は、所定の「し尿処理申出（変更・不要申出）書」又は「住民票異動届」の様式により区役所（生活環境課または市民課、なお西区西部出張所は市民相談係）において受け付け、し尿収集業務の受託者である公益財団法人ふくおか環境財団に必要な指示を行っている。

② 浄化槽汚泥

浄化槽は、毎年1回以上の清掃を行うことが義務付けられており、その清掃汚泥は、市長が許可した浄化槽清掃業者であって一般廃棄物の収集運搬を許可した業者（令和6年4月1日現在、2業者、車両8台）が浄化槽を清掃する際に収集している。

③ 市外搬入し尿

し尿の衛生的な陸上処理が困難な自治体については、行政的な相互協力を図るため、昭和41年8月からし尿終末処理事務の受託を開始し、令和6年4月1日現在では、久山町の1町について受託している。

④ 参考図表

ア 収集運搬計画（令和5年度）

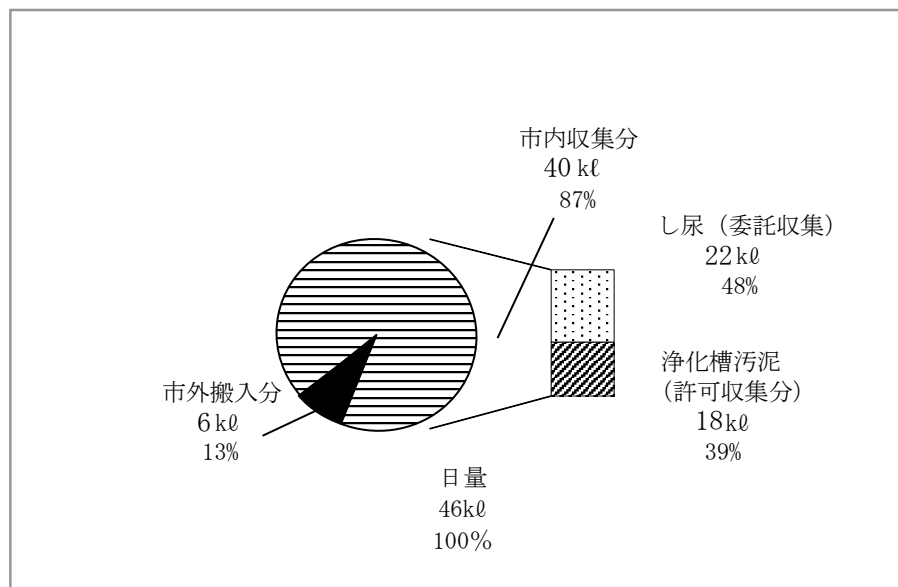
区 分		収集運搬主体	収集区域の範囲	収集回数	収集の方法	搬入先
し尿等	し尿	市（委託）	本市の区域	月1回	戸別収集	中部汚泥再生処理センター
	浄化槽汚泥	市の許可した業者		随時		

（久山中継所は平成18年度末、玄界島中継施設は平成21年度末で廃止）

イ し尿収集対象世帯数

全市世帯数	収集対象世帯数	収集対象人口	収集便槽数	備 考
877, 520世帯	1, 067世帯	1, 587人	1, 399便槽	令和6年4月1日現在

ウ し尿収集搬入比（令和5年度実績）



(3) し尿等の処理・処分

令和5年度におけるし尿収集対象人口は、総人口の約0.10%、1,587人（令和5年度末）で、その収集日量は22kℓ（以下量は「日量」）である。

その他浄化槽汚泥18kℓ・し尿処理を受託している市外搬入分6kℓとあわせて総処理量は46kℓである。

処理・処分については、中部汚泥再生処理センターにより全量46kℓを陸上処理している。なお、平成12年度末で海洋投入処分は廃止している。

(4) し尿処理量の推移

区 分				H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
人 口				1,523,537	1,543,921	1,557,669	1,570,095	1,582,695	1,596,953	1,616,351	1,619,893	1,633,502	1,645,863	
前年度比(%)				100.9	101.3	100.9	100.8	100.8	100.9	101.2	100.2	100.8	100.8	
下水道	処理区域人口			1,518,100	1,538,600	1,552,450	1,565,020	1,577,770	1,592,110	1,611,660	1,615,280	1,628,980	1,641,460	
	普及率(%)			99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.7	99.7	99.7	99.7	
	利用人口			1,510,383	1,531,672	1,545,980	1,558,851	1,572,036	1,586,816	1,606,868	1,610,843	1,624,458	1,637,057	
	水洗化率(%)			99.1	99.2	99.2	99.3	99.3	99.4	99.4	99.4	99.4	99.5	
し尿収集人口				3,375	3,085	2,823	2,596	2,381	2,233	2,066	1,909	1,755	1,587	
構成比(%)				0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
前年度比(%)				90.9	91.4	91.5	92.0	91.7	93.8	92.5	92.4	91.9	90.4	
浄化槽人口				9,779	9,164	8,866	8,648	8,278	7,904	7,417	7,141	7,289	7,219	
構成比(%)				0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	
市内収集搬入分	し尿収集量	直 営	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
		委 託	10,699	10,170	9,699	9,196	8,922	8,962	8,687	8,319	8,195	8,046		
		計	10,699	10,170	9,699	9,197	8,922	8,962	8,687	8,319	8,195	8,046		
			日量	29	28	27	25	24	24	23	22	22		
			前年度比(%)	97.3	95.1	95.4	94.8	97.0	100.4	96.9	95.8	98.5	98.2	
	(許可収集)	浄化槽汚泥搬入量	7,487	7,775	8,069	7,333	7,591	7,907	7,119	7,055	7,292	6,567		
		日量	21	21	22	20	21	22	20	19	20	18		
		計	18,186	17,945	17,768	16,530	16,513	16,869	15,806	15,374	15,487	14,613		
			日量	50	49	49	45	45	46	44	42	42	40	
			前年度比(%)	98	99	99	93	100	102	94	97	101	94	
市外搬入量				2,434	2,381	2,259	2,243	2,126	2,053	2,001	2,139	2,144	2,051	
日量				7	7	6	6	6	6	5	6	6	6	
受託市町				1町	1町	1町	1町	1町	1町	1町	1町	1町	1町	
洗 浄 水				4,199	1,753	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日量				12	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計				24,819	22,079	20,027	18,773	18,639	18,922	17,807	17,513	17,631	16,664	
(要処理量)				68	66	55	51	51	52	49	48	48	46	
前年度比(%)				86.0	89.0	90.7	93.7	99.3	101.5	94.1	98.3	100.7	94.5	
処 理 ・ 処 分	陸 上 処 理	処理センター	脱水汚泥(清掃工場で燃料として焼却)	—	236	464	475	447	484	413	384	433	375	
			日量	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
			下水管放流	—	22,615	47,181	36,662	37,566	38,710	35,822	37,164	38,042	35,051	
			日量	—	124	129	100	103	106	98	102	104	96	
			うち希釈水及び洗浄水等	—	11,123	24,725	15,937	16,873	17,809	16,115	17,384	17,504	16,418	
			日量	—	61	68	44	46	49	44	48	48	45	
			計(希釈水及び洗浄水等を除く)	—	11,728	22,920	21,200	21,140	21,385	20,120	20,164	20,971	19,008	
			日量	—	64	62	57	58	58	55	55	57	52	
		処理場	中部水処理センター	7,650	3,920	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			東部水処理センター	17,060	8,395	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	24,710	12,315	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			日量	68	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			し尿処理場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			日量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	24,710	24,043	22,920	21,200	21,140	21,385	20,120	20,164	20,971	19,008	
			日量	68	66	63	58	58	58	55	55	57	52	

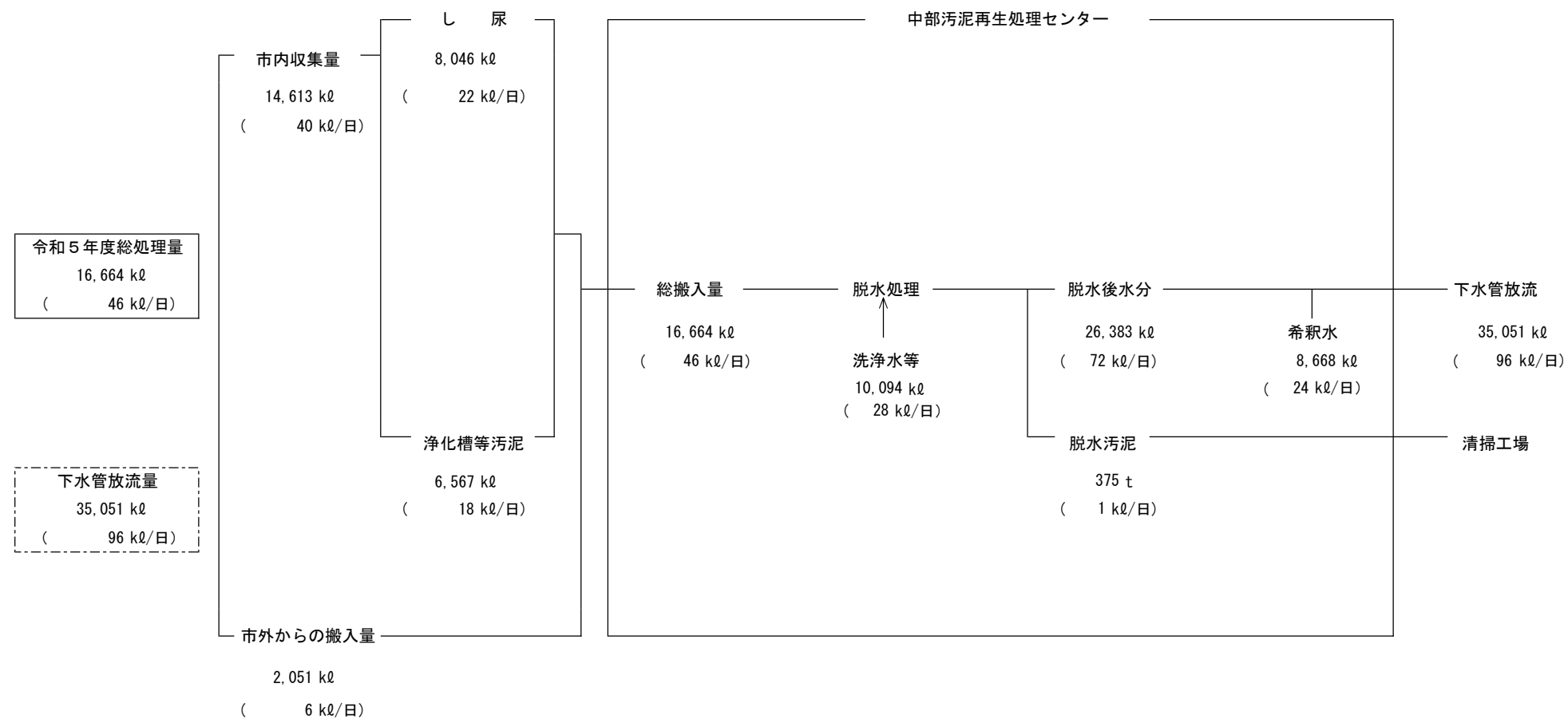
※人口は、年度末の人口(例:令和4年度では、令和5年4月1日現在の推計人口)。

市外搬入量:平成13年度以降は、那珂川町、篠栗町、新宮町、及び久山町の分。平成20年度以降は、那珂川町、新宮町、及び久山町の分。

平成23年10月以降は、那珂川町及び久山町の分。平成26年度以降は、久山町の分。

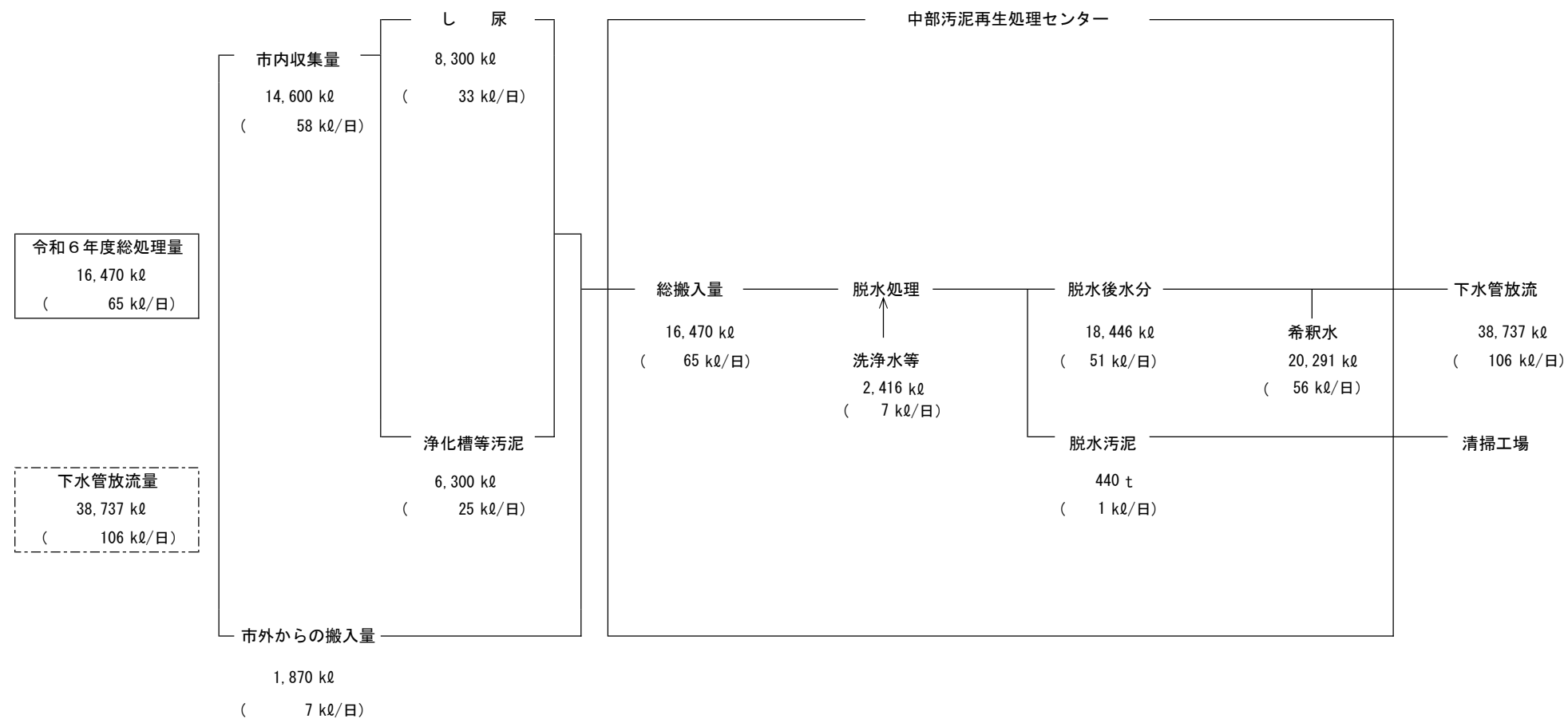
日量は、365日(うるう年は366日)にて割り戻し。

(5) 令和5年度し尿処理実績



(注) 日量は366日で割り戻し

(6) 令和6年度し尿処理計画量



(注) 1. 総搬入量の一日常りは 249日換算 (R6年度搬入予定日数)

(注) 2. 下水管放流量の一日常りは 365日換算 (毎日運転)

3 産業廃棄物対策

(1) 産業廃棄物の現状

① 産業廃棄物の発生及び処理状況

令和3年度における全国の産業廃棄物の発生量は、約3億7,600万トンで、前年度の約3億7,400万トンに比べて約200万トン(約0.6%)の増加となった。発生量のうち、再生利用量は約2億372万トン、減量化量は約1億6,337万トン、最終処分量は約883万トンであり、ほとんどが再生利用及び減量化されている。

令和4年度における市内の産業廃棄物の発生量は、約116万トンとなっており、令和3年度に比べ約5万トン(約4.2%)減少している。種類別の発生量は、がれき類が約63万9千トン、汚泥が約16万3千トンであり、この2種類で全体の約69%を占めている。一方、市内の特別管理産業廃棄物の発生量は、約9.6千トンとなっている。

令和4年度における市内の産業廃棄物処理業者による中間処理量は約125万トンであり、このうち最も多いがれき類の9割以上が再生利用される等、産業廃棄物の減量化及び再生利用が行われている。また、最終処分場においては、約3万8千トンが埋め立てられている。

ア 福岡市内の産業廃棄物発生量

(万トン)

産業廃棄物の種類	平成30年度 市内発生量	令和元年度 市内発生量	令和2年度 市内発生量	令和3年度 市内発生量	令和4年度 市内発生量
燃 え 殻	0.4	0.2	0.3	0.3	0.3
汚 泥 (有 機)	0.7	0.4	1.9	2.3	2.7
汚 泥 (無 機)	22.0	19.9	18.1	13.9	13.6
廃 油	1.4	0.9	1.1	0.9	0.9
廃 酸	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1
廃 ア ル カ リ	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
廃プラスチック類	8.9	5.6	5.7	5.5	6.0
紙 く ず	1.1	1.0	1.1	1.4	1.3
木 く ず	9.7	7.1	7.5	6.7	6.3
繊 維 く ず	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
動 植 物 性 残 さ	0.8	0.4	0.4	0.3	0.3
動物性固形不要物	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1
ゴ ム く ず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金 属 く ず	7.3	4.7	5.1	4.6	4.0
ガ ラ 陶	9.6	12.6	11.7	8.5	12.3
鋳 さ い	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
が れ き 類	90.5	100.7	80.6	70.3	63.9
家 畜 ふ ん 尿	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
家 畜 の 死 体	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ダ ス ト 類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
政令第13号廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
混 合 廃 棄 物	10.9	8.3	8.4	5.6	3.5
合 計	164.2	162.1	142.2	120.7	115.6

※産業廃棄物収集運搬業者の実績報告書の集計値

イ 福岡市内の特別管理産業廃棄物発生量

(トン)

産業廃棄物の種類	平成30年度 市内発生量	令和元年度 市内発生量	令和2年度 市内発生量	令和3年度 市内発生量	令和4年度 市内発生量
燃 え 殻	15.2	17.1	0.0	0.0	26.3
汚 泥	90.1	10.1	4.2	55.7	84.4
廃 油	314.2	294.2	254.6	351.5	401.5
廃 酸	605.8	431.7	404.0	271.3	252.9
廃 アルカリ	420.1	319.8	281.9	266.4	403.9
鋳 さ い	0.0	0.0	76.8	0.0	0.0
ダ ス ト 類	15.6	0.2	0.0	10.7	0.0
政令第13号廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
感 染 性 廃 棄 物	5,643.5	5,730.0	6,857.9	9,670.1	8,280.4
廃 P C B 等	166.3	171.5	116.3	147.7	75.2
廃 石 綿 等	84.1	294.4	141.3	421.9	90.9
廃 水 銀 等	11.1	0.0	0.4	0.2	0.0
混 合 廃 棄 物	0.2	0.0	0.6	0.2	0.0
合 計	7,366.3	7,269.0	8,137.9	11,195.9	9,615.5

※産業廃棄物収集運搬業者の実績報告書の集計値

ウ 福岡市内の産業廃棄物処理業者による処理量（令和4年度）

(トン)

	市内発生分	市外発生分	合 計
産 業 廃 棄 物 中 間 処 理 量	907,574	340,595	1,248,169
特別管理産業廃棄物中間処理量	249	51	300
産 業 廃 棄 物 最 終 処 分 量	13,862	24,125	37,987

※産業廃棄物処理業者の実績報告書の集計値

② 産業廃棄物処理業者の許可状況

令和6年3月31日現在の本市における産業廃棄物処理業者の許可業者数については、合計で110件である。

産業廃棄物処理業者の許可状況（令和6年3月31日現在）

年度	収集運搬業	中間処理業	最終処分業	特 別 管 理 産業廃棄物 収集運搬業	特 別 管 理 産業廃棄物 中間処理業	合計
R1	41(30)	65	5	4(3)	2	117
R2	38(28)	65	4	4(3)	2	113
R3	38(27)	65	4	4(3)	2	113
R4	36(27)	65	4	4(3)	2	111
R5	34(25)	66	4	4(3)	2	110

※業者数中の括弧内について、積替え保管業者数（内数）を示す。また、合計は延べ許可業者数を示す。

③ 産業廃棄物処理施設の設置状況

本市に設置されている「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第15条に規定される産業廃棄物処理施設は53施設（移動式を含む。）であり、そのうち事業者の自己処理施設は10施設である。

産業廃棄物処理施設の設置状況（令和6年3月31日現在）

施設の種類	施設数（移動式を含む）			残余容量
	合計	事業者	処理業者	
合計	53	10	43	
汚泥の脱水施設	15	5	10	
汚泥の焼却施設	0	0	0	
汚泥の乾燥施設	0	0	0	
廃油の焼却施設	1	0	1	
廃プラスチック類の破砕施設	5	0	5	
廃プラスチック類の焼却施設	2	1	1	
シアン分解施設	0	0	0	
その他の焼却施設	2	1	1	
木くず、がれき類の破砕施設	23	1	22	
安定型処分場	4	2	2	118,983(m³)
管理型処分場	1	0	1	1,772(m³)

※安定型処分場の残余容量は令和5年3月31日現在

管理型処分場の残余容量は令和3年3月31日現在

④ 自動車リサイクル法登録・許可業者数及び処理状況

令和5年度における全国の使用済み自動車の処理台数は約273万台であり、適正処理された車は、エンジン・ボディ等を中古部品として、また、タイヤ（燃料）・ボディ（鉄）等を原材料として、車の90%以上がリサイクルされている。

令和5年度の市内の実績は、約4千台の使用済み自動車が引き取られ、フロン・廃油・エアバック類の処理、中古部品のリサイクル、更に、解体・破砕した鉄スクラップが鉄として再生されている。

自動車リサイクル法登録・許可業者数及び処理状況

	業者数	処 理 台 数 (台)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
引 取 業 者	84	5,129	3,930	3,971
フロン類回収業者	21	2,958 (うち再利用0)	2,552 (うち再利用0)	2,740 (うち再利用0)
解体業者	12	3,259 (うちガラ輸出5)	2,875 (うちガラ輸出2)	2,947 (うちガラ輸出3)
破 砕 業 者	5	5,814	5,109	4,627
合 計	122			

※業者数は令和6年3月31日現在

(2) 産業廃棄物処理の指導について

産業廃棄物を取り巻く状況は日々変化しており、それに伴い廃棄物処理法上の関係法令も毎年のように改正されている状況である。

本市においては、次の4項目を基本に、産業廃棄物処理の適正化及びより一層の減量化・有効利用に積極的に取り組んでいる。

- ①適正処理の推進
- ②減量化・有効利用の推進
- ③適正処理施設設置の推進
- ④排出事業者及び処理業者の意識向上の推進

(3) 適正処理の推進

① 産業廃棄物排出事業者の監視・指導

ア 法に基づく産業廃棄物多量排出事業者の指導

廃棄物処理法第12条第9項、同条第12条の2第10項に基づき、多量排出事業者（前年度の産業廃棄物発生量が1,000 t（特別管理産業廃棄物は50 t）以上である事業者）は、産業廃棄物の減量、処理に関する計画、及びその実施状況を提出することとされている。

令和5年度には、291事業者の計画書等を受理し、1年間に渡り縦覧に供している。

なお、例年は、提出のあった中から抽出した事業者に対して立入検査を行い、廃棄物の減量、適正処理に関する指導・助言を行っているところであり、令和5年度にあつては33事業業者に立入検査を行った。

なお、この処理計画書等は、平成23年度提出分から、本市ホームページにて公表している。

イ 多量に産業廃棄物を排出する建設事業者の指導

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年福岡市条例第26号）により、建設系廃棄物を多量（発生見込量が500m³以上）に排出する事業者等には、産業廃棄物処理計画書等の提出を義務づけており、これらの事業所に対しては立入検査を行い、適正処理を指導している。（令和5年度受理件数：127件、立入件数 125件）

●主な指導内容（上記ア及びイ）

委託契約書の締結・管理票（マニフェスト）の記載・交付・確認・保管
減量化・有効利用の推進

ウ 特別管理産業廃棄物排出事業者の指導

(ア) アスベスト排出事業者

アスベスト廃棄物の適正保管・処理、飛散等の事故を防止するため、アスベスト除去等工事現場へ立入検査を行い、指導している。(立入件数：45件)

(イ) PCB保管事業者

PCB特別措置法に基づき提出されるPCB廃棄物保管及び処理状況報告の届出による適正処理の確認の後、必要に応じ随時説明会や立入検査を行い、早期かつ適正処理を指導している。(立入件数：16件 届出事業所数：95事業所)

(ウ) 病院・その他の有害廃棄物の排出事業者

感染性廃棄物を排出する病院・医療関係検査機関及び重金属関係の廃液等を排出する事業者に対し、廃棄物の適正保管・処理、事故防止のため、必要に応じ立入検査を行い、指導しているところであり、令和4年度にあつては新型コロナウイルス蔓延による病院業務多忙に配慮し立入検査を中止していたが、令和5年度は13事業者に立入検査を行った。

●主な指導内容(上記(ア)～(ウ))

管理責任者の設置、廃棄物の分別・保管状態、事故防止の取組み
委託契約書の締結、管理票(マニフェスト)の記載・交付・確認・保管

② 産業廃棄物処理業者の指導

本市内に処理施設を有する全ての処理業者(中間処理業者、最終処分業者、積替え保管業者)に対し、年間計画に基づき、業態に応じた内容の立入検査を行うとともに、必要に応じて随時立入検査を行うことにより、適正処理を指導している。

本市内に施設を有しない処理業者や福岡県知事による許可業者に対しても、必要に応じて立入検査を行い、適正処理を指導している。

(立入件数：385件)

●主な指導内容

処理業者の業態に応じた頻度での処理状況や保管状況の監視
委託契約書の締結、管理票(マニフェスト)の記載・交付・確認・保管、帳簿の記録
最終処分場における維持管理情報の公表、放流水・浸透水の水質検査
焼却施設における維持管理情報の公表、排ガス中のダイオキシン類の検査

③ 自動車リサイクル業者の指導

全ての解体業・破砕業許可業者に対し、年間計画に基づき、業態に応じた内容の立入検査を行うとともに、必要に応じて随時立入検査を行うことにより、適正処理を指導している。

登録業者に対しても、(公財)自動車リサイクル促進センターからの不適正処理に関する情報提供などから、必要に応じて立入検査を行い、適正処理を指導している。

(立入件数：49件)

●主な指導内容

業者の業態に応じた頻度での処理状況や保管状況の監視
自動車リサイクルシステム、帳簿の記録
法で回収が義務付けられているフロン類やエアバッグ等の適正処理

④ 苦情処理及び行政処分

不適正処理等に関する苦情に対しては、現地調査を行った上で適切に対応している。（令和5年度苦情処理件数：18件）

また、苦情処理及び立入調査などで不適正処理が発覚した場合は、口頭指導、文書指導を行い、改善が認められなければ行政処分等の措置を行っている。（令和5年度文書指導件数：3件）

立入検査実施状況（環境局対応分）

区 分		年 度	R1	R2	R3	R4	R5
排出事業者	廃棄物処理法に基づく多量排出事業者		41	0	4	0	33
	建設工事現場及びその他の排出事業所 ※1		244	64	59	117	206
	P C B 保管事業者		411	22	15	21	16
	ア ス ベ ス ト 除 去 工 事 現 場		92	89	61	31	45
	病院・その他の有害廃棄物の排出事業場		24	0	2	0	13
許可業者	産業廃棄物処理業許可業者等		674	445	432	465	385
	自動車リサイクル法許可業者		127	65	68	48	49
苦情	不適正処理など苦情に関するもの		16	11	21	25	18
監視	重点監視事業所等 ※2		368	227	178	156	207
合 計			1,997	923	840	863	972

※1 ①イに記載の多量に産業廃棄物を排出する建設事業場及びその他の排出事業所の立入検査の合計

※2 過去に苦情等があり、継続して監視が必要と認めた事業所

（４） 減量化・有効利用の推進

① 公共工事における有効利用の推進

公共工事における建設系廃棄物のリサイクル及び適正処理を推進するため、庁内関係部局による「建設廃棄物・発生土等のリサイクル及び適正処理推進協議会」を平成5年4月に設置し、情報交換、調査・研究等を行っており、現在「がれき類」「建設汚泥」「残土」「グリーン調達」の専門部会を設けている。

なお、本市発注の土木建設工事により発生する建設廃材については、再生利用施設を活用するとともに、道路舗装工事における再生品の利用基準を定め、廃コンクリート片を破碎し粒度調整した再生路盤材を使用するなど、産業廃棄物の減量化・有効利用に努めており、令和3年度のコンクリート塊、アスファルト塊のリサイクル率は、ほぼ100%となっている。

② その他の有効利用

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対し、立入検査や講習会等において、産業廃棄物の減量化・有効利用を促進するよう指導をしている。

また、平成5年9月に「建設廃棄物の自ら利用に係る事務処理要領」を、さらに平成20年4月に「建設汚泥の自ら利用に係る事務処理要領」を、順次制定し、建設廃棄物及び建設汚泥の自ら利用計画書等の提出を求め、適正処理、有効利用の推進を図っている。

(5) 適正処理施設の設置の推進

処理施設設置の際には、「福岡市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱」（平成3年9月1日施行）に基づき、処理施設設置者と地域住民の合意形成が円滑に行われるよう努めている。

(6) 排出事業者及び処理業者の意識向上の推進

廃棄物処理法は改正が繰り返されており、法律に対する排出事業者及び処理業者の知識不足が懸念されている。

また、現在の不適正処理の一因として、コスト主義による安価な処理料金への偏重、処理委託後の責任所在の曖昧さなど、排出事業者の産業廃棄物処理責任についての認識不足があげられる。

そのため、法令に関する知識及び産業廃棄物の現状と課題に対する知識の普及・啓発に努め、事業者、業界団体と連携を取りながら、産業廃棄物の減量及び適正処理に対する理解と関心を高める必要がある。

① 普及啓発の推進

- ・排出事業者に対する立入検査や講習会を通して、自己処理責任の徹底を図っている。特に、土木・建設業においては、元請業者のみならず、工事発注者（本市発注の公共工事の場合にあっては工事担当課）に対しても、その責務の認識を高めていく。
- ・産業廃棄物処理業者に対する講習会やこれらの業界の指導・育成に努め、処理業者の資質向上を図っている。
- ・各業界団体の実施する研修会等への協力を行い、業界団体の資質向上を図っている。

② 講習会等の実施

排出事業者及び処理業者の産業廃棄物に対する認識を高め、産業廃棄物の減量化・有効利用及び適正処理を推進するため、講習会及び説明会を実施している。

なお、処理業者や土木建設業者等の各種団体からの要請に応じ、本市から講師を派遣している。（令和2～3年度：新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）

講習会実施状況

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
実施回数(回)	7	0	0	1	4
受講者数(人)	509	0	0	9	47

4 外 郭 団 体

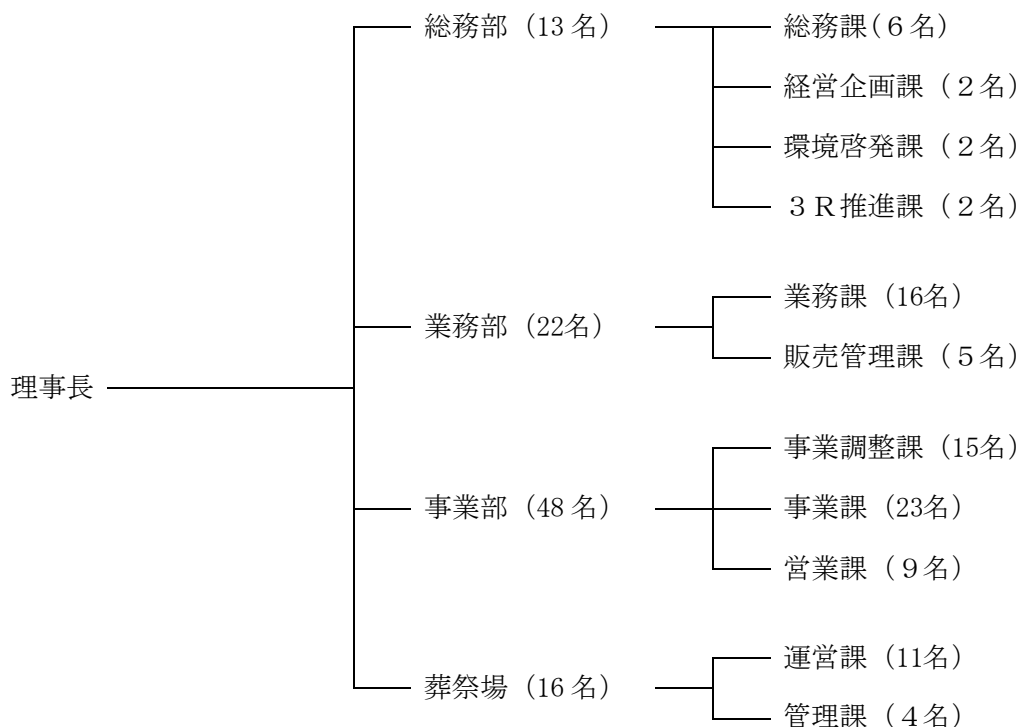
(1) 公益財団法人 ふくおか環境財団

下水道整備の進捗に伴い、散在化する対象世帯からし尿の効率的収集を図るとともに、委託制度切り替えに伴うし尿処理手数料の徴収事務に対処するため、昭和44年7月に設立、平成19年4月に株式会社都市環境と統合し、平成27年4月より公益財団法人へ移行した。

法 人 概 要 (令和6年4月1日現在)

- ①名 称 公益財団法人 ふくおか環境財団
- ②所 在 地 福岡市中央区那の津二丁目10番15号
- ③設 立 平成19年4月1日
- ④基本財産 2,000万円 (全額福岡市出資)
- ⑤事業目的 廃棄物を適正に処理し、資源循環型社会の形成に資する事業を推進するとともに、広く公共の福祉の見地から公衆衛生の向上を図ることにより、住民の健康で文化的な生活環境の確保に寄与することを目的とする。
- ⑥事 業
 - ア 環境に関する調査、研究及び啓発
 - イ 廃棄物処理技術の普及に関する事業
 - ウ 廃棄物関連施設の管理運営に関する事業
 - エ 廃棄物の収集及び運搬に関する事業
 - オ 家庭系指定袋の調達、保管及び配送に関する事業
 - カ 廃棄物処理手数料に関する事業
 - キ 家庭系粗大ごみ収集の受付及び相談に関する事業
 - ク 福岡市葬祭場の管理運営及び整備に関する事業
 - ケ 排水設備の検査に関する事業
 - コ 土地の貸付に関する事業
 - サ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

⑦組 織



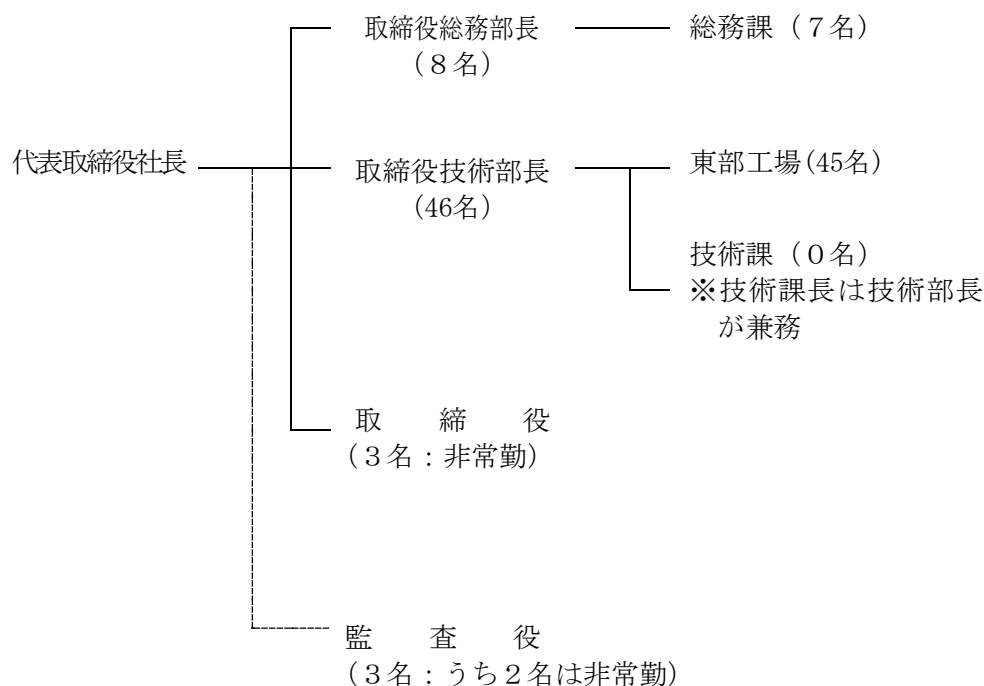
(総数100名)

（２）株式会社 福岡クリーンエナジー

東部工場の建設・運営にあたり、循環型社会の構築という共通認識のもと、民間の資金、経営能力を活用して、効率的な施設の建設・運営を行うとともに、ごみ処理発電における熱回収の更なる効率化を目指して、九州電力株式会社との共同出資により、平成12年10月20日に設立した。

会 社 概 要（令和6年4月1日現在）

- ①名 称 株式会社 福岡クリーンエナジー
- ②所 在 地 福岡市東区蒲田5丁目11番2号
- ③設 立 平成12年10月20日
- ④資 本 金 50億円（福岡市51%、九州電力（株）49%）
- ⑤事業目的 廃棄物処理の効率化、資源及びエネルギーの有効活用等を図るため、東部工場の建設及び運営と、これにより生ずる電気及び熱の供給等の事業を行うことを目的とする。
- ⑥事 業
 - ア 福岡市との契約に基づく廃棄物の処理
 - イ 前号により生ずる電気及び熱の供給
 - ウ 廃棄物の処理及び発電に関する施設の建設及び運営
 - エ 前号に関するコンサルティング
 - オ 前各号に付帯する一切の事業
- ⑦組 織



(総数56名)

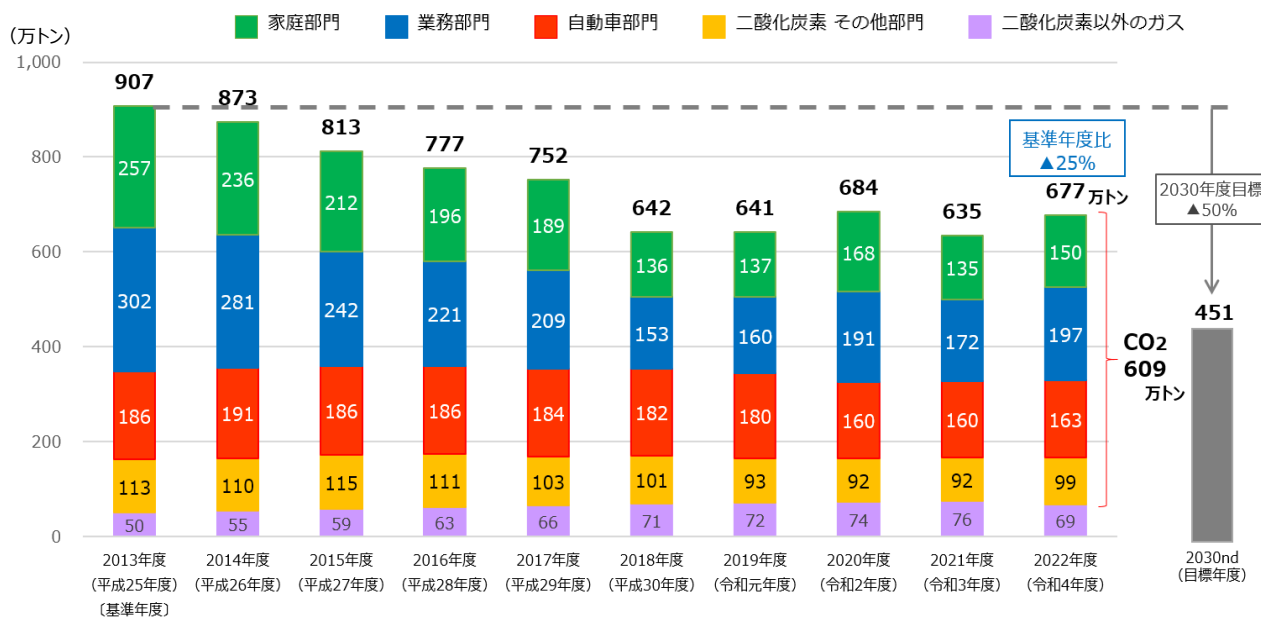
環境の状況

IV 地球温暖化対策・エネルギーに 関するデータ

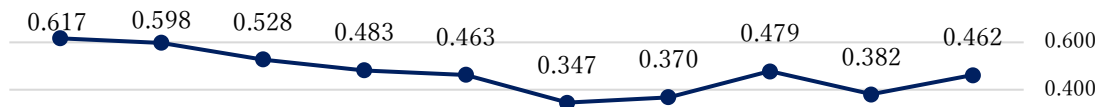
1 福岡市域における温室効果ガス排出量等の状況

(1) 温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）の推移

福岡市域の 2022（令和 4）年度における温室効果ガス排出量は、677 万トンと推計しており、福岡市地球温暖化対策実行計画の基準年度である 2013（平成 25）年度と比べ、25% 減少しています。



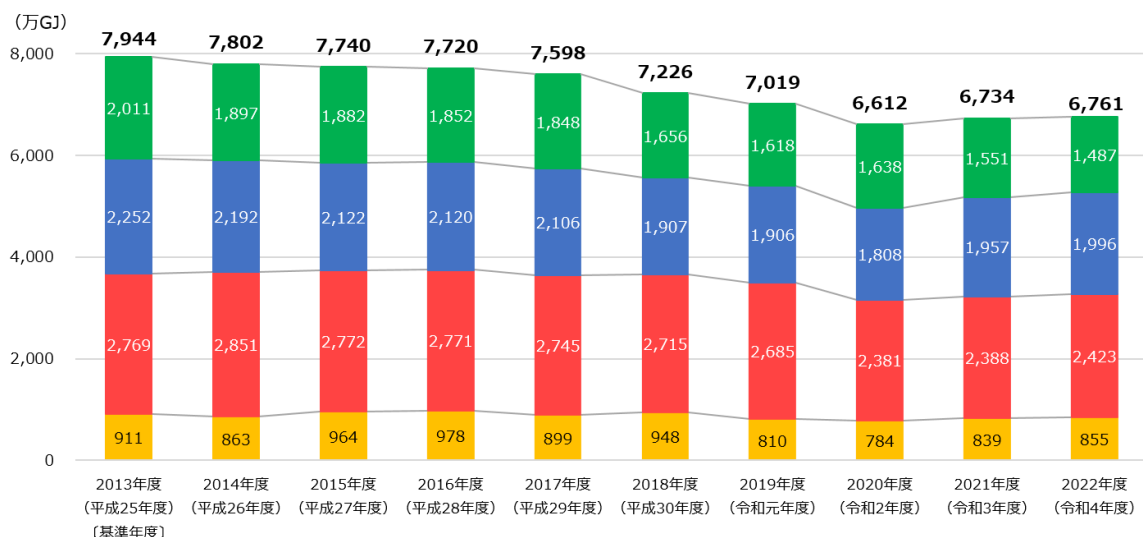
(参考) 電気の CO2 排出係数 環境省公表「電気事業者別排出係数」の九州電力㈱の値



※電気の CO2 排出係数の増加 (0.382 → 0.462) 要因 (九州電力㈱ホームページより抜粋)

2022 年度は、原子力発電所の定期検査の長期化による停止の影響で、販売電力量全体に占める火力発電電力量の割合が増加したことから、前年度に比べ CO2 排出係数が増加しました。

(2) 福岡市域におけるエネルギー消費量等の推移



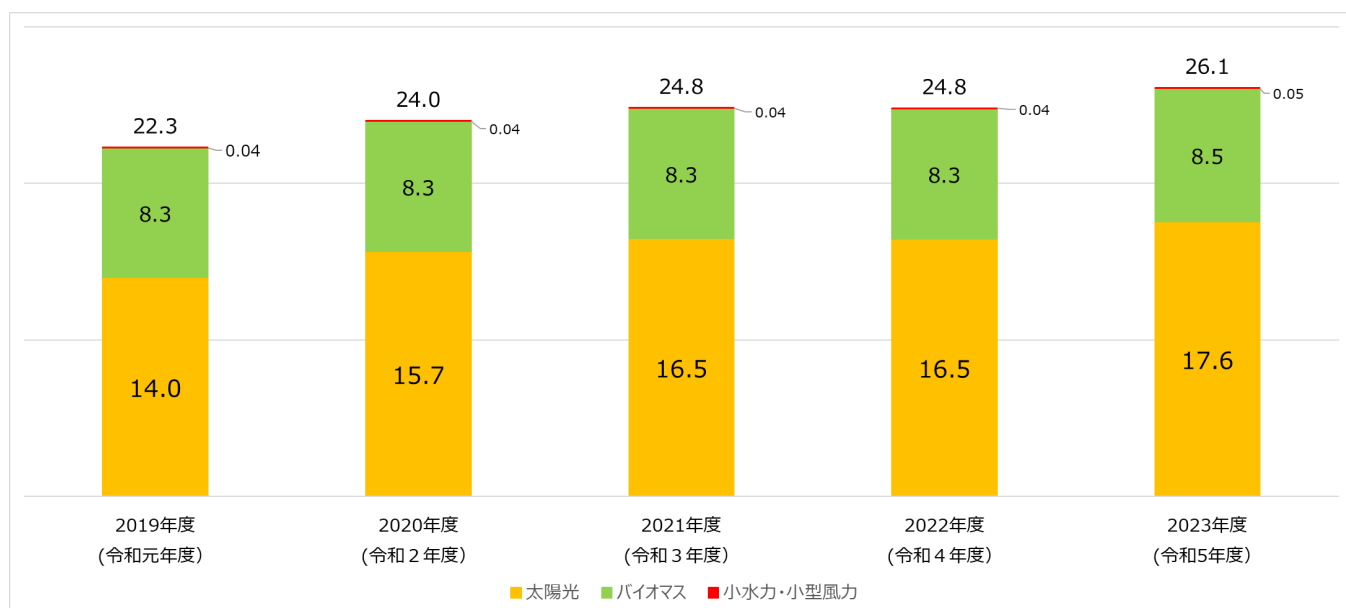
※四捨五入の関係のため、消費量の内訳と総量が一致しない場合がある

※その他: 産業部門 (農林水産業、建設鉱業、製造業)、運輸部門 (鉄道、船舶)、エネルギー転換部門 (熱供給事業)

	2013年度 (平成25年度) [基準年度]	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	令和12年度 (2030年度)
1世帯あたりの エネルギー消費量 (GJ/世帯)	27.8	25.8	25.2	24.4	23.9	21.0	20.2	20.1	18.8	17.7	15.8
業務系建物床面積あたりの エネルギー消費量 (GJ/㎡)	0.94	0.91	0.88	0.88	0.87	0.78	0.78	0.73	0.79	0.80	0.65

2 福岡市域の再生可能エネルギー導入状況（グラフの単位は万 kW）

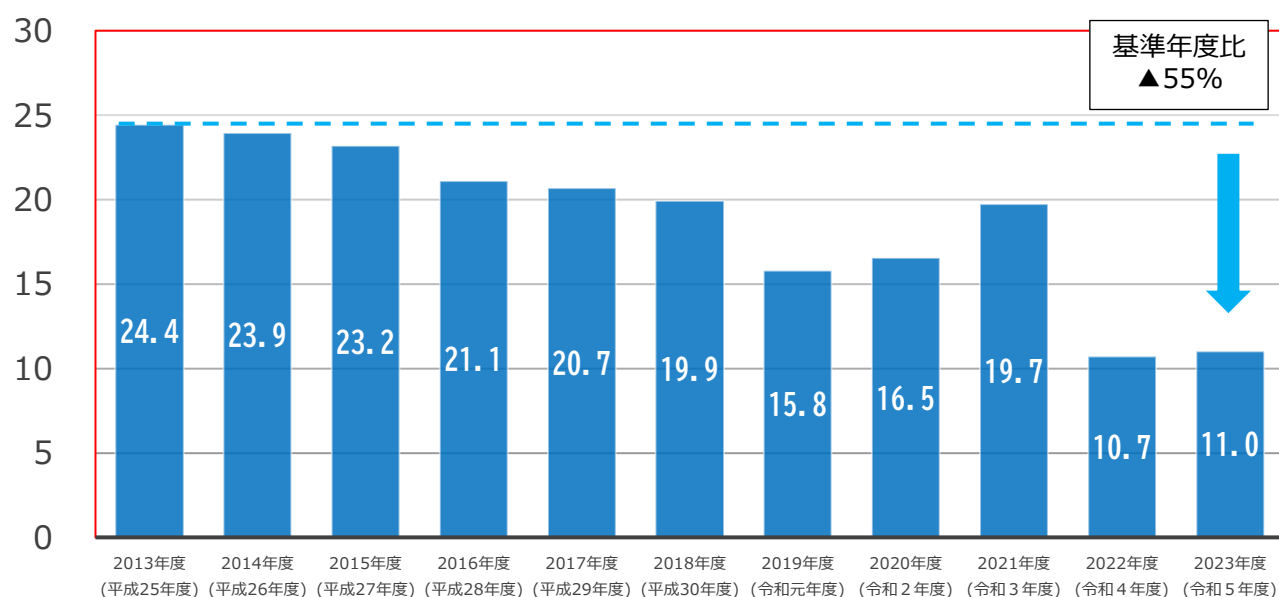
令和5年度における福岡市内の再生可能エネルギーによる発電規模は、26.1 万 kW と前年度と比べ約 1 万 3 千 kW 増加しています。



3 市役所業務にかかるエネルギー起源二酸化炭素排出量の状況

市役所業務にかかる 2023（令和5）年度のエネルギー起源二酸化炭素排出量は、11.0 万トンであり、福岡市役所地球温暖化対策率先実行計画の基準年度である 2013（平成25）年度と比べ、55%減少しています。

(万 t-CO₂)



環境の状況に関するデータ

V 都市環境データ

1 人口

本市の人口は、明治 22 年の市制施行当時には約 5 万人でしたが、その後市域の拡大や都市化の進展に伴って自然的・社会的に増加し、令和 5 年 4 月 1 日現在推計人口は 1,633,502 人です。

区別では、東区が 329,706 人（構成比 20.2%）と最も多く、次いで南区、博多区の順になっています。世帯数は、令和 5 年 4 月 1 日現在 862,548 世帯で、1 世帯あたりの平均世帯人員は 1.89 人となっています。

最近 5 年間の人口増加は年間約 7 千人～1 万 5 千人で、増加率は年 0.4～0.9%程度です。

●行政区別人口（令和 5 年 4 月 1 日推計人口）

区 分	福岡市	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
世帯数	862,548	163,691	161,070	133,152	132,888	68,728	104,291	98,728
人口（人）	1,633,502	329,706	256,435	211,164	268,176	133,081	222,940	212,000
1世帯あたり人員(人)	1.89	2.01	1.59	1.59	2.02	1.94	2.14	2.15
面積（k㎡）	343.47	69.46	31.62	15.39	30.98	15.99	95.87	84.15
人口密度(1k㎡あたり)	4,756	4,747	8,110	13,721	8,656	8,323	2,325	2,519

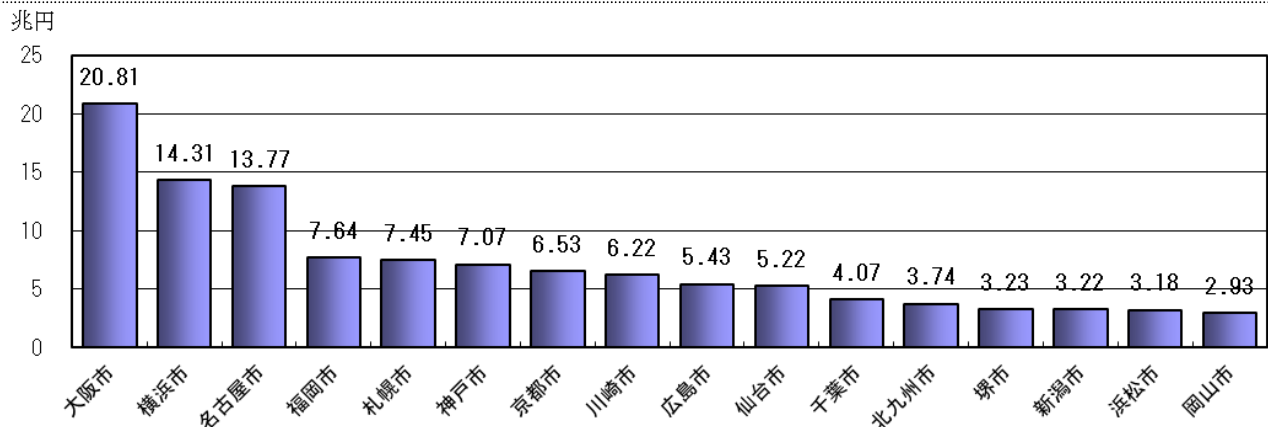
●市域と人口の推移

年	面 積	世 帯 数	人 口	人口密度	備 考
明治22年	5.09 k㎡	9,440 世帯	50,847 人	9,990 人/k㎡	市制施行
大正 9 年	15.93	18,040	95,381	5,988	第 1 回国勢調査
14年	20.68	28,029	146,005	7,060	第 2 回 "
昭和10年	90.05	55,184	291,158	3,233	第 4 回 "
22年	128.82	73,823	328,548	2,550	第 6 回 "
30年	180.41	117,583	544,312	3,017	第 8 回 "
40年	241.54	205,673	749,808	3,104	第10回 "
50年	334.78	333,928	1,002,201	2,994	第12回 "
60年	336.82	433,348	1,160,440	3,445	第14回 "
平成 7 年	337.59	544,145	1,284,795	3,806	第16回 "
17年	340.60	649,138	1,401,279	4,114	第18回 "
22年	341.32	707,358	1,463,743	4,288	第19回国勢調査
23年	341.70	719,905	1,480,607	4,333	10月1日現在推計人口
24年	341.70	729,869	1,494,603	4,374	10月1日現在推計人口
25年	341.70	741,839	1,509,842	4,419	10月1日現在推計人口
26年	343.38	752,654	1,524,053	4,438	10月1日現在推計人口
27年	343.39	764,820	1,538,681	4,481	第20回国勢調査
28年	343.39	778,323	1,555,731	4,531	10月1日現在推計人口
29年	343.39	792,048	1,571,091	4,575	10月1日現在推計人口
30年	343.46	804,780	1,585,307	4,616	10月1日現在推計人口
令和元年	343.46	819,203	1,600,463	4,660	10月1日現在推計人口
2 年	343.46	831,124	1,612,392	4,695	第21回国勢調査
3 年	343.46	841,721	1,619,585	4,715	10月1日現在推計人口
4 年	343.47	857,512	1,631,409	4,750	10月1日現在推計人口

2 経済

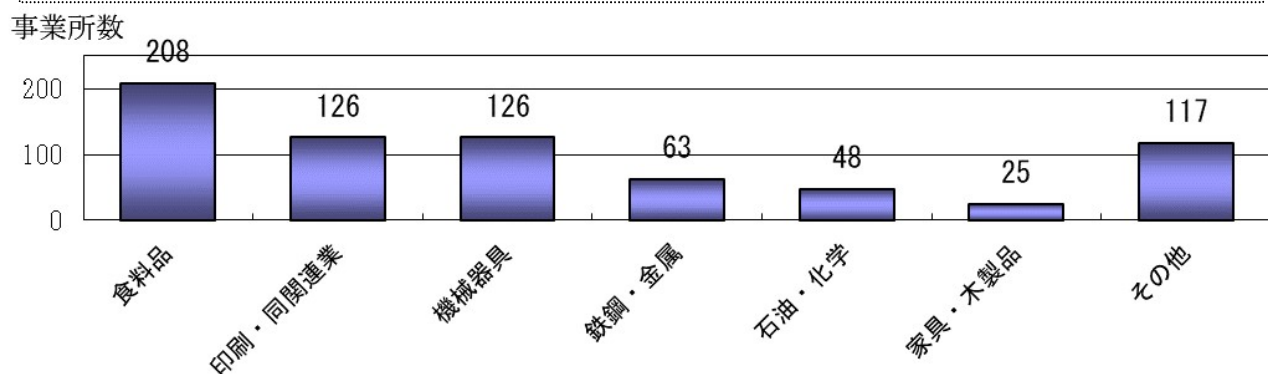
●市内総生産の他都市との比較（令和元年度）

令和元年度市内総生産（実質）は約 7 兆 6,419 億円で、対前年度増加率は 1.3%減となっています。



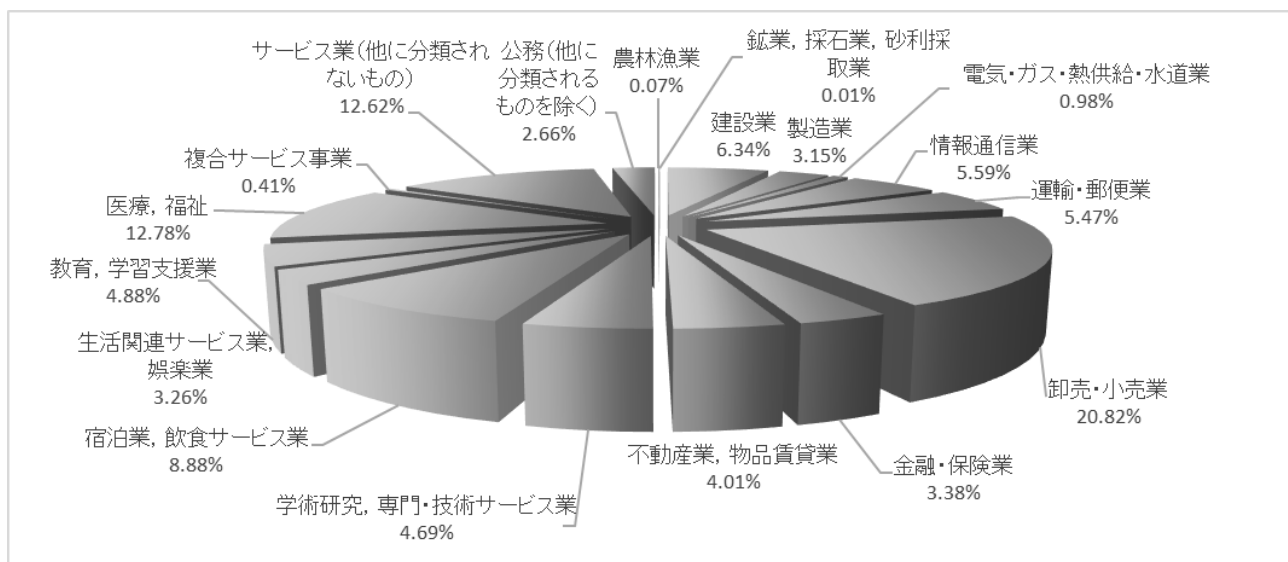
●製造業事業所数（従業者 4 人以上の事業所）（令和 3 年経済センサスー活動調査）

令和 3 年経済センサスー活動調査によると、環境保全との係わりの深い製造業については、従業者 4 人以上の事業所数で「食品製造業」が最も多く、ついで「印刷・同関連製造業」、「機械器具製造業」の順になっており、この 3 業種で製造業の 6 割以上を占めています。



●産業別従業者数（令和 3 年経済センサスー活動調査）

従業者の構成による産業構造は、第 1 次産業が 0.07%、第 2 次産業が 9.50%、第 3 次産業が 90.43%となっており、第 3 次産業が大きな割合を占めています。



3 土地利用状況

本市の都市構造は、Y字型をなしており、天神・博多駅等の中心部に商業施設が集積しています。

本市の土地利用状況（令和4年調査）は、農地 7.1%、山林 33.4%、水面 2.8%、住宅 21.3%、工業 2.5%、公共施設 6.0%、公園・緑地 4.5%、道路 10.8%、交通施設 2.3%、空地 2.7%、その他 1.8%となっています。

●土地利用の状況

（単位：％）

農地	山林	水面	住宅	商業	工業
7.1	33.4	2.8	21.3	4.8	2.5
公共施設	公園・緑地	道路	交通施設	空地	その他
6.0	4.5	10.8	2.3	2.7	1.8

※農地：水田、畑、樹園地、採草地、養鶏（牛豚）場、ビニールハウス等

山林：樹林地

水面：河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面等

住宅：住宅、共同住宅、店舗等併用住宅、店舗等併用共同住宅、作業所併用住宅等

商業：小売業、百貨店、ガソリンスタンド、食堂、理容店、飲み屋、劇場、ボーリング店、パチンコ屋等

工業：工場、危険物貯蔵・処理施設、倉庫、荷とき場等

公共施設：官公庁施設、文教厚生施設、処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所等

公園・緑地：公園・緑地、広場、運動場、墓園

道路：道路、駅前広場

交通施設：自動車ターミナル、立体駐車場、駅舎、鉄道用地、空港、港湾

空地：建物跡地、資材置き場など都市的状況の未利用地、平面駐車場、改変工事中の土地等

その他：原野・牧野、荒地、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸、住宅展示場、ゴルフ場、太陽光発電のシステムを直接整備している土地、農業用納屋、船小屋、農林漁業用作業場等

一方、都市計画に基づく地域指定の状況は令和5年3月現在、都市計画区域 34,082ha、うち市街化区域が 16,388ha（48.1%）、市街化調整区域が 17,694ha（51.9%）となっています。

市街化区域における用途地域の指定状況は、令和6年3月現在、住居系地域 11,926ha、商業系地域 1,818ha、工業系地域 2,628ha となっています。

●都市計画区域（令和6年3月現在）

都市計画区域	34,082 ha
市街化区域	16,388 ha
市街化調整区域	17,694 ha

●用途地域の状況（令和6年3月現在）

用 途 地 域	面積 (ha)	構成比 (%)
第一種低層住居専用地域	4,088	25.0
第二種低層住居専用地域	10	0.1
第一種中高層住居専用地域	2,410	14.7
第二種中高層住居専用地域	345	2.1
第一種住居地域	3,348	20.4
第二種住居地域	1,575	9.6
準住居地域	166	1.0
近隣商業地域	333	2.0
商業地域	1,485	9.1
準工業地域	2,011	12.2
工業地域	574	3.5
工業専用地域	43	0.3
計（市街化区域）	16,388	100.0

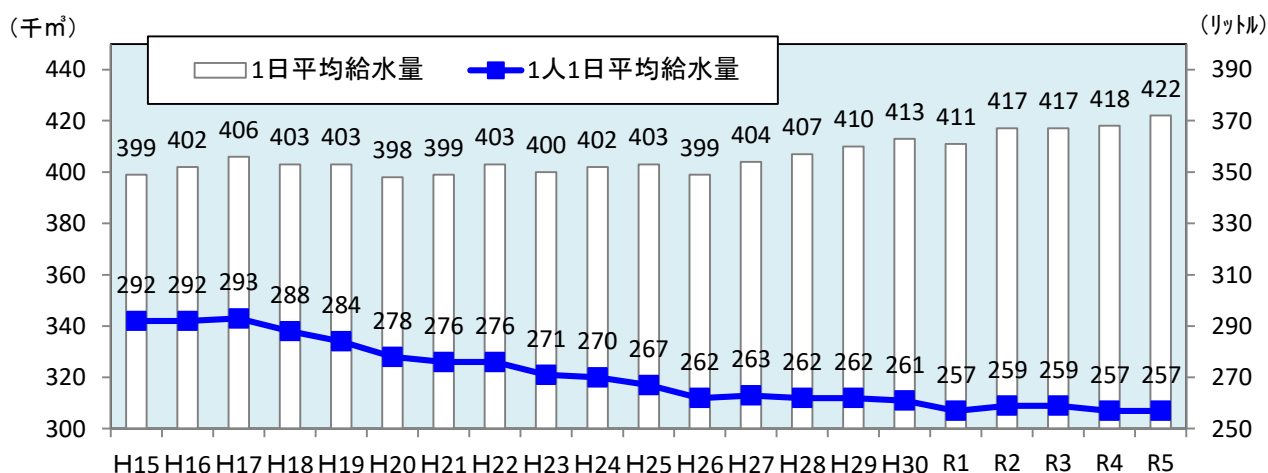
4 上下水道

(1) 上水道

福岡市は、市域内に一級河川を有しておらず、水資源に恵まれていません。そのため、19回にも及ぶ水源開発を重ね、近郊での水資源開発はもとより、筑後川からの導水などにより水源の確保に努めてきました。また、昭和53年と平成6年の2度の異常渇水の経験を契機として、市民と行政が一体となった「節水型都市づくり」を進めています。

令和5年度の平均給水量は、1日あたり422千 m^3 、1人1日あたり257リットルとなっており、全国的に見ても節水が進んだ都市です。

●上水道の1日平均給水量及び1人1日平均給水量



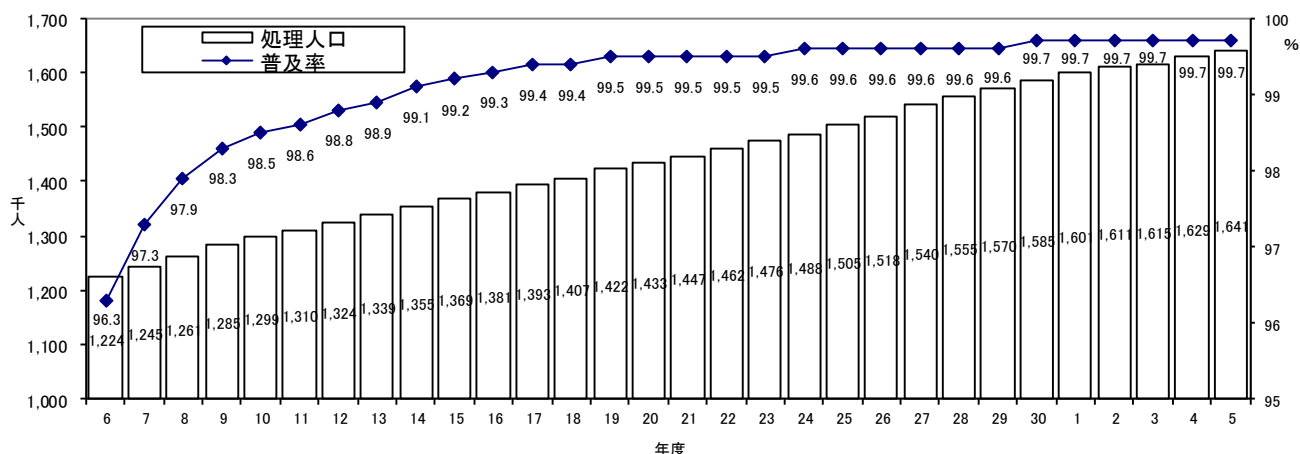
(2) 下水道

下水道は、市街地の浸水防除やトイレの水洗化など、安全で快適な生活環境をつくり、海や川などの公共用水域の水質汚濁を防止する上で欠くことのできない重要な施設です。このため、福岡市では下水道の整備を積極的に進めています。

令和3年度から4年間を計画期間とする下水道整備計画2024では、改築更新、浸水対策、地震対策、未整備区域の解消、合流式下水道の改善、再生水利用下水道を重点項目として事業を推進しています。

人口普及率は令和5年度末で、99.7%となっており、引き続き土地利用や地形等の問題により下水道の整備が困難となっている地区の解消に取り組んでいきます。

●下水道処理人口及び普及率



5 交通

(1) 陸上交通

地下鉄や駅前広場などの整備による公共交通ネットワークの強化を図るとともに、福岡外環状道路や福岡高速5号線をはじめとする放射環状型幹線道路ネットワークの形成による道路交通の円滑化、交通マネジメント施策の推進による公共交通の利用促進などに取り組んでいます。

●自動車登録台数の推移 (単位：台)

区 分	昭和 40年度	50年度	60年度	平成 7年度	17年度	27年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
乗用自動車	30,165	128,089	233,049	389,356	437,854	434,455	449,702	451,171	452,845	455,229
貨物自動車	39,825	70,015	81,679	87,636	71,033	57,109	58,163	58,344	58,910	59,379
乗合自動車	3,092	3,480	2,471	2,479	2,481	2,522	2,642	2,568	2,498	2,468
特殊・大型特殊	1,564	5,161	6,544	10,322	12,962	12,203	12,704	12,675	12,790	12,906
軽自動車	21,869	43,511	71,629	108,273	136,340	197,713	208,255	211,139	230,483	232,389
計	96,515	250,256	395,372	598,066	660,670	704,002	731,466	735,897	757,526	762,371
対昭和40年度比	1	2.6	4.1	6.2	6.8	7.3	7.6	7.6	7.8	7.9

資料：福岡市統計書

都市高速道路は、都市内交通の円滑化、都市機能の維持・向上、地域間の交流促進・連携強化などを図るため、放射環状型の自動車専用道路網の形成を目指しており、整備を進めてきた福岡高速5号線が平成24年7月に全線開通しました。

福岡外環状道路は、博多区西月隈から西区福重に至る計画延長16.2km、基本幅員40mの福岡都市圏の骨格を形成する重要な幹線道路であり、西南部の基幹道路として、各地域を結び交通混雑の緩和を図るものです。昭和63年度から本格的に事業に着手し、平成23年4月に全線4車線で開通しました。

JR、西鉄及び地下鉄によって構成される本市の鉄道網は、都市間及び都市内の大量輸送機関として大きな役割を果たしています。地下鉄は、空港線（姪浜～福岡空港間13.1km）、箱崎線（中洲川端～貝塚間4.7km）、七隈線（橋本～博多13.6km）の3路線から構成され、これらの路線は、JR新幹線・鹿児島本線・筑肥線、西鉄天神大牟田線・貝塚線と相互に結ばれています。

地下鉄の令和5年度における輸送人員は約1億7,643万人になっており、令和5年3月27日には七隈線延伸区間（天神南～博多1.6km）が開業しました。

●地下鉄輸送人員推移 (単位：千人)

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地下鉄	143,152	148,203	156,081	160,390	165,786	171,551	173,294	110,919	122,497	145,692	176,426

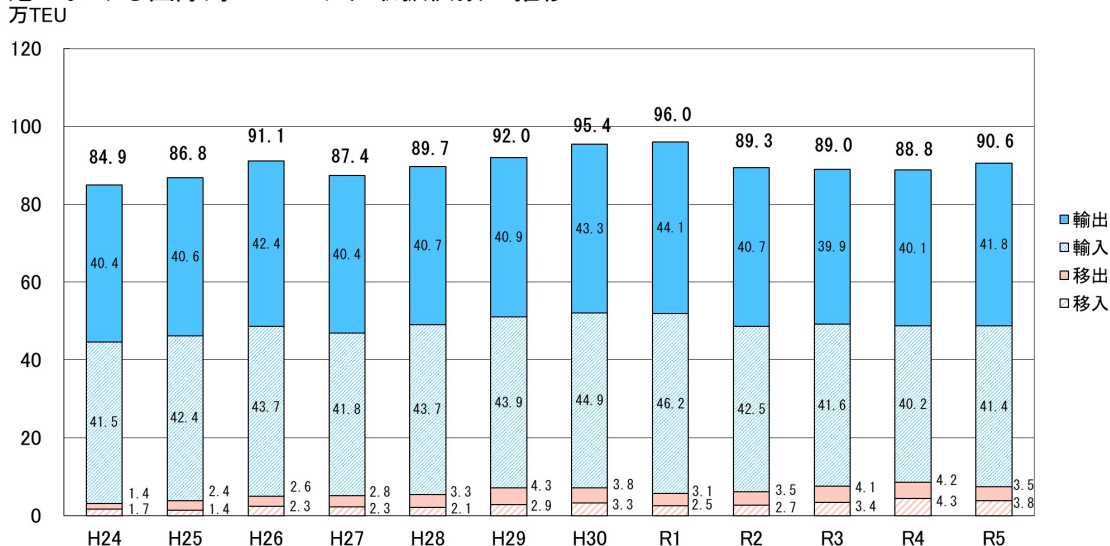
地下鉄路線図



（２）博多港

博多港は、福岡都市圏の生活必需品を取り扱う生活港湾として、また九州の貿易や、経済活動を支える国際貿易港として発展しています。平成２年には国の特定重要港湾（平成２３年度より国際拠点港湾）に指定されており、令和５年の国際海上コンテナ取扱個数は約 91 万 TEU となっています。

●博多港における国際海上コンテナ取扱個数の推移

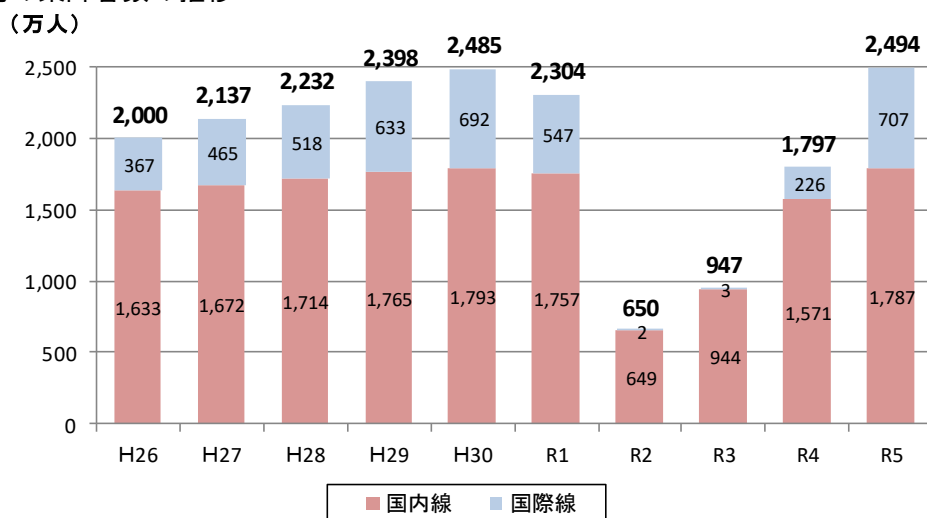


また、博多港は志賀島、玄界島などを結ぶ市営渡船や、壱岐・対馬、五島などとの間の国内フェリーが発着する国内海上交通の要所となっています。国際旅客航路についても、韓国・釜山港との間の貨客船や高速旅客船による定期航路、さらには海外からのクルーズ船など、様々な船が行き来しており、日本を代表する海の玄関口となっています。

（３）福岡空港

福岡空港は、九州・西日本地域の発展を支える公共インフラとして、重要な役割を果たすアジアのゲートウェイです。令和５年度の乗降客数は、国内線はほぼコロナ前の水準に回復し、国際線は好調なインバウンドにより外国人出国者数の増加が続き、初めて 700 万人を超え、全体としては、過去最高となる約 2,494 万人となっています。また、貨物取扱量については、約 15 万トンで、令和４年度と同程度となっています。

●福岡空港の乗降客数の推移



出典：国土交通省空港管理状況調書

6 歴史・文化

福岡市は、2,000 年以上の長い歴史を有し、遺跡や神社・仏閣等を始め、数多くの文化財が存在しています。

●福岡市の主な文化財等

東 区 金印公園 志賀海神社 宮前古墳 立花城跡 香椎宮 舞松原古墳 名島城跡（名島神社） 名島の櫓石 石造九重塔（米一丸） 宮崎宮 蒙古礎石 枯野塚 奈多の志式座	（博多区続き） 東光院 東林寺 住吉神社 日吉神社 康永三年銘梵字板碑（濡衣塚） 地藏菩薩像板碑 櫛田の銀杏 福岡藩主黒田家墓所	早良区 有田遺跡 妙福寺庭園 主基斎田跡 西光寺梵鐘 曲渕五重石塔 曲渕ダム 荒平城跡 勸農社跡
博多区 東公園 比恵遺跡 東光寺剣塚古墳 那珂八幡古墳 那珂遺跡 板付遺跡 金隈遺跡 今里不動古墳 崇福寺 妙典寺 万四郎神社 善導寺 綱敷天満宮 聖福寺 妙楽寺 東長寺 龍宮寺（人魚塚） 櫛田神社 萬行寺（明月尼の墓） 承天寺 若八幡宮の力石 （次列へ続く）	中央区 福岡城跡 鴻臚館跡 旧福岡県公会堂貴賓館 警固神社 平尾山荘 西公園 大濠公園 福岡市赤煉瓦文化館 ツクシオオガヤツリ 浄満寺 金龍寺	西区 興徳寺 草場古墳群 野方遺跡 吉武高木遺跡 飯盛神社 金武のヤマモモ 今宿古墳群 今山遺跡 元岡瓜尾貝塚 元寇防塁 夫婦塚 2 号墳 能古焼古窯跡 吉武熊山古墳 長垂の含紅雲母 ^{ペグマタイト} 岩脈 浦江 1 号墳 白鬚神社 勝福寺 誓願寺 橋本八幡宮のイヌマキ群落 女原瓦窯跡
	南区 三宅廃寺跡 寺塚穴観音古墳 大平寺跡 大平寺古墳群 野多目遺跡 老司古墳 老司瓦窯跡	
	城南区 友泉亭公園 菊池神社 梅林古墳 油山観音	

福岡市には、長い歴史の中で育まれてきた個性豊かな伝統文化が市民生活の中に脈々と息づいています。博多松囃子や博多祇園山笠等の伝統的な祭が代々引き継がれ博多の文化を形成しています。